

○ 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（交付の目的）</p> <p>第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次の<u>（1）及び（2）</u>に要する経費を交付することを目的とする。</p> <p><u>（1）</u> 新市場獲得対策</p> <p> <u>ア</u> 別表1の事業に要する経費</p> <p><u>（2）</u> 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p> <u>ア</u> 別表2のⅠの基金の造成に要する経費</p> <p> <u>イ</u> 別表2のⅡの事業に要する経費</p> <p>（定義）</p> <p>第4 本事業における用語については、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）</u> 新市場獲得対策</p> <p> <u>ア</u> 拠点事業者 （略）</p> <p> <u>イ</u> 連携者 （略）</p> <p> <u>ウ</u> 麦・大豆国産化プラン （略）</p> <p><u>（2）</u> 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p> <u>ア</u> 都道府県農業再生協議会 （略）</p> <p> <u>イ</u> 地域農業再生協議会 （略）</p>	<p>（交付の目的）</p> <p>第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次の<u>1</u>及び<u>2</u>に要する経費を交付するものとする。</p> <p><u>1</u> 新市場獲得対策</p> <p> <u>（1）</u> 別表1の事業に要する経費</p> <p> <u>2</u> 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p> <u>（1）</u> 別表2のⅠの基金の造成に要する経費</p> <p> <u>（2）</u> 別表2のⅡの事業に要する経費</p> <p>（定義）</p> <p>第4 本事業における用語については、次のとおりとする。</p> <p><u>1</u> 新市場獲得対策</p> <p> <u>（1）</u> 拠点事業者 （略）</p> <p> <u>（2）</u> 連携者 （略）</p> <p> <u>（3）</u> 麦・大豆国産化プラン （略）</p> <p><u>2</u> 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p> <u>（1）</u> 都道府県農業再生協議会 （略）</p> <p> <u>（2）</u> 地域農業再生協議会 （略）</p>

ウ 都道府県事業実施方針
(略)

エ 産地パワーアップ計画
(略)

オ 取組主体事業計画
(略)

カ 都道府県事業計画
(略)

キ 基金管理団体
(略)

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 新市場推進事業（別表1のIの1、2及び3の(2)のイ)

(2)・(3) (略)

(4) 都道府県推進事業（別表1のIの3の(1)及び(2)の
ア)

(5) 都道府県整備事業（別表1のIIの3の(1)のア及び(2)、
別表2のII)

(流用の禁止)

第8 別表3の区分欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1と2の経費の

(3) 都道府県事業実施方針
(略)

(4) 産地パワーアップ計画
(略)

(5) 取組主体事業計画
(略)

(6) 都道府県事業計画
(略)

(7) 基金管理団体
(略)

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 新市場推進事業（別表1のIの1及び2)

(2)・(3) (略)

(4) 都道府県推進事業（別表1のIの3)

(5) 都道府県整備事業（別表1のIIの3の(1)のア、別表2
のII)

(流用の禁止)

第8 別表3の区分欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1と2の経費の

相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1の事業におけるI、II及びIIIの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1の事業におけるIとIIの経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる2の事業におけるIとIIの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

別表1（新市場獲得対策）

（略）

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）
2 園芸作物等の先導的 取組支援 （1）・（2）（略） （削る） （3）花き	（略）	（略）	（略）
3 国産シェア拡大対策 （1）（略） （2）園芸作物等 ア サプライチェーン 強靱化支援のうち加 工・業務用野菜産地 育成推進 イ 需要拡大支援	（略）	（略）	補助率は、次に掲げるとおりとする。 （1）（略） （2）の事業定額、リース導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。

II 整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）

別表1（新市場獲得対策）

（略）

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）
2 園芸作物等の先導的 取組支援 （1）・（2）（略） <u>（3）野菜</u> <u>（4）花き</u>	（略）	（略）	（略）
3 国産シェア拡大対策 （1）（略） （2）園芸作物 生産・流通支援のうち ア 生産体制合理化実 践推進支援 イ 新素材活用生産資 材の導入	（略）	（略）	補助率は、次に掲げるとおりとする。 （1）（略） （2）の事業定額、事業費の1/2以内とする。

II 整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）

3 国産シェア拡大対策 (1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 園芸作物等 サプライチェーン強 靱化支援のうち ア 流通体制合理化 整備事業 イ 野菜加工施設整 備事業			

3 国産シェア拡大対策 (1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 園芸作物 ア 大型加工施設整 備 (ア) 農産物処理加工 施設 イ 生産・流通支援の うち出荷作業合理 化実践支援 (ア) 集出荷貯蔵施設			

別表3 (第7、第8、第14及び第15関係)

区 分	経 費	補助率	交付決定 者	重 要 な 変 更	
				経費の配 分の変更	事業内容の変更
1 国産農 産物生産 基盤強化 等対策事 業費補助 金 産地生産 基盤パワ ーアップ 事業費補 助金	1 産地生産基盤 パワーアップ事 業推進費 (新市場推進事業) I・II (略) III 需要拡大支援	(略)	(略)	(略)	1・2 (略) 3 経費の欄に掲 げるI、II及びIII のそれぞれの経費 の事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増 4 経費の欄に掲 げるI、II及びIII のそれぞれの経費 の事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 国産農 産物生産 基盤強化等 対策地方公 共団体事業 費補助金	(略)	(略)	(略)	(略)	1・2 (略) 3 事業費の30% を超える増又は 国庫補助金の増

別表3 (第7、第8、第14及び第15関係)

区 分	経 費	補助率	交付決定 者	重 要 な 変 更	
				経費の配 分の変更	事業内容の変更
1 国産農 産物生産 基盤強化 等対策事 業費補助 金 産地生産 基盤パワ ーアップ 事業費補 助金	1 産地生産基盤 パワーアップ事 業推進費 (新市場推進事業) I・II (略) (新設)	(略)	(略)	(略)	1・2 (略) 3 経費の欄に掲 げるI及びIIのそ れぞれの経費の事 業費の30%を超 える増又は国庫補 助金の増 4 経費の欄に掲 げるI及びIIのそ れぞれの経費の事 業費又は国庫補 助金の30%を超 える減
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 国産農 産物生産 基盤強化等 対策地方公 共団体事業 費補助金	(略)	(略)	(略)	(略)	1・2 (略) 3 経費の欄に掲 げるI及びIIの それぞれの経費 の事業費の30% を超える増又は 国庫補助金の増

					4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式第1号-3 (第9関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

					4 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式第1号-3 (第9関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	間接補助事業に要する経費(A+B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等(A)	その他(B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

- (注) 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 地方公共団体の一般会計
 - 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4・5 (略)

(注) (略)

別記1 新市場獲得対策

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第2 取組の内容等

1～3 (略)

4 面積要件

区 分	補助率	補助事業に要する経費(A+B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等(A)	その他(B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

- (注) 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- (新設)
 - (新設)
 - 地方公共団体の一般会計
 - 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4・5 (略)

(注) (略)

別記1 新市場獲得対策

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第2 取組の内容等

1～3 (略)

(新設)

本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業における採択要件のうち別記1別紙1に定める面積要件は、共通3のとおりとする。

5 (略)

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細は以降に定めるIからIIIまでのとおりとする。

- I 果樹
- II 茶
(削る。)
- III 花き

(1) ほ場条件整備

園内道の整備やほ場の傾斜緩和、土壌土層改良、排水路の整備によるほ場条件の整備の取組

(2) 設備導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備の導入等の取組

(3) 品質向上

有機栽培への転換、茶の棚施設を利用した栽培方法への転換、茶の直接被覆栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換

4 (略)

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第2 事業の内容等

本事業の内容等は品目ごとに定めるとおりとする。

- I 果樹
- II 茶
- III 野菜
- IV 花き

(新設)

(新設)

(新設)

<u>換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析の取組</u>	
<u>(4) 技術実証・展示</u>	(新設)
<u>安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験の実施及び新技術等の展示場の設置に係る取組</u>	
<u>(5) 品目等転換検討・調査</u>	(新設)
<u>より需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に係る取組</u>	
<u>(6) 伐採・抜根・整地</u>	(新設)
<u>永年性作物の優良品種等の植栽や園地整理、品目転換等のための伐採（樹体を根元から切断することをいう。）・抜根及び整地に係る取組</u>	
<u>(7) 栽培環境整備</u>	(新設)
<u>品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入に係る取組</u>	
<u>(8) 植栽</u>	(新設)
<u>果樹及び茶の優良品種等の植栽等（伐採・抜根・整地後の植栽を含む。）に係る取組</u>	
<u>(9) 未収益支援</u>	(新設)
<u>果樹及び茶の植栽等により発生する未収益期間の樹体管理に係る取組</u>	
<u>(10) 研修の開催等</u>	(新設)
<u>新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組</u>	
<u>(11) 推進事務</u>	(新設)

第2の1のI及びIIの事業において、事業実施主体（第2の1のIの事業においては、第2の1のIの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、（1）から（10）までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のI及びIIの事業にあつては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下及びIからIIIまでに定めるとおりとする。

ただし、第2の1のIに係る事業にあつては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあつては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

（1）ほ場条件整備 1／2以内

（2）設備導入 1／2以内

（3）品質向上 1／2以内

（4）技術実証・展示 定額、1／2以内

（5）品目等転換検討・調査 定額（転換面積10a当たり2万円。

ただし1経営体当たり上限20万円とする。）

（新設）

- (6) 伐採・抜根・整地 1 / 2以内
- (7) 栽培環境整備 定額 (転換面積10aあたり30万円以内)
- (8) 植栽 1 / 2以内
- (9) 未収益支援 定額
- (10) 研修の開催等 定額
- (11) 推進事務 定額

第3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第2の1のIの事業については農産局において、第2の1のII及びIIIの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

(1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第

第3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第2のIの事業については農産局において、第2のIIからIVまでの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

(1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第

2の1のIの事業については応募者に対して、第2の1のII及びIIIの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。

(2)・(3) (略)

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のIにあつては農産局長、第2の1のII及びIIIにあつては地方農政局長等（以下「農産局長等」という。）へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

(2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業内容の取組の新設

イ 成果目標の変更

ウ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(3) 第2の1のII及びIIIの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

ア 事業の実施要件を全て満たしていること。

2のIの事業については応募者に対して、第2のIIからIVの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。

(2)・(3) (略)

(新設)

イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長等に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 農産局長等は、(1) のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は第2の1のⅠの第2の3及びⅡの第4の(6)に定める支援対象者のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。

(1) 農産局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 事業実施主体が第7の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき。

(3) 導入した設備が消滅又は消失したとき。

(4) 導入した設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。

(5) 改植等の取組が継続されていないこと、改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

1 管理運営

支援対象者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備

第4 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(新設)

(新設)

等」という。)について、法定耐用年数の満了時までには、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

3 事業名等の表示

支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

第7 点検評価等

(新設)

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。

(2) 農産局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。

する。

(2) 農産局長等は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

別表1 (補助対象経費)

(新設)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<u>・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費</u> <u>(ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)</u>	<u>・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。</u> <u>・耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</u> <u>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</u>
賃金等		<u>・事業を実施するた</u>	<u>・賃金については、</u>

		<p><u>め直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</u></p>	<p><u>「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</u> ・ <u>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</u> ・ <u>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</u>
事業費	会場借料	<p>・ <u>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</u></p>	<p>・ <u>自らが会議室を所有している場合は、その会議室を優先的に使用すること。</u></p>
	通信運搬費	<p>・ <u>事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の</u></p>	<p>・ <u>切手は物品受払簿で管理すること。</u></p> <p>・ <u>電話等の通信費に</u></p>

	<u>通信に係る経費</u>	<u>については、基本料は除く。</u>
<u>借上費</u>	・ <u>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費</u>	
<u>印刷製本費</u>	・ <u>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費</u>	
<u>資料購入費</u>	・ <u>事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費</u>	・ <u>新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。</u>
<u>原材料費</u>	・ <u>事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要原材料の経費</u>	
<u>資機材費</u>	・ <u>事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）</u>	
<u>消耗品費</u>	・ <u>事業を実施するた</u>	・ <u>消耗品費は物品受</u>

	<u>めに直接必要な以下の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</u> ・<u>USB メモリ等の低廉な記録媒体</u> ・<u>実証試験等に用いる低廉な器具等</u> ・<u>本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費</u> 	<u>払簿で管理すること。</u>
植栽費	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費</u> 	
転換等助成費	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産者が転換先品目を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費</u> 	
未収益期間栽培管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に</u> 	

		<u>直接必要な経費</u>	
	<u>ほ場整備費</u>	<u>ほ場の整備に直接必要な以下の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>土壌土層改良費(重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等)</u> ・<u>園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費</u> 	
	<u>設備設置費</u>	<u>以下の設備の設置に直接必要な経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>防霜、防雹、防風、その他病虫害対策に係る設備の整備費(防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費)</u> ・<u>用水、かん水施設等の整備費(揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費)</u> 	
	<u>燃料費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費</u> 	
<u>旅費</u>	<u>委員旅費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業を実施するために直接必要な会</u> 	

		議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・自身、自身の代表者及び自身に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。た

			<p><u>だし、交付事務の委託についてはこの限りではない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</u> ・ <u>民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</u>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</u> 	
雑 役 務 費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</u> 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</u> 	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあつては補助対象外とする。

- ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表2（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・ 過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・ 効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

- 1 (略)
- 2 各品目の審査基準
 - (1) (略)
 - (2) 茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
------	------	------	------

別表（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・ 過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・ 効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

- 1 (略)
- 2 各品目の審査基準
 - (1) (略)
 - (2) 茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
------	------	------	------

茶に対する知見		(略)	(略)	(略)
成果目標に関する基準	Ⅱの第4の _(1)のア	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第4の _(1)のイ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第4の _(1)のウ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第4の _(1)のエ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第4の _(1)のオ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第4の _(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合 ※災害発生年と比較する単収は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの3年間の平均値とする。	(略)	(略)

茶に対する知見		(略)	(略)	(略)
成果目標に関する基準	Ⅱの第2の3 の(1)のア	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第2の3 の(1)のイ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第2の3 の(1)のウ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第2の3 の(1)のエ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第2の3 の(1)のオ	(略)	(略)	(略)
	Ⅱの第2の3 の(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合	(略)	(略)

(削る。)

(3) 野菜

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準	目標年度における対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の増加割合 ※複数の品目・品種等を対象とする場合は、当該品目・品種等の合計出荷額の割合を基準としてポイントを付与する。	10%以上	5
		9%以上	4
		8%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
		【輸出実績がない事業実施主体の場合】	5
		・8%以上	4
		・7%以上	3
		・6%以上	2
		・5%以上	1
・3%以上	0		
・3%未満			
事業対象品目・品種における輸出先のニーズ分析	・定量的な分析が行われているか。 ・客観的な分析が行われているか。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた分析が行われているか。 ・輸出先国は、ニーズの結果を踏まえて選択されているか。 ・事業対象品目は、ニーズ分析の結果を踏まえて選択されているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

(3) (略)

(4) (略)

I 果樹

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量

のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴灌水同時施肥法や機

のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴灌水同時施肥法や機能性果実袋を利用した

能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(2) 事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

生理障害軽減技術といった果樹生産技術が、我が国果実の高い国際競争力を支えてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症のまん延により、当該技術の基幹となる被覆資材が入手困難となっており、市場の信頼を維持し、安定した高品質生産を継続するためには、緊急に代替資材等による生産技術を確立することが必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

(新設)

(3) 業務の内容については、2に定める本事業の事業実施者(以下「事業実施者」という。)に対する助成及びそれに附随する業務とする。

(4) 必要な報告の聴取又は調査

事業実施主体は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(5) 事業の円滑な推進

事業実施主体は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要となる取組

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業実施者

(1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人(果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。)とし、産地協

議会と連携して事業を実施するものとする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会
その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

(2) 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。

イ 事業実施者がアに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。

ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。

(3) 別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験(以下「技術の実証」という。)の実施については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施

主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア 自らが取組を実施すること。

イ 取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けること。

(4) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、(3)にあつては、この限りでない。

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(3)、(4)及び(5)に限る。また、2(3)の場合にあつては、支援対象者を設定しないものとする。

(1) 産地計画において担い手と定められた者

(2) 産地計画に参画している生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実に認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)

(3) 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地区(同条第3項の地区をいう。以下同じ。)に位置付けられた担い手等(目標地区に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号

ハに定める組織)、市町村の基本構想(基盤法第6条第1項に定める基本構想)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者)

(4) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)

(5) 生産出荷団体(別紙2の第2の1(4)に定める取組の実施に限る。)

(6) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

(削る。)

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者(以下「支援対象者」という。)が、『果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)』(以下「産地計画通知」という。)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)等に基づき、当該計画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

(1) 技術の実証については、社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規

第2 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、2の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、4に定める本事業の支援対象者(以下「支援対象者」という。)が、『果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)』(以下「産地計画通知」という。)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)等に基づき、当該計画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる以下の取組に対し支援する取組とする。

(新設)

模実証とし、その補助率は1/2とする。

(2) 植栽（別紙2の第2の1（8））及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。）や、省力的植栽（園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。）、優良品目・品種の植栽とする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(3) 別紙2の第2の1の（9）の未収益支援の補助率は、10a当たり22万円の定額とする。

(削る。)

(1) 国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。）や優良品目・品種への改植（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する移動改植を含む。Iにおいて以下同じ。）・新植及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理

(2) 防霜ファン、かん水設備、多目的防災網及び農産局長との協議の上でその他事業実施主体が特に必要と認める災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備

(3) 病害の低減に資する雨よけ設備の設置

(4) 社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証（新設）

2 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団

法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（2）事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

（3）業務の内容については、3に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附随する業務とする。

（4）必要な報告の聴取又は調査事業実施主体は、（3）の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（5）事業の円滑な推進事業実施主体は、（3）の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

(削る。)

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要となる取組

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

3 事業実施者

(1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協議会と連携して事業を実施するものとする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県においては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

(2) 都道府県の区域を超える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。

イ 事業実施者が前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事

(削る。)

業実施主体に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。

ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。

(3) 1 (4) に定める取組については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア 自らが1 (4) に定める取組を実施すること

イ 1 (4) に定める取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けるものとする。

(4) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、(3) にあつては、この限りでない。

4 支援対象者

1 に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、1 (4) に定める取組については、次の(3)、(4)及び(5)に限る。また、3 (3) の場合にあつては、支援対象者を設定しないものとする。

(1) 産地計画において担い手と定められた者

(2) 産地計画に参画している生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち(4)以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。

(2) 別紙2の第2の1(8)及び(9)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。

転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真(日付入り)等の確認

以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)

(3) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)

(4) 生産出荷団体(1(4)に定める取組に限る。)

(5) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

5 事業の実施要件

次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 1(1)、(2)及び(3)に定める取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、1(4)に定める取組については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。

(2) 1(1)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。

転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第3の2に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真(日付入り)等の

根拠書類を5年間保管すること。

- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。

ア 支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること

イ・ウ （略）

エ 技術の実証の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること

- (4) 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。

ア 別紙2の第2の1のうち以下のイ及びウ以外の取組：地続きでおおむね2 a 以上

イ 別紙2の第2の1（1）及び（2）に定める取組（以下「ほ場条件整備等」という。）：地続きでおおむね10 a（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2 a）以上

ウ 別紙2の第2の1（4）に定める取組：おおむね200 a（ただし、別紙2の第2の1（4）に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2 a）以上

- (5) ほ場条件整備等の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。

確認根拠書類を5年間保管すること。

- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウのいずれかの要件を満たすこと。ただし、1（4）に定める取組については、支援対象者（3（3）の場合にあつては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。

ア 改植及び新植後の支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること

イ・ウ （略）

エ 新技術の実証等の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること

- (4) 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。

ア 1（1）に定める取組：地続きでおおむね2 a 以上

イ 1（2）及び（3）に定める取組：地続きでおおむね10 a（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2 a）以上

ウ 1（4）に定める取組：おおむね200 a 以上

- (5) 1（2）及び（3）の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。

また、これ以外の取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

- (6) ほ場条件整備等及び省力的植栽ほ場の展示に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (7) 別紙2の第2の1(2)に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1(8)に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

(削る。)

また、1(1)及び(4)に定める取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

- (6) 1(2)及び(3)の実施に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (7) 1(3)に定める取組は、1(1)に定める改植・新植の取組と一体的に実施するものとする。

第3 事業実施手続

1 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1-1号により事業実施計画を作成の上、農産局長へ提出し、その妥当性について農産局長と協議を行うものとする。また、事業実施計画に定める成果目標の達成年度は、事業実施年度から4年後とする。なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画については、農産局長との協議を行ったものとみなすことができる。

(2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業内容の取組の新設

イ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第5 果樹先導的取組支援事業実施計画

(1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第1号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、技術の実証を実施する支援対象者は、別紙参考様式第2号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。

(2)・(3) (略)

(削る。)

2 果樹先導的取組支援事業実施計画

(1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第1号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、第2の1(4)の取組を実施する支援対象者は、別紙参考様式第2号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。

(2)・(3) (略)

3 補助対象経費

本事業における補助対象経費はI別表のとおりとし、補助率は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費につき定額とする。ただし、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知)の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

(2) 支援対象者が行う本事業の実施に必要な経費につき2分の1以内とする。ただし、改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費については、定額(22万円/10a以内)とする。

4 事業の着手

(削る。)

第6 推進指導体制等

(1)・(2) (略)

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。た

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第1－2号により農産局長に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前着手届を提出した場合

であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 農産局長は、(1) のただし書による交付決定前着手につ

いては、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

5 推進指導体制等

(1)・(2) (略)

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関

だし、技術の実証についてはこの限りでない。

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

(1) 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

ア～コ (略)

(2) (1) に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、(1) に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

(3) 設備導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1) に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順 (同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順) に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 補助金の交付

(1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第4号又は別紙参考様式第5号に定める果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書により事業実施者 (第2

係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。ただし、第2の1(4) で定める取組についてはこの限りでない。

第4 補助金の配分

(新設)

1 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

(1) ~ (10) (略)

2 1 に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、1 に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

3 第2の1(3) の取組については、産地協議会ごとに1 に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順 (同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順) に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

第5 補助金の交付

1 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第4号又は別紙参考様式第5号に定める果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書により事業実施者 (第2の3(3)

の2(3)の場合にあっては事業実施主体)に対し補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施者(第2の2(3)の場合を除く。)は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

3 実績報告

(1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の(1)の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者(第2の2(3)の場合にあっては事業実施主体)に報告するものとする。

(2) 事業実施者(第2の2(3)の場合を除く。)は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

4 補助金の支払

の場合にあっては事業実施主体)に対し補助金の交付を申請するものとする。

2 事業実施者(第2の3(3)の場合を除く。)は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

第6 実績報告及び補助金の請求

1 支援対象者は、本事業の実績について、第3の2(1)の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者(第2の3(3)の場合にあっては事業実施主体)に報告するものとする。

2 事業実施者(第2の3(3)の場合を除く。)は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

3 事業実施主体は、事業終了後3か月以内に、1及び2の報告を取りまとめ、内容を審査した上、別紙様式第1-3号による事業実施報告書を農産局長に提出するものとする。

4 事業実施主体は、事業が完了した場合は、内容を審査した上、別紙様式第1-4号及び別紙様式第1-5号により補助金請求書を作成し、農産局長に提出するものとする。

5 事業実施主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別紙様式第1-6号により補助金請求書を作成し、農産局長に提出するものとする。

第7 補助金の支払い

事業実施主体は、3の(1)及び(2)により報告された場合には、第2の1(2)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第2の2(4)の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。

(削る。)

(削る。)

事業実施主体は、第6の1及び2により報告された場合には、第2の2(2)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。

第8 補助金の返納

事業実施主体は、本事業に係る補助金の交付を受けた支援対象者等が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該支援対象者等に指示を行い、農産局長に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第9 設備等の管理運営に関する基準等

1 管理運営

支援対象者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

3 事業名等の表示

(削る。)

第8 その他
1・2 (略)

(削る。)

支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

第10 点検評価等

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第1－7号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第1－8号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

第11 その他

1・2 (略)

I 別表 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品		・事業を実施するため	・取得単価が50万円以

費		<p><u>に直接必要な試験、 検証及び調査に係る 備品の購入に要する 経費</u> <u>(ただし、リース・レ ンタルを行うことが 困難な場合に限る)</u></p>	<p><u>上の機器及び器具に ついては、見積書(原 則3社以上、該当する 設備備品を1社しか 扱っていない場合は 除く)やカタログ等を 添付すること</u> ・<u>耐用年数が経過する までは、支援対象者に よる善良なる管理者 の注意をもって当該 備品を管理する体制 が整っていること</u> ・<u>当該備品を別の者に 使用させる場合は、使 用・管理についての契 約を交わすこと</u></p>
賃金 等		<p>・<u>事業を実施するため 直接必要な業務を目的 として、事業実施 主体が雇用した者に 対して支払う実働に 応じた対価(日給又 は時間給)及び通勤 に要する交通費並び に雇用に伴う社会保 険料等の事業主負担 経費</u></p>	<p>・<u>賃金については、「補 助事業等の実施に要 する人件費の算定等 の適正化について(平 成22年9月27日付け 22経第960号農林水 産省大臣官房経理課 長通知)」に定めると ころにより取り扱う ものとする</u> ・<u>賃金の単価の設定根 拠となる資料を添付 すること</u></p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・支援対象者が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること ・電話等の通信費については、基本料は除く
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く

資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く） 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	・消耗品費は物品受払簿で管理すること
改植費	<ul style="list-style-type: none"> ・省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の実施に直接必要な経費 	
未収益期間栽培管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・改植・新植等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費 	

	<u>ほ場整備費</u>	<u>ほ場の整備に直接必要な以下の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等）</u> ・<u>園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費</u> ・<u>防霜、防雹、防風、その他病虫害対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費）</u> ・<u>用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）</u> 	
<u>旅費</u>	<u>委員旅費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</u> 	
	<u>調査等旅費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業を実施するために直接必要な支援対象者等が行う資料収</u> 	

		<p><u>集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</u></p>	
謝金		<p><u>・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</u></p>	<p><u>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</u> <u>・支援対象者、支援対象者の代表者及び支援対象者に従事する者に対する謝金は認めない</u></p>
委託費		<p><u>・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費</u></p>	<p><u>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする</u> <u>・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない</u> <u>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない</u> <u>・民間企業内部で社内</u></p>

			<u>発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする</u>
<u>役 務 費</u>		<u>・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</u>	
<u>雑 役 務 費</u>	<u>手数料</u>	<u>・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</u>	
	<u>租税公課</u>	<u>・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</u>	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備

II 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

(削る。)

品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

II 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の新植・改植等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う以下の取組とする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下(1)に掲げる者とし、(2)の全ての要件を満たすものとする。

(1) ア～ウ (略)

(削る。)

(2) (略)

(削る。)

(1) 茶の改植等

国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図ることができる優良品種への改植等(改植(移動改植を含む。)、新植、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析をいう。以下同じ。)。

(2) 災害対応設備の設置

防霜ファンその他地方農政局長等が特に必要と認める災害対応設備の設置

(3) (1) 及び (2) を実施するための推進事務

2 事業実施主体

事業実施主体は、以下(1)に掲げる者とし、(2)の全ての要件を満たすものとする。

(1) ア～ウ (略)

エ 特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)(1)(2)に取り組む場合のみ

(2) (略)

3 事業の実施要件

次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	成果目標	目標年度 (事業実施年度から

		<u>の年数)</u>
ア	<u>栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること</u>	<u>3年後</u>
イ	<u>栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること</u>	<u>3年後</u>
ウ	<u>生産量又は販売額を12%以上増加すること</u>	<u>3年後</u>
エ	<u>栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること</u>	<u>4年後</u>
オ	<u>栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること</u>	<u>3年後</u>
カ	<u>防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること</u>	<u>2年後</u>

(2) 受益面積が20 a 以上であること。

(3) 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと（1（2）に定める取組に限る。）。

(4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）に65歳未満の者が含まれること。

(5) 受益農業従事者が5名以上であること。

(6) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のア又

(削る。)

はイに該当すること。

ア 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）又は経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

イ 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

（7）1の（1）に取り組む場合にあつては、4に定める要件を満たしていること。

（8）1の（2）に取り組む場合にあつては、5に定める要件を満たしていること。

4 茶の改植等

1の（1）の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

（1）定義

Ⅱにおける用語については、以下のアからケまでのとおりとする。

ア 改植（移動改植を含む。）

茶園において、茶樹の樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあつては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

カ 直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

キ 有機栽培への転換

有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ク 輸出向け栽培体系への転換

輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することをいう。

第3 事業の内容等

(削る。)

1 本事業で支援する取組

第2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う別紙2の第2の1に掲げる取組とする。

また、各取組に係る留意事項は以下のとおりとする。

(1) 設備導入(別紙2の第2の1(2))については、以下に定めるところによるものとする。

ア 事業実施主体は、交付決定後、当該設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

イ 導入設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること

ウ 導入設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

ケ 未収益支援

改植等(新植(災害復旧事業や土地改良事業により造成した茶園に植栽する場合を除く。)、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を除く。)の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

(2) 事業内容

ア～エ

(新設)

エ 導入する設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) 品質向上 (別紙2の第2の1 (3)) については、以下のとおりとする。

ア 棚施設を利用した栽培法への転換については、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換するものとする。

イ 直接被覆栽培への転換については、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換するものとする。

ウ 有機栽培への転換については、有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することとする。また、対象とする茶園にあつては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得するものとする。

エ 輸出向け栽培体系への転換については、輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することとする。また、対象とする茶園にあつては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売するものとするほか、事業実施主体がGFPコミュニティサイトへの登録を行っていることを要件とする。

(3) 技術実証・展示 (別紙2の第2の1 (4)) については、以下のとおりとし、その補助率は1/2以内とする。

ア 技術実証については、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証とする。

イ 展示については、茶への転換や省力的な栽培管理に資す

るほ場条件整備・植栽方法等に係る展示とする。

(4) 植栽(別紙2の第2の1(8)。台切りを含む。)及び伐採・
拔根・整地(別紙2の第2の1(6))とあわせ行う植栽(伐
採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を
含む。)については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体
質強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

(5) 未収益支援(別紙2の第2の1(9))については、次に掲
げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に
10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助
金の総額とする。

<u>支援内容</u>	<u>10a 当たり単価</u>
<u>(ア) 植栽に伴う未収益支援①</u>	<u>141,000円</u>
<u>(イ) 植栽に伴う未収益支援② (第4の(6)のア(カ) を満たす場合に限る。)</u>	<u>181,000円</u>
<u>(ウ) 棚施設を利用した栽培法 への転換に伴う未収益支援</u>	<u>40,000円</u>
<u>(エ) 台切りに伴う未収益支援</u>	<u>70,000円</u>

※台切りとは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ(地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあつては、当該高さ)で茶樹を切断することをいう。

2 事業実施区域

(略)

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	<u>成果目標</u>	<u>目標年度 (事業実施年度か らの年数)</u>
<u>ア</u>	<u>栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。</u>	<u>3年後</u>
<u>イ</u>	<u>栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。</u>	<u>3年後</u>
<u>ウ</u>	<u>生産量又は販売額を12%以上増加すること。</u>	<u>3年後</u>
<u>エ</u>	<u>栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。</u>	<u>4年後</u>
<u>オ</u>	<u>栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。</u>	<u>3年後</u>
<u>カ</u>	<u>防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。</u>	<u>3年後</u>

(3) 事業実施区域

(略)

(新設)

- (2) 受益面積が20 a 以上であること。
- (3) 第3の1(1)に取り組む場合にあっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (4) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)に65歳未満の者が含まれること。
- (5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のアからエのいずれかに該当すること。
- ア 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
- イ 経営再開マスタープラン(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- ウ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に定める地域計画(以下「地域計画」という。)において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

エ 農地中間管理機構（農地主幹管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

（6）第3の1（2）及び（4）に取り組む場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。

ア 支援の対象となる生産者

事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。

（ア）茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における植栽の実施面積の合計が、20 a 以上であること。

（イ）茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

（ウ）茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のaからdのいずれかに該当すること。

a 人・農地プランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

b 経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

c 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、
又は位置付けられることが確実と見込まれること。

d 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借
り受けることが見込まれること。

(エ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。

(オ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則と
して、茶生産者グループを構成する茶の生産者が植栽等
を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事
業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかつ
た場合にあつては、当該事業の実施年度の前年度）にお
いて、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加
工施設であること。

(カ) 第3の1の(5)の(イ)に掲げる未収益支援を受け
る場合は、次の取組を行うこと。

a 40a 以上又は植栽実施面積の1割以上について異な
る品種への転換を行うこと。

b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を
選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。

(a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に
資する先端技術の実証ほの設置

(b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実
証ほの設置

(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正
な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

(d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発

酵茶等の栽培・加工の取組の実施

イ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) 第3の1(2)に定める取組を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

(イ) 植栽後は、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有すること。

(ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること。

(エ) 当該茶園について、農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。

(オ) 当該茶園を農地以外のものにするを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。

(カ) 過去(同一の作物年に実施する場合を除く。)に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1(2)又は(4)に定める取組を実施した茶園でないこと。ただし、第3の1(2)に定める取組に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。

(7) 受益農業従事者が5名以上であること。

第5 事業実施確認・報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行うこととしている茶園が第4の(6)イに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。

(2) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ア 事業の取組が確実に実施されたこと。

イ (略)

ウ 植栽を行った場合にあつては、新たに植栽した茶樹の品種名
(削る。)

エ～キ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 確認業務の委託

事業実施主体は、(1) 及び (2) に係る確認業務を次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) 事業実施主体は、茶生産者グループが改植等を行うこととしている茶園が (2) ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。

(イ) 事業実施主体は、茶生産者グループが改植等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

a 改植等の取組が確実に実施されたこと

b (略)

c 改植を行った場合にあつては、新たに植栽した茶樹の品種名

d 移動改植を行った場合にあつては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと

e～h (略)

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア) 及び (イ) に係る確認業務を次のaからdまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ア～エ (略)

(6) 実施確認結果の通知

ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、第4の(1)に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、植栽等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、植栽等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りではない。

(1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、植栽等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合

a～d (略)

(カ) 実施確認結果の通知

a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

b aの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

イ 事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、3の(1)に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りではない。

(ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合

(2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、植栽等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実に見込まれる場合

(削る。)

(イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実に見込まれる場合

5 災害対応設備の設置

1の(2)の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業実施主体は、交付決定後、災害対応設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、災害対応設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第2-1号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 導入対象防災設備の適正な利用が確実に認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること

(3) 導入対象防災設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

(4) 導入する災害対応設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第3 事業実施手続

1 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、事業実施前に、事業実施計画を作成の上、

(削る。)

別紙様式第2-2号により地方農政局長等へ提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

(3) (1) の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1) に準じて行うものとする。

ア 事業内容の取組の新設

イ 成果目標の変更

ウ 第2の1の(1)及び(2)の取組における支援対象者の変更

エ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4) 地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、地方農政局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

ア 事業の実施要件を全て満たしていること

イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること

2 補助対象経費

本事業における補助対象経費はⅡ別表のとおりとし、補助率

は以下のとおりとする。

また、申請補助金額については、千円単位で計上する。

(1) 第2の1の(1)及び(2)の実施に必要な経費につき2分の1以内とする。ただし、改植等に伴う第2の4の(1)のケの未収益支援を受ける場合は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10a当たり単価
(ア) 改植に伴う未収益支援①	141,000円
(イ) 改植に伴う未収益支援② (第2の4の(2)のイの (カ)を満たす場合に限 る)	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法へ の転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円

(2) 第2の1の(3)の実施に必要な経費につき定額とする。

3 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2-3号により、地方農政局

(削る。)

長等に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 補助金の返納

1 事業実施主体は、本事業に係る補助金の交付を受けた支援対象者等が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該支援対象者等に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者のいずれかがこれらの事由のいずれか

に該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。

(1) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき

(2) 事業実施主体が第5の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき

(3) 導入した防災設備が消滅又は消失したとき

(4) 導入した防災設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき

(5) 茶の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

第5 点検評価等

1 事業実施状況の報告事業実施主体は、本要綱第35に基づき、別紙様式第2-4号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、別紙様式第2-5号により事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に

(削る。)

(削る。)

(削る。)

評価を行うよう指導するものとする。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

- 1 管理運営受益農業従事者は、事業により整備した設備やほ場(以下「設備等」という。)について、法定耐用年数の満了時まで、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。
- 2 指導監督事業実施主体は、事業の適正な推進が図られるよう、受益農業従事者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、事業実施主体は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、受益農業従事者を十分に指導監督するものとする。
- 3 事業名等の表示受益農業従事者は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

II 別表(補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<u>・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費</u> <u>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</u>	<u>・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。</u> <u>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主</u>

			<p>体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</p> <p>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</p>
賃金等		<p>・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<p>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p> <p>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</p>

事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)	

消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
改植費	<ul style="list-style-type: none"> ・改植等（移動改植を含む。）、新植、栽培方法の転換の実施に必要な経費 	
防災設備設置費	<ul style="list-style-type: none"> ・防霜に係る設備の設置費 	
未収益期間栽培管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・改植等（移動改植を含む。）、棚施設を利用した栽培法への転換及び台切りの実施後、未収益となる期間に要する経費 	
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に使用する 	

		自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な支援対象者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業

		<u>施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費</u>	<u>務に限り実施できるものとする。</u> <u>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。</u> <u>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</u> <u>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</u>
役 務 費		<u>・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</u>	
雑 役 務 費	手数料	<u>・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</u>	
	租税公 課	<u>・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印</u>	

(削る。)

		紙に係る経費	
--	--	--------	--

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

Ⅲ 野菜

第1 趣旨

野菜については、人口減少の影響等により国内の消費量は減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食等の消費が大幅に減少する等の影響が生じている。

一方で、世界の食料需要は増加する見込みであるものの、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準値等に適合しない野菜は輸出することができないため、輸出拡大の機会を逃してい

る。

このような中、我が国の野菜の国際競争力の強化並びに産地の維持及び発展を図るためには、海外の規制に対応するとともに、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の野菜を継続的に生産することができる体制を構築することにより、マーケットインの発想を持って輸出先国のニーズに合わせた野菜の生産拡大を行う産地の育成が急務となっている。

このため、海外市場の需要に対応した生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組に必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の要件を満たす者とする。

1 以下に掲げる団体であって、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する法人をいう。）

(5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）

(6) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

2 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者

(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上であること。

3 GFPコミュニティサイトに登録していること。

第3 事業内容、補助対象経費、補助率等

1 事業の取組内容

事業実施主体は、輸出向けの品目・品種等への転換に必要な以下の(1)～(3)の取組を実施することができるものとする。

ただし、(1)を必須の取組とし、これに併せて(2)又は(3)の取組を行わなければならないものとする。

(1) 産地の合意形成の取組

栽培・販売方法等についての検討会、先進地調査、実需者や専門家との意見交換等の取組

(2) 技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組

輸出先国の植物検疫への対応や海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)での生産等を行うため、新たに必要となる技術導入に要する生産資材・機器等の導入等の取組

(3) 農業機械のリース方式による導入の取組

輸出先国の植物検疫への対応や海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)での生産等を行うため、新たに必要となる農業機械のリース方式による導入の取組

2 事業対象品目

本事業の対象とする品目は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 輸出向けに出荷することを目的として生産される野菜であ

ること。

(2) 海外市場においてニーズがある品目・品種等であること。

3 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、Ⅲ別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

(1) 産地の合意形成の取組

1の(1)に係る経費のうち、会場借料、調査等旅費、謝金、消耗品費等とする。

(2) 技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組

1の(2)に係る経費のうち、備品費、借上費(パイプハウスのパイプや生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。)とする。

(3) 農業機械のリース方式による導入の取組

1の(3)に係る経費のうち、借上費とする。

(4) 次に掲げる経費は補助対象としない。

ア 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

イ 輸出向けの品目・品種等への転換等を主目的としない取組

ウ 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

エ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インタ

ーネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

4 補助率

(1) 本事業の補助率は、1の(1)の取組は定額、1の(2)及び(3)の取組は1/2以内とする。

(2) 1事業計画当たりの補助限度額は5千万円とする。

5 補助要件

(1) 海外市場においてニーズがある野菜の品目・品種等に転換すること。

(2) 対象品目における輸出向けの出荷先となる実需者は、直近3年間において農産物又は農産物を利用した加工食品の輸出実績がある者であること。ただし、事業実施主体が自ら輸出を行う場合は、直近3年間において事業実施主体に対象品目又は対象品目を利用した加工食品の輸出実績があること。

(3) 目標年度以降も、継続して輸出を行う見込みがあること。

(4) 事業実施期間中に、天災その他事業実施主体の責によらない事由により事業対象品目の輸出を行うことが困難となった場合は、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

第4 成果目標及び目標年度の設定

本事業の成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

目標年度までに、対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5%以上増加させること。

ただし、事業実施前に対象品目における輸出実績がない場合は、対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を

3%以上とすること。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第5 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第3-1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実体計画の協議を受けた場合は、その内容を検討するものとする。

(3) 農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画は、地方農政局長等の協議を行ったものと見なすことができる。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる重要な変更該当する場合には、1に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 特に必要と認められる重要な変更

3 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着

手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3-2号により、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 点検評価等

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第3-3号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1) の報告の内容を確認し、成果目標

に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別紙様式第3－4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、農産局長に対し、(2)の検討会開催後速やかに評価結果を別紙様式第3－5号により報告するものとする。

(4) 農産局長は、(3)により報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(5) 地方農政局長等は、(4)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(6) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別紙様式第3－6号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、

又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(7) (6) の改善計画に基づく取組の再評価については、(1) から (5) までに準じて行うものとする。

(8) 地方農政局長等は、(4) により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

3 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施時に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表できるものとする。

第7 その他

1 技術導入のための生産資材・機器等の導入等に関する留意事項

(1) 生産資材・機器等の導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な生産資材・機器等の規模に基づいて決定することができるものとする。

(2) 毎年度必要となる生産資材の導入に係る経費は助成対象としない。

(3) 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合は、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能と

なるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合は、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入すること。

2 農業機械のリース方式による導入の取組に関する留意事項

(1) 農業機械のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。

(2) 農業機械のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次のア及びイの算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1／2以内

(3) 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

(4) 対象機械の範囲

導入する農業機械は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものと

する。

ア トラクター

イ 農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

ウ 中古の機械

エ 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

(5) 利用条件

ア 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業機械を継続利用する場合は、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

イ 本事業で助成の対象となる農業機械のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

ウ 導入する農業機械は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

(6) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）

は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア リース事業者及びリース料が（７）により決定されたものであること。

イ リース期間が１年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

ウ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

（７）リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

（８）助成金の支払申請に係る書類

ア 事業実施主体は、（７）の入札結果及びリース契約に基づき農業機械を導入する場合は、地方農政局長等に対し助成金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

イ 地方農政局長等は、提出のあった請求内容及び資料を確

認の上、2の(2)に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者を支払うことができるものとする。

(9) スマート農機(自動収穫機、GPS車速連動施肥機等)、IoT機器(環境制御施設、遠隔灌水管理システム等)等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

3 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、別の者に使用させる場合には、事前に地方農政局長等の承認を受けるものとする。

Ⅲ別表(補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は

		<u>難な場合に限る。</u>	<u>除く。）やカタログ等を添付すること。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
<u>賃金等</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に依じた対価以

			<u>外の有給休暇や各種手当は認めない。</u>
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体等が会議室を所有している場合は、事業実施主体等の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品	事業を実施するため	・消耗品は物品受払簿

	費	<u>に直接必要な以下の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</u> ・ <u>USB メモリ等の低廉な記録媒体</u> ・ <u>実証試験、検証等に用いる低廉な器具等</u> ・ <u>本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費</u> 	<u>で管理すること。</u>
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</u> 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</u> 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するため</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>謝金の単価の設定根</u>

		<p><u>に直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</u></p>	<p><u>拠となる資料を添付すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業実施主体等の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。</u>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</u> ・ <u>補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。</u> ・ <u>事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</u> ・ <u>民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</u>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成</u> 	

		果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租 税 公 課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

Ⅲ 花き

第2 事業実施主体

(1) 本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。

ア～ウ (略)

(2) 協議会の要件は次のとおりとする。

ア～オ (略)

(3) (略)

(削る。)

第3 事業の内容

第2の事業実施主体が行う、別紙2の第2の1に掲げる取組のうち転換元品目から転換先品目への転換に必要な取組とする。

各取組に係る留意事項は以下のとおりとし、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み

Ⅳ 花き

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。

(1) ～ (3) (略)

2 協議会の要件は次のとおりとする。

(1) ～ (5) (略)

3 (略)

第3 事業対象品目

本事業の助成の対象となる転換元品目は、原則として以下の要件を満たす花き品目とする。また、転換先品目は原則として花き品目とするが、需要調査や栽培実証の結果、花き品目への転換が困難な場合は、地方農政局長等と協議の上、花き以外の園芸品目を転換先品目とすることができる。

1 本事業で実施する需要回復が見込まれない品目から需要が見込まれる品目への転換面積が1つの事業実施計画につきおおむね50a以上となる品目であること。

2 当該品目について本事業で転換を行うことについて、事業実施地区内で合意形成が行われていること。

第4 事業の内容

事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換に必要な以下の取組を実施できるものとする。

なお、2及び3の取組を実施する場合は、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み量等）が確認できているものとする。

量等)が確認できているものに限るものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(1) 設備導入(別紙2の第2の1(2))については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が50万円未満のものとし、原則として新品とする。

(2) 技術実証・展示(別紙2の第2の1(4))については、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質

1 品目等転換に必要な検討や需要調査等の実施転換先品目の選定や販売方法、販売先等についての検討会の開催、市場や実需者への需要調査、転換先品目の先進的な産地調査等の取組。

2 品目等転換に必要な生産資材等の導入生産者が転換先品目の生産を行うために新たに必要となる転換先品目の生産資材等の導入の取組。

3 品目等転換に必要な農業設備等の導入転換先品目の生産や出荷等に新たに必要となる農業設備及び機器の導入の取組。

4 その他必要な取組転換先品目の栽培等に必要な知識・技術を習得するための研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質保持等を目的とした実証試験の実施、転換先品目の販路開拓に必要なとなるカタログ等のPR資材の作成等の取組。

第5 補助対象経費、補助率等

1 本事業の補助対象経費は、別紙6別表に掲げるとおりとする。

2 第4の2の取組の助成対象経費は、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要なと認められる生産資材等の経費とする。

3 第4の3の取組で助成対象となる農業設備等は本体価格が50万円未満の農業設備や機器等とし、転換先品目の生産等に直接必要となるものであって、原則として新品とする。

4 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

保持等を目的とした実証とし、その補助率は定額とする。

(3) 伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））については、花木に限るものとする。

(4) 栽培環境整備（別紙2の第2の1（7））における資材導入については、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要なと認められる生産資材等とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業対象面積が1つの事業実施計画につきおおむね 50 a 以上となること。

(2) 事業の実施について、事業実施地区内で合意形成が行われていること。

(3) 事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換面積を成果目標とし、その目標年度を事業完了年度の翌年度とした成果目標を設定すること。

第5 採択等

本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び以下の観点により審査を行うこととする。

(削る。)

(1)・(2) (略)

5 補助率は、第4の1及び4の取組は定額、第4の2の取組は転換面積 10a 当たり 30 万円、第4の3の取組は1／2以内とする。

(新設)

(新設)

第6 本事業の採択等

1 事業の採択の考え方

本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び2の(1)の観点により審査を行うこととする。

2 採択に当たっての基本的考え方

(1)・(2) (略)

第6 事業実施上の留意点

- 1 (略)
- 2 本事業により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業により品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。
- 3 (略)
- 4 転換先品目については、事業の点検評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。
- 5～7 (略)

(削る。)

(削る。)

第7 事業実施上の留意点

- 1 (略)
- 2 本事業の第4の1により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業により品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。
- 3 (略)
- 4 転換先品目については、第11に規定する事業の評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。
- 5～7 (略)

第8 成果目標の設定

- 1 本事業の成果目標は、転換元品目から転換先品目への転換面積とする。
- 2 目標年度は、事業完了年度の翌年度とする。
- 3 転換先品目の需要調査の結果等により事業実施主体が本事業を活用した品目等転換の実施が困難となり、地方農政局長等がやむを得ないと認める場合は、事業実施期間中に1の内容以外の成果目標に変更することができる。

第9 事業実施手続

- 1 事業実施計画の作成及び承認
 - (1) 事業実施主体は、別紙様式第4-1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を検討するものとする。

(3) 農産局長が別に定める公募要領により選出された補助金交付候補者の事業実施計画については、地方農政局長等の協議を行ったものとみなすことができる。

2 事業実施計画の重要な変更

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。ただし、次に掲げる重要な変更
に該当する場合には、1に準じた手続を行うものとする。

ア 転換先品目の変更

イ 成果目標の変更

ウ 本要綱別表3の重要な変更欄に掲げる変更

3 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定の後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第4-2号により地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの

(削る。)

(削る。)

期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第10 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を別紙様式第4-3号により作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもってこれに変えることができる。

第11 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第4-4号により地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行う。

3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して改善措置を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4 事業評価を行った地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

5 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第12 その他

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。また、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該補助金の全額又は一部の返還を求めることができるものとする。

IV別表（補助対象経費）

(削る。)

(削る。)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査等のための設備及び機器導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円未満のものに限る。 ・パソコンなどの農業以外に汎用性の高い備品の購入は補助対象としない。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付

			<p>すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査等のための実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械 ・施設、ほ場等借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	

	<u>資料購入費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
事業費	<u>原材料費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要の原材料の経費 	
	<u>消耗品費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
旅費	<u>委員旅費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支 	

		<p><u>払う経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</u> 	
	<p><u>調査等旅費</u></p>		
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</u> ・ <u>事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</u>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的</u> ・ <u>効果的な業務に限り実施できるものとする。</u> ・ <u>補助金の額の50%未満とすること。</u> ・ <u>事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</u>

			・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	
転換等助成費		・生産者が転換先品目を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対

象外とする。

- ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別紙様式第1号
園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

(事業実施主体—農林水産省農産局長^{※1})

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{※1} 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の1の規定に基づき、関係書類^{※2}を添えて協議します。

注 茶または花きの場合は、事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とすること。

注 関係書類として、別紙様式第1号-1及び第1号-2-1(茶にあっては第1号-2-2、花きにあっては第1号-2-3)を添付すること。

別紙様式第1-1号

(事業実施主体—農林水産省農産局長)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住所
応募者名称
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)事業実施計画書について

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)を実施したいので産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(削る。)

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

事業名：

1 事業の概要

(1) 事業目的及び趣旨
(2) 事業内容
(3) 事業の成果目標と根拠 ①成果目標 ・ ・ ・ ②目標の根拠（①を目標とする理由及び目標数値の設定根拠を記入） ・ ・ ・
(4) 事業実施体制及び事業実施者との協力体制

2 事業の効果

●事業の成果と活用方法、波及効果

3 事業内容

取組項目	目的	内容 (手法、時期、対象者など)	活動指標 (箇所数など)

4 効果測定

事業成果目標	効果の測定方法

(注) 効果の測定方法は、事業目標の達成度を測る具体的な手法を記入すること。

5 事業効果

事業効果	成果の活用方法、波及効果等

(注) 想定される事業成果及びその活用方法、波及効果等について記入すること。

6 事業成果の公表

取組項目	方法	公表時期	公表方法	備考

7. 事業委託

委託する事業の内容及びそれに要する経費	
委託先	
委託する理由	

(注) 委託する理由には、委託することが必要かつ合理的・効果的であることを明確に記入すること。

8. 経費

取組項目	事業費(千円)	うち国費(千円)	備考
合 計			

(注) 1. 3「事業内容」に記入した取組項目ごとに記入すること。

2. 詳細を別添1に記載すること。

9. 事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ2枚以内に整理して添付すること。

(注) 提案事業の戦略(方向性)、戦術(方法・施策)、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

10. 事業の自己評価

取組項目	成果目標	実績	自己評価	備考

(注) 本項目は、評価報告の際に記載すること。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)
事業実施(変更)計画書(共通事項)

(産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)
実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度: 年度

事業実施主体名: _____

所在地: _____

(新設)

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業概要

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※事業実施主体が協働会の場合は担当者の欄は協働会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する。

2. 事業目的

--

3. 取組概要（第2の取組計画のうち実施するものについて記載）

取組項目	目的	内容 (手法・時期・ 対象者など)	活動指標 (箇所数など)

4. 事業実施体制

--

5. 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する 経費	委託先	委託理由

6. 成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

7. 成果目標の達成状況（本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

目標値（目標年度）	実績値（〇〇年度）	達成率 (自己評価)	要因分析

※要因分析の欄には達成及び未達成の要因を分析して記載すること

第2 本事業の取組計画(実施状況)

1. 研修条件整備

整備内容	整備時期	対象面積	整備の目的や必要性

2. 設備導入

導入する設備等	導入時期	対象面積	導入の目的や必要性

3. 品質向上の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

4. 新技術導入の実証・展示ほの設置の取組

--

5. 品目等転換検討・調査

① 品目等転換に必要な種苗等の導入計画(結果)

転換元品目		転換先品目		取組内容	備考(転換元品目の選定理由や取組面積の根拠を記載)
品目名	面積	品目名	面積		

※ 品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は、品目転換実施者の順に括弧書きで戸数を記載する。

② 需要調査等の実施計画

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

6. 伐採・抜根・整地の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

7. 栽培環境整備 ※品目転換時のみ

転換元品目	転換先品目	対象面積	取組内容

8. 植栽(区分欄には樹形または取組内容を記載) ※果樹・茶のみ

区分	時期	対象面積	植栽の目的や必要性

別紙様式第1号-2-1 事業実施計画書（果樹）

1. 事業効果

事業成果	成果の活用方法、波及効果等

※想定される事業成果及びその活用方法、波及効果等について記入すること。

2. 事業成果の公表

取組項目	事業成果	公表時期	公表方法	備 考

3. 事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ2枚以内に整理して添付すること。

※ 提案事業の戦略（方向性）、戦術（方法・施策）、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

（新設）

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2(3)(6)(8)(9)のいずれかに取り組み場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

計画策定年度 年度 計画期間 年度 ~ 年度 GPPコミュニティサイトへの登録 有・無 区域名

1 地域の農業生産の概要

2 地域の茶葉生産の現状と課題

現状(年)				
栽培農家戸数	栽培面積	茶葉生産量	生産額	茶葉加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3 地域で生産する茶の需要の見込み

4 地域の茶葉の展開方向

5 地域における改植等の実施時期

植栽	〳
伐採・抜根・整地	〳
棚施設を利用した栽培法への転換	〳
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	〳
有機栽培への転換	〳
輸出向け栽培体系への転換	〳

6 関係団体・機関間の連携体制

(1) 構成員

氏名	所属・役職名	備考
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(2) 事業実施年度における検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※参集範囲は、(1)の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

(3) その他

7 産地が推奨する茶品種

※これを示した資料を別紙で提出すれば、省略可

8 その他必要な事項

(新設)

別紙様式第1号-2-3 事業実施計画書(花き)

※実施結果報告時には記載内容を計画から実施結果に修正すること。

1. 取組実施の背景・産地の課題

--

2. 転換先品目の需要確認の状況、他産地への影響分析

--

3. 本事業の実施により見込まれる(発現した)効果

--

4. 本事業の取組計画

ア 技術実証・展示ほ設置計画(結果)

① 検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 実証試験等の実施

実施時期	実施場所及び実施面積	目的及び実施内容	事業費の内訳	備考

③ マニュアル等の作成

実施時期	作成内容	作成の必要性	事業費の内訳	備考

イ 栽培環境整備計画(結果)

① 検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 栽培環境整備の内容

実施時期	転換先品目の需要見込み (数量又は面積)	事業費の内訳	備考

添付書類 注1:事業計画の取組の一部業務を委託した場合は委託契約書の写

注2:設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等

注3:事業実施主体が協議会である場合は、規約(案)の写し、構成員名簿

(新設)

別紙様式第2号

(事業実施主体一農林水産省農産局長*)

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長* 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の2の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

施行注意:茶または花きの場合は、*については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第1-2号

(事業実施主体一農林水産省農産局長)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の1第3の4の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

(削る。)

別紙様式第1-3号

(事業実施主体—農林水産省農産局長)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）
実施報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第
3506号）別記1別紙2の1第6の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(削る。)

別紙様式第1-4号

(事業実施主体＝農林水産省農産局長)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先進的取組支援（果樹）
に係る補助金の請求（実績報告）について

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業につ
いて、下記のとおり実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱
(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のI第6の4の規定に基づ
き、その実績を報告する。(併せて、精算額として補助金〇〇〇円の交付を請求す
る。)

記

- (注) 1 記載様式は、交付申請書に準ずるものとする。
軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更区分を
二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したも
の変更があったものに限り添付すること。
また、財産管理台帳の写しを添付すること。
- 3 本請求書は、事業完了日から起算して1ヶ月以内又はその翌年度の4月10日
までのいずれか早い日までに報告すること。
ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、上記の規定にか
かわらず、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までに報告す
ることとする。
- 4 請求額がない場合は、件名の「請求」を「実績報告」とし、本文中の「(併
せて、精算額として補助金〇〇〇円の交付を請求する。)」を削除すること。

振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3ケタ)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)							口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめて記入)					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめて記入)						
1					*							1
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

(削る。)

別紙様式第1-6号

(事業実施主体→農林水産省農産局長)

平成
年月日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先進的取組支援（果樹）に係る補助金の
概算払請求について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙2の
I第6の5の規定に基づき、下記のとおり補助金の概算払を請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	国費 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-[(B)+(C)]		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
取組項目 〇〇〇〇	円	円	円	%	円	%	円	%		
小項目 〇〇〇〇										
費目 〇〇〇〇										
計										

別紙様式第3号
園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

(事業実施主体→農林水産省農産局長※)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長[※] 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施状況報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第2の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第1-7号

(事業実施主体→農林水産省農産局長)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の1第10の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第1-1号)

別紙様式第4号
園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

(事業実施主体→農林水産省農産局長※)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の評価報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第2の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1号-1に準ずるものとする。)

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第1-8号

(事業実施主体→農林水産省農産局長)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の1第10の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1-1号)

別紙参考様式第1号

(支援対象者一事業実施者)

〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

都道府県名	産地協議会名

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	要件(第4(3))
		担い手 ・ その他	ア・イ・ウ

注1. 生産者組織(特認団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。

注2. 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置付け」の欄にはその他に「○」を付すこと。

II 果樹先導的取組支援の事業計画(実績)

園地番号	園地の所在地	転換元(現況)		転換先	事業内容	計画面積 (受益面積)	事業量	事業費	補助金	補助率	事業 完工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考	
		品目 (品種名)	品目 (品種名)											
1					優良品種・品種への転換 (改種)	㎡		円	円					
					(新種)	㎡		円	円					
					(繁殖)	㎡		円	円					
					改種・新種に伴う未収益期間の栽培管理	㎡		円	円					
					災害防止設備の設置 ()	㎡		円	円					
					安定生産に資する設備の設置 ()	㎡		円	円					
					ほ場条件の整備 ()	㎡		円	円					
省力的挿栽及び省力樹形圧接の展示	㎡		円	円										
病害低減設備の設置 (雨よけ設備)	㎡		円	円										
										円				
2					優良品種・品種への転換 (改種)	㎡		円	円					
					(新種)	㎡		円	円					
					(繁殖)	㎡		円	円					
					改種・新種に伴う未収益期間の栽培管理	㎡		円	円					
					災害防止設備の設置 ()	㎡		円	円					
					安定生産に資する設備の設置 ()	㎡		円	円					
					ほ場条件の整備 ()	㎡		円	円					
省力的挿栽及び省力樹形圧接の展示	㎡		円	円										
病害低減設備の設置 (雨よけ設備)	㎡		円	円										
										円				

合 計	事業実施園地数		計画面積 (受益面積)	事業費	補助金
	(改植)	(新植)			
	優良品目・品種への 転換	[園地]	㎡	円	円
		[園地]	㎡	円	円
		[園地]	㎡	円	円
	未収益期間の栽培管理	[園地]	㎡	円	円
	災害防止設備の設置	[園地]	㎡	円	円
	安定生産に資する設備の設置	[園地]	㎡	円	円
	ほ場条件の整備	[園地]	㎡	円	円
	果樹の生産及び果樹の保護	[園地]	㎡	円	円
	病害低減設備の設置	[園地]	㎡	円	円
				円	円

- 注1: 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合)は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。
なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。
「改植」は別紙2第2の1(6)、(8)の取組、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とすること。
- 注2: 「事業内容」の欄については、災害防止設備の設置及び安定生産に資する設備の設置を実施する場合は、()書で導入した設備や資材を記入すること。また、ほ場条件の整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。
- 注3: 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 注4: 「事業完了(予定)年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 注5: 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、ほ場条件の整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。
- 注6: 「改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理」の「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間(園地中間管理機構が改植、新植を行った後に同機構により保全管理が行われた場合には、当該年数(1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。)及び補助単価55円/mを乗じて得た額を記入すること。
- 注7: 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 注8: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 注9: 計画を変更する場合は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。
- 注10: 「改植」、「新植」、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」の取組は別紙様式第5号参照。

園地 番号	園地の貸与・譲渡の状況		園地の 所有者	特例 農地	出作地
	時期	貸与・譲渡先 (担い手)氏名			
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- 注1: この表は、担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 注2: 「時期」の欄は、担い手に園地を貸与又は譲渡する場合、その予定時期を、「貸与・譲渡先氏名」の欄は貸与・譲渡先の担い手の氏名を記入すること。
- 注3: 事業を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者と異なる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 注4: 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特例農地」の欄に○印を記入すること。
- 注5: 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会(生産出荷団体、市町村)の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

Ⅲ 添付資料

- (1) 事業実施園地の配置図
- (2) 見積書(契約書)等

別紙参考様式第1号

〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

(支援対象者→事業実施者)

都道府県名	産地協議会名

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ		要件(第2の5(3))
		担い手	その他	ア・イ・ウ

- 注) 1. 生産者組織(特認団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。
 2. 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置づけ」の欄にはその他に「○」を付すこと。

II 果樹先導的取組支援の事業計画(実績)

園地番号	園地の所在地	転換元(現況)		転換先		事業内容	計画面積(受託面積)	事業量	事業費	補助金	補助率	事業着手(予定)年月日	事業完了(予定)年月日	備考	
		品目(品種名)	品目(品種名)	品目(品種名)	品目(品種名)										
1						優良品目・品種への転換	(改植)	㎡	円	円	円				
						(新植)	㎡	円	円	円					
						(高接)	㎡	円	円	円					
						改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	㎡	円	円	円					
						災害防止設備の設置()	㎡	円	円	円					
						安定生産に資する設備の設置()	㎡	円	円	円					
						ほ場条件の整備()	㎡	円	円	円					
病害低減設備の設置(雨よけ設備)	㎡	円	円	円											
											円				
2						優良品目・品種への転換	(改植)	㎡	円	円	円				
						(新植)	㎡	円	円	円					
						(高接)	㎡	円	円	円					
						改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	㎡	円	円	円					
						災害防止設備の設置()	㎡	円	円	円					
						安定生産に資する設備の設置()	㎡	円	円	円					
						ほ場条件の整備()	㎡	円	円	円					
病害低減設備の設置(雨よけ設備)	㎡	円	円	円											
											円				

合 計	事業実施園地数	計画面積 (受益面積)	事業費	補助金
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円
	園地	㎡	円	円

- (注) 1 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合)は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。
なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい比栽培の別を区分して記入すること。
- 2 「事業内容」の欄については、災害防止設備の設置及び安定生産に資する設備の設置を実施する場合は、()書で導入した設備や資材を記入すること。また、ほ場条件の整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。
- 3 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 4 「事業完了(予定)年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 5 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、ほ場条件の整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。
- 6 「改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理」の「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間(農地中間管理機構が改植、新植を行った後に同機構により保全管理が行われた場合には、当該年数(1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。)及び助成単価55円/㎡を乗じて得た額を記入すること。
- 7 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 8 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 9 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。

園地 番号	園地の貸与・譲渡の状況		園地の 所有者	特例 農地	出作地
	時期	貸与・譲渡先 (担い手)氏名			
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- (注) 1 この表は、担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 2 「時期」の欄は、担い手に園地を貸与又は譲渡する場合、その予定時期を、「貸与・譲渡先氏名」の欄は貸与・譲渡先の担い手の氏名を記入すること。
- 3 事業を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者と異なる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 4 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特例農地」の欄に○印を記入すること。
- 5 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会(生産出荷団体、市町村)の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

Ⅲ 添付資料

- (1) 事業実施園地の配置図
- (2) 見積書(契約書)等

4 実証の内容

ア 事業実施期間

	年月日
事業着手開始予定	
事業完了予定	

イ 条件設定

整理番号	実証条件	資材の種類	資材名	その他	備考欄
(1)	例) かん水施設	例) 透過性シート	例) タイベックシート		
(2)					
(3)					
(4)					

注: 実証の条件設定について具体的に記載すること。

ウ 調査項目

整理番号	収量 (出荷量)	糖度及び酸度	等級別 (ブランド別等)	作業性	受益面積 (㎡)	備考欄
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

注1: 調査項目は、実証に必要な項目を適宜記載すること。
 注2: 詳細報告時に、イの条件設定の整理番号に対応する各項目の結果を記載すること。
 注3: 受益面積はらの記載内容と対応させること。

5 実証圃地の概要

圃地番号	実証試験参加者の氏名	品目	品種名	条件設定の整理番号	圃地面積 (㎡)	補助対象とする内容 (資材名)	事業費 (円)	うち消費税額当額 (円)	補助金 (円)	圃地管理者の課税区分	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
	小計										
	合計			(1)の合計 (2)の合計 (3)の合計 (4)の合計 合計							

注1: 圃地番号は「別紙参考様式2号」と対応させること。
 注2: 圃地管理者の課税区分は、当該圃地を管理する農業者が「免税業者」、「簡易課税業者」、「一般課税業者」のいずれに該当するかを記載すること。

第3 添付資料

- 事業実施圃地の配置図
- 見積書 (契約書) 等
- 事業 (資金) 実施のスキーム図
- その他、事業実施主体の求めに応じて必要な書類を提出すること。

4 実証の内容

ア 事業実施期間

	年月日
事業着手開始予定	
事業完了予定	

イ 条件設定

整理番号	実証条件	資材の種類	資材名	その他	備考欄
(1)	例) かん水施設	例) 透過性シート	例) タイベックシート		
(2)					
(3)					
(4)					

注: 実証の条件設定について具体的に記載すること。

ウ 調査項目

整理番号	収量 (出荷量)	糖度及び酸度	等級別 (ブランド別等)	作業性	受益面積 (㎡)	備考欄
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

注: 1. 調査項目は、実証に必要な項目を適宜記載すること。
 2. 詳細報告時に、イの条件設定の整理番号に対応する各項目の結果を記載すること。
 3. 受益面積はらの記載内容と対応させること。

5 実証圃地の概要

圃地番号	実証試験参加者の氏名	品目	品種名	条件設定の整理番号	圃地面積 (㎡)	補助対象とする内容 (資材名)	事業費 (円)	うち消費税額当額 (円)	補助金 (円)	圃地管理者の課税区分	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
	小計										
	合計			(1)の合計 (2)の合計 (3)の合計 (4)の合計 合計							

注: 1. 圃地番号は「別紙参考様式2号」と対応させること。
 2. 圃地管理者の課税区分は、当該圃地を管理する農業者が「免税業者」、「簡易課税業者」、「一般課税業者」のいずれに該当するかを記載すること。

第3 添付資料

- 事業実施圃地の配置図
- 見積書 (契約書) 等
- 事業 (資金) 実施のスキーム図
- その他、事業実施主体の求めに応じて必要な書類を提出すること。

別紙参考様式第3号 (支援対象者→事業実施者)
(事業実施者→事業実施主体 (本要綱I第2の2(3)の場合))

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(〇〇産地協議会経由(技術の実証の取組を除く))

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業実施計画の(変更)承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画について関係書類を添えて(変更)承認申請します。

※別添書類として、次の写しを添付する。

(技術の実証の取組を実施しない場合は、5を除く)
(技術の実証の取組のみ実施する場合は、2、3及び4を除く)

- 1 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考様式第1号)
(別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))
- 2 支援対象者の住所を区域内にもつ産地協議会が策定した果樹産地構造改革計画
- 3 2の果樹産地構造改革計画の承認文書
- 4 産地協議会の事前確認報告書
- 5 都道府県果樹農業振興計画

別紙参考様式第3号 (支援対象者→事業実施者)
(事業実施者→事業実施主体 (本要綱I第2の3(3)の場合))

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(〇〇産地協議会経由(本要綱I第2の1(4)の取組を除く))

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業実施計画の(変更)承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画について関係書類を添えて(変更)承認申請します。

(注)別添書類として、次の写しを添付する。

(本要綱I第2の1(4)の取組を実施しない場合は、5を除く)
(本要綱I第2の1(4)の取組のみ実施する場合は、2、3及び4を除く)

- 1 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考様式第1号)
(別紙参考様式第2号(本要綱I第2の1(4)の取組))
- 2 支援対象者の住所を区域内にもつ産地協議会が策定した果樹産地構造改革計画
- 3 2の果樹産地構造改革計画の承認文書
- 4 産地協議会の事前確認報告書
- 5 都道府県果樹農業振興計画

別紙参考様式第4号 (支援対象者一事業実施者)
(事業実施者一事業実施主体 (本要綱 I 第2の2 (3) の場合))
(支援対象者が直接提出する場合)

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県 (道) 果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(本要綱 I 第2の2 (3) の場合) は事業実施主体)

住所
氏名

果樹先導的取組支援事業補助金 (変更) 交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて (変更) 申請します。

※別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画 (別紙参考様式第1号又は別紙参考様式第2号 (技術の実証の取組)) の写しを添付する。

別紙参考様式第4号 (支援対象者一事業実施者)
(事業実施者一事業実施主体 (本要綱 I 第2の3 (3) の場合))
(支援対象者が直接提出する場合)

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県 (道) 果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(本要綱 I 第2の3 (3) の場合) は事業実施主体)

住所
氏名

果樹先導的取組支援事業補助金 (変更) 交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて (変更) 申請します。

(注) 別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画 (別紙参考様式第1号又は別紙参考様式第2号 (本要綱 I 第2の1 (4) の取組)) の写しを添付する。

別紙参考様式第5号

(事業実施者→事業実施主体)

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表

殿

住所
社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長

果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて(変更)申請します。

記

- 1 支援対象者からの果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する
権限の委任を証する書面 …別添1
- 2 支援対象者別の果樹先導的取組支援事業補助金(変更)明細書…別添2

注1: 農業協同組合長等がその他の農業者が組織する団体の委任を受けて代理申請する場合は、本様式の別紙に準じた実施計画、同意書及び支援対象者別明細書を添付する。

注2: 別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(別紙参考様式第1号又は別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))の写しを添付する。

別添1 (別紙参考様式第5号関係) (略)

別紙参考様式第5号

(事業実施者→事業実施主体)

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表

殿

住所
社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長

果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて(変更)申請します。

記

- 1 支援対象者からの果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する
権限の委任を証する書面 …別添1
- 2 支援対象者別の果樹先導的取組支援事業補助金(変更)明細書…別添2

(注)1 農業協同組合長等がその他の農業者が組織する団体の委任を受けて代理申請する場合は、本様式の別紙に準じた実施計画、同意書及び支援対象者別明細書を添付する。

2 別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(別紙参考様式第1号又は別紙参考様式第2号(本要綱I第2の1(4)の取組))の写しを添付する。

別添1 (別紙参考様式第5号関係) (略)

別紙参考様式第6号 (支援対象者一事業実施者)
(事業実施者一事業実施主体 (本要綱I第2の2(3)の場合))

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(〇〇〇産地協議会経由(技術の実証の取組を除く))
(本要綱I第2の2(3)の場合)は事業実施主体)

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業補助金実績報告兼補助金支払請求書

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のI第7の3、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、果樹先導的取組支援事業の実績について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇〇円の支払を請求します。
※(また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇(例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇)あてに支払われたく申し添えます。)

注1:別添書類として以下のものの写しを添付する。

- (1) 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考様式第1号)
(別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))
- (2) 果樹先導的取組支援事業に係る事後確認報告書

注2:果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。

別紙参考様式第6号 (支援対象者一事業実施者)
(事業実施者一事業実施主体 (本要綱I第2の3(3)の場合))

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(〇〇〇産地協議会経由(本要綱I第2の1(4)の取組を除く))
(本要綱I第2の3(3)の場合)は事業実施主体)

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業補助金実績報告兼補助金支払請求書

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のI第6の1、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、果樹先導的取組支援事業の実績について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇〇円の支払を請求します。
※(また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇(例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇)あてに支払われたく申し添えます。)

(注)1 別添書類として以下のものの写しを添付する。

- (1) 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考様式第1号)
(別紙参考様式第2号(本要綱I第2の1(4)の取組))
- (2) 果樹先導的取組支援事業に係る事後確認報告書

2 果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。

別紙様式第5号
園芸作物等の先進的取組支援(茶)

(事業実施主体＝地方農政局長等)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先進的取組支援(茶)の入札結果の報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のⅡの第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
	円
	円
入札参加業者名及び入札価格(税抜)	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税抜)	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	令和〇年〇月〇日〇〇〇号 交付決定

- 注1:「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入す。
 注2:「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)
 注3:不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 注4:「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
 注5:交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
 注6:本報告に際しては、工程表を添付すること。
 注7:事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

別紙様式第2-1号(別記1 別紙2 Ⅱ 第2の5の(1)関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち園芸作物等の先進的取組支援(茶))入札結果の報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙1のⅡの第2の5の(1)の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
	円
	円
入札参加業者名及び入札価格(税抜)	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税抜)	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	年 月 日〇〇〇号 交付決定

1. 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入する。
 2. 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)
 3. 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 4. 「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
 5. 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
 6. 本報告に際しては、工程表を添付すること。
 7. 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

(削る。)

別紙様式第2-2号(別記1 別紙2 II 第3の1の(1)関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち園芸作物等の先導的取組支援
(茶)事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産
第3506号)別記1の別紙2のIIの第3の1の(1)に基づき、関係書類^{※1}を添えて協
議^{※2}する。

- ※1: 関係書類として、別紙様式第2-2-1号及び第2-2-2号を添付すること。
また、別記1の別紙2のIIの第2の1の(1)の事業を実施する場合は別紙様式第
2-2-3号及び第2-2-3(1)号も添付すること。(事業実施計画の変更の場合
は、計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)した該当資料ペー
ジを添付して提出すること。)
- ※2: 重要な変更に伴う事業実施計画の変更協議を行う場合は、「を実施したいので」を「の
事業実施計画を変更したいので」と、「別記1の別紙2のIIの第3の1の(1)」を「別
記1の別紙2の第3の1の(3)」と記載すること。

(削る。)

産地生産基盤パワーアップ事業

園芸作物等の先導的取組支援(茶)
事業実施(変更)計画書

事業実施年度: 年度

事業実施主体名:

都道府県名・市町村名:

第1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業量 (回数、台数、 直積等)	事業費 (円)	負担区分(円)			補助率	備考
			国庫 補助金	自己負担	その他		
(1)茶の改植等						1/2以内	
(2)災害対応設備の設置						1/2以内	
(3)推進事業 社						定額	

注1:「備考」の欄は、作入れに係る消費税率相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

2 受益農家等の状況

受益農業従事者数(注1)	受益農業従事者のうち65歳未満の者	受益農業従事者のうち人・農地プラン へ位置付けられる者の数(注2)	受益農業従事者のうち農地中間管理機 構と連携している者の数(注3)

注1:受益農業従事者の欄は、本事業を実施することにより益を受ける者の数を記入すること。また、農事組合法人の場合は、農事組合法人を設立する際の発起人を受益農業従事者とす。農事組合法人以外の農地所有適格法人は、定款に記載された法人の構成員(出資者)であって農業に150日以上従事する者を受益農業従事者とす。特定農業団体の場合は、その構成員を受益農業従事者とす。

注2:人・農地プラン又は経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられる若しくは位置付けられることが確認と見込まれる者の数を記入すること。

注3:農地中間管理機構から農地を現に借り受け又は借り受けられることが見込まれる農業経営体に含まれる受益農業従事者の数を記入すること。

3 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

4. 事業対象作物の生産状況、販売状況

(1) 生産状況

栽培面積及び生産量

作物名	現 状 (年度)		本 年 度 (年 度)		目 標 (年 度)		備 考
	栽培面積 (a)	生産量 (t)	栽培面積 (a)	生産量 (t)	栽培面積 (a)	生産量 (t)	
茶							

- 注1:「本年度の栽培面積」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積を記入すること。
 注2:「本年度の生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画しているほ場で年度される見込み数量を記入すること。
 注3: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) 販売状況

作物名	販売形態	備 考
茶	有 ・ 無	相対取引・その他

5. 事業目的及び成果目標

(1) 事業目的

注: 産地における現状と課題、当該作物に取り組む目的等について記載すること。

(2) 達成すべき成果目標の具体的な内容

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標の内容			目標値の考え方	事後評価の検証の方法
		現状値 (年)	目標値 (年)	増減率		

- 注1: 達成すべき成果目標は、別記1別紙2のⅡの第2の1の(1)に取り組む場合は、別記1別紙2のⅡの第2の3の(1)のうちア～オのいずれかを選択・記入し、別記1別紙2のⅡの第2の1の(2)に取り組む場合は、別記1別紙2のⅡの第2の3の(1)の力を選択・記入すること。
 注2: 事業内容は、別記1別紙2のⅡの第2の1の(1)又は(2)の事業内容を記入すること。
 注3: 目標値は、別記1別紙2の別表の1及び2の(2)の審査基準等に応じて、内容及び目標数値(数値以外の項目がある場合は当該項目を含む)を記入すること。
 注4: 現状値は、原則、直前年の数値とし、直前年が異常年であった場合(災害等の発生)は、さらに前年の数値又は過去数年の平均値を現状値とすることができる。
 注5: 目標値決めの考え方、目標値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として目標をどれだけ達成できるかを記入すること。
 注6: 別記1別紙2のⅡの第2の1の(1)及び(2)の両方に取り組む場合、審査基準の対象(達成すべき成果目標)としない成果目標については、様式に準じて自主的な目標として記載すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年 度) 月	

注: 適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容

(1) 茶の改植等

(詳細は別紙様式第2-2-3号「茶生産者グループ別事業実施(変更)計画一覧表」とおり)

--

注1: 新植・改植等の実施の理由や目的、取組内容等を記載すること。

注2: 茶の改植等を実施する場合は、別紙様式第2-2-3号、第2-2-3(1)号を添付すること。

(2) 災害対応設備の設置

ア 防災設備の設置・利用計画の概要

	茶生産者 グループ名	防災設備等名	仕様・型式	受益面 積(a)	事業費(円)	うち 国庫補助金額 (円)	導入時期	備考
①								
②								

イ 受益者の概要

① (茶生産者グループ名)

	受益者名	設置場所	受益面積(a)	備考
1				
2				
3				
計				

② (茶生産者グループ名)

	受益者名	設置場所	受益面積(a)	備考
1				
2				
3				
計				

注1: 適宜、行を追加して記入すること。

注2: ①見積書の写し・カタログ、②導入する防災設備の規模決定に係る概略資料、③その地方農政局長等が必要と認める資料を提出すること

(3) 事業実施に必要な推進事務

時期	場所	内容

第3 事業実施経費

事業内容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 (人数、回数を有数) ②	金額 (円) ③ (①×②)	備考
(1)茶の改植等						
ア 改植						
イ 新植						
ウ 棚施設を利用した 栽培法への転換						
エ 直接被覆栽培への 転換						
オ 有機栽培への転換						
カ 輸出向け栽培体系 への転換						
キ 未収益支援						
社						
(2) 防災対応設備の設置						
社						
(3) 播道事務						
社						
総 社						

注1：「備考」には、単価、員数等の根拠（資料名等）を具体的に記載すること。

2：実績報告の際には、契約書、請求書、領収書等の写しを添付すること。

3：適宜、必要に応じて行を追加して記入すること。また、不必要な行については適宜削除して記入すること。

4：費目及び細目については、別記1別紙2のBの別表にある費目及び細目を使用すること。

第4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	電話番号	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績 当該事業に関する知見・知識	
共同機関	大 学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
事業責任者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	当該事業に関する知見・知識	
会計担当者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

2：過去の類似事業の実績の際には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

3：事業責任者の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

4：共同機関が無い場合、当該欄は削除すること。

(削る。)

第5 収支予算（又は精算）

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金					
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

注：「備考」の欄に、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体を記入すること。

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
園芸作物等の先導的取組支援（茶）					
合 計					

第6 添付書類

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務精算（又は収支予算書、収支決算書等）
- 2 「協議会」、「その他の農業者の組織する団体」の場合は、役員名簿、構成員名簿
- 3 本事業で取り組む内容の防災設備等のパンフレット、見積書
- 4 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 5 その他、地方農政局長が必要と認める資料

別紙様式第2-2-2号（別記1 別紙2 II 第3の1（1）関係）

産地生産基盤パワーアップ事業のうち 園芸作物等の先導的取組支援（茶）	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">GFPコミュニティ サイトへの登録</td> <td style="font-size: small;">有・無</td> </tr> </table>	GFPコミュニティ サイトへの登録	有・無
GFPコミュニティ サイトへの登録	有・無		
<h2 style="margin: 0;">茶産地展開計画</h2> <p style="margin: 10px 0;">策定年度： 年度 _____ 計画年度： ~ 年度 _____</p> <p style="margin: 10px 0;">計画区域名： _____（所在する都道府県・市町村名）</p> <p style="margin: 10px 0;">事業実施主体名： _____</p>			

1 地域の農業生産の概要

--

2 地域の茶業生産の現状と課題

--

現状（ 年）				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所

3 地域で生産する茶の需要の見込み

--

4 地域の茶業の展開方向 ※ 災害対応設備の設置に取り組む場合は、近年の発生状況及び今後の対応方向について、併せて記載

--

5 地域における改植等の実施時期

改植	～
新植	～
棚施設を利用した栽培法への転換	～
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	～
有機栽培への転換	～
輸出向け栽培体系への転換	～

6 関係団体・機関間の連携体制

(1) 構成員

氏名	所属・役職名	備考

(2) 事業実施年度における検討会の開催

開催時期	開催場所	参加範囲	検討内容	備考

注：参加範囲は、(1)の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

(3) その他

--

7 産地が推奨する茶品種 ※これを示した資料を別紙で提出すれば、省略可

--

8 その他必要な事項

--

(参考) 地域における改植等の進捗状況と長期計画

事業実施主体の産地における茶園の状況別面積と将来計画

区分	現状	3年後	備考
地区全域の茶園面積			
うち 樹齢30年以上			
樹齢30年未満25年以上			
樹齢25年未満20年以上			
樹齢20年未満10年以上			
樹齢10年未満			
うち 有機栽培認証取得茶園			
うち 棚栽培実施茶園			
うち てん茶生産茶園			
うち 発酵茶・半発酵茶等生産茶園			

※事業実施主体が把握している範囲内で数値を記入すること。

※集計がない、又は集計できない場合には備考欄にその旨を記載すること。また、部分的に把握できている場合は、その数値を記入し、部分的に把握している数値である旨を備考欄に明記すること。

(削る。)

別紙様式第2-3号(別記1 別紙2 II 第3の3の(1)関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち園芸作物等の先進的取組支援(茶)) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙2のIIの第3の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

(削る。)

別紙様式第2-4号(別記1 別紙2 II 第5の1関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち園芸作物等の先進的取組支援
(茶))事業実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506
号)別記1の別紙2のIIの第5の1の規定に基づき、関係書類[※]を添えて提出します。

※:関係書類として、別紙様式第2-4-1号を添付すること。また、別記1の別紙2
のIIの第2の1の(1)に定める事業については別紙様式第2-4-2号も添付する
こと。

(削る。)

別紙様式第2-4-1号(別紙1 別紙2 Ⅱ 第5の1関係)

産地生産基盤パワーアップ事業

園芸作物等の先導的取組支援(茶)
事業実施状況報告書

事業実施年度: 年度

目標年度: 年度

実施状況報告年度: 年度

事業実施主体名:

都道府県名・市町村名:

第1 成果目標の達成状況

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標				進捗
		現年度	目標値①	目標値②	達成率(①/②)	
		「 〇 年」	「 〇 年」	「 〇 年」		%

注: 達成すべき成果目標及び目標値については、事業実施計画書から表記すること。

第2 事業実施結果の概要(非実施の取組の欄は、削除すること。)

1 事業全体の実施概要

事業の実施時期	取組の内容
「 年」 月 月	

注: 適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容

(1) 茶の栽培等
取組結果の概要

--

注: 別紙様式2-4-2号「取組状況一覧表」等を添付すること。

(2) 災害対応設備の設置

ア 防災設備の設置・利用計画の概要

	茶生産者 グループ名	防災設備等名	仕様・型式	受益面積 (a)	事業費 (円)	うち 国庫補助金額 (円)	導入時期	備考
③								
④								

イ 受益者の概要

④ (茶生産者グループ名)

	受益者名	設置場所	受益面積(a)	備考
1				
2				
3				
計				

⑤ (茶生産者グループ名)

	受益者名	設置場所	受益面積(a)	備考
1				

2				
3				
計				

注：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 事業実施に必要な推進事務

時期	場所	内容

第3 取組の総合評価

(削る。)

別紙様式第2-5号(別記1 別紙2 II 第5の2の(1)関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち園芸作物等の先導的取組支援
(茶)) 事業評価報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506
号)別記1の別紙2のIIの第5の2の規定に基づき、別添*のとおり提出します。

※:別添資料として別紙様式第2-5-1号を添付すること。また、別記1の別紙2のII
の第2の1(1)の取組を実施した場合は、別紙様式第2-5-2号も添付すること。

(削る。)

産地生産基盤パワーアップ事業

園芸作物等の先導的取組支援(茶)
事業評価報告書

事業実施年度： 年度

目標年度： 年度

事業評価報告年度： 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

第1 成果目標の達成状況の概要

対象作物	達成すべき成果目標	目標値	成果目標				達成状況 (%)	備考
			現状値	1年且 実績値	2年且 実績値	目標値		
			(年)	(年)	(年)	(年)		

注1：事業実施計画書に基づき転記すること。

2：適宜、行を追加し、記入すること。

第2 事業の効果

1 具体的な取組内容

(削る。)

2 成果目標の達成状況

	達成すべき成果目標
成果目標の具体的な内容（目標値を含む）	
事後評価の検証方法	
成果目標の達成状況	
事業の実施による効果 (取組全体の総評)	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注：「成果目標の具体的な内容（目標値を含む）」及び「事後評価の検証方法」については、事業実施計画書から転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」については、可能な限り定量的に記入すること。

第3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品（報告書等）又は事業の効果が確認できる資料等を添付すること

別紙様式2-5-2号

成果報告書（別添）

1 事業の成果

改修に伴う未収益支援1				改修に伴う未収益支援2					棚卸役を利用した載種法への転換に伴う未収益支援			
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
台切りに伴う未収益支援				改修支援				新植支援				
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
棚卸役を利用した載種法への転換に必要な資材の導入				直接設置載種への転換に必要な資材の導入					有機載種への転換			
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
輸出向け載種体系への転換												
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)									
ha	ha	ha	ha									

総合計 「ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ク+ケ+コ」
0

注：1年目には事業実施年度の事業実施面積を記載する。実施状況確認において、各載種の態様が継続されている限り、同一の数値を目標年度まで記載する。
総合計の欄には、各メニューの目標年度における事業実施面積の合計値を計算する。

2 添付書類

地方農産局長等が必要と認める書類

(削る。)

別紙様式第3-1号(第5関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援
(野菜)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第
3506号)別記1別紙2Ⅲの第5の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

注 関係書類として、別紙様式第3-1号別添の事業実施計画書を添付すること。

(削る。)

別紙様式第3-1号別添

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（野菜）

GFPコミュニティ
サイトへの登録
有：無

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

2 事業実施主体の現状

注1：事業実施主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

注2：事業実施主体におけるGFPコミュニティサイトへの登録状況が確認できる書類を添付すること。

3 事業実施担当

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
FAX
メールアドレス

4 事業会計担当

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
FAX
メールアドレス

第2 事業計画概括表

1 事業概要等

区 分	事業費	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成の取組	円	円	円	円	定額	
2 技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組					1/2以内	
3 農業機械のリース方式による導入の取組					1/2以内	
合 計					＝	

注1：「備考」の項には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、照税額がない場合には「該当なし」とし、照税額が明らかでない場合には「査税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担とする。

注3：事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

事業対象品目 (品種名)	事業実施前	事業実施後

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了(予定)年月日 年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

2 事業対象品目・品種における輸出先国のニーズ分析

3 成果目標

(1) 対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合の増加 (第4関係)

品 目	総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合				実業者	輸出先国	備考
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)			
	％	％	％	％			
合 計					＝	＝	

注1：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注4：「実業者」の項には、対象品目の輸出向けの出先となる実業者を記載すること。

注5：実業者の輸出実績が確認できる根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実際スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容		
	産地の合意形成の取組	技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組	農業機械のリース方式による導入の取組
年 月			
年 月			
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

2. 取組詳細

(1) 産地の合意形成に向けた取組 (第3の1(1)関係)

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例) 転換品目導入検討会の開催	〇月中旬	〇〇(品目)への品目転換に向けた販売戦略の検討	
(例) 輸出産地事例調査の実施	〇月上旬	〇〇(品目)の輸出向け生産を行う〇〇J Aへ生産技術に係る現地調査	

注1: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) 技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組 (第3の1(2)関係)

取組内容	開催時期	具体的な内容及び導入効果	備考
(例) 〇〇の導入	〇月上旬	〇〇の導入によって〜となり、口口国へ輸出した際の価値向上につながる。	

注1: 適宜、行を追加して記入すること。

注2: 「具体的な内容及び導入効果」の欄には、輸出向け出荷について記載すること。

注3: 導入する生産資材・機器等の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

注4: 生産資材・機器等の導入を行う場合は、3を記載すること。

(3) 農業機械のリース方式による導入の取組 (第3の1(3)関係)

取組内容	開催時期	具体的な内容及び導入効果	備考
(例) 〇〇のリース導入	〇月上旬	〇〇の導入によって〜となり、口口国へ輸出した際の価値向上につながる。	

注1: 適宜、行を追加して記入すること。

注2: 「具体的な内容及び導入効果」の欄には、輸出向け出荷について記載すること。

注3: リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

注4: 農業機械のリース方式による導入を行う場合は、4を記載すること。

3. 生産資材・機器等の導入に係る事項

資材名	個数	使用面積	単価	事業費	うち助成申請額	備考
					円	
		a	円	円	円	
合 計	ニ	ニ	ニ			

注: 以下の書類を添付すること。

- ① 複数の販売会社の見積書等の写し(全社分)
- ② 導入する生産資材・機器等の規模決定等に係る根拠資料
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

4. 農業機械のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械名	仕 機 製造会社名 型 式	台数・面積	機械管理者	保管・設置場所	備考

注: 別業機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

(2) 導入する機械の規模決定根拠

機械名	リース物件価格 (円)	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格(円)」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(取扱価格))を記入すること。

注2：「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単備等)した計算過程とその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者(いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ○ リース事業者		
入札方式(いずれかに○)		
一般競争入札 ○ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月(※1)	年月	～	年月	(月)	備考
	リース借受日から○年間(※2)					
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①					(円)
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②					(円)
リース料助成申請額	③					(円)
リース諸費用(消費税抜き)	④					(円)
消費税	⑤					(円)
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤					(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に○を記入すること)。						
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内		II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の年し等を適用すること。

注3：複数の機械をリース導入する場合、数を追加し、機械ごとに記載すること。

第5 必要経費

1. 経費の配分と負担区分

区分	事業費 円	負担区分			備考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
1. 産地の合意形成の取組					
2. 技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組					
3. 農業機械等のリース方式による導入の取組					
会社					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経費区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		増減
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		＝	＝	＝	
自己資金		＝	＝	＝	
その他		＝	＝	＝	
合 計		＝	＝	＝	

(2) 支出の部

経費区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		増減
			増	減	
	円	円	円	円	
		＝	＝	＝	＝
		＝	＝	＝	＝
合 計		＝	＝	＝	＝

注1：交付等要綱別記1別紙2の區別表の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：過實、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第3-2号(第5関係)

番
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(野菜)交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2Ⅲの第5の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

(削る。)

別紙様式第3-3号(第6関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先進的取組
支援(野菜)の事業実施状況報告書(年度)

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ補助金交付等要綱(令和4年12月12
日付け4農産第3506号)別記1別紙2Ⅲの第6の規定に基づき、関係書類を添えて報
告する。

注 別紙様式第3-3号別添の事業実施状況報告書は、別紙様式第3-1号別添の事業実施計
画書に準じて作成すること。

(削る。)

別紙様式第3-3号別添

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（野菜）

G.F.P.コミュニティ
サイトへの登録

有・無

事業実施状況計画書

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

(削る。)

別紙様式3-4 (第6関係)

番
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組
支援（野菜）の評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農
産第3506号）別記1別紙2Ⅲの第6の規定に基づき、関係書類を添えて報告す
る。

注1 関係書類として、別紙様式第3-4号別添の事業評価票を添付する
こと。

注2 必要に応じて別紙様式第3-3号別添の事業実施状況報告書を添付
すること。

(削る。)

別紙様式第3-4号別添

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（野菜）に関する事業評価票

事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容及び成果目標の達成状況	総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合		達成度合 (②/①)×100
	目標値① 年度	実績値②	
	%	%	%
改善計画実施結果			
(令和 年度)	%	%	%
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性			
適正な事業の執行			
備 考			

注1:「成果目標の具体的な内容」の欄については、選択した成果目標を記載すること。
注2:「成果目標の達成状況」の欄については、上段に割合、下段に経費率まで計算方法を記載し、根拠資料を添付すること。
注3:「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政部長等から指導を受けた場合に記入すること。
注4:「事業の実施による効果」については、取組の取組を記入すること。
注5:交付決定届出時「別紙2頁の第4の2(6)」に基づき、成果目標を変更し、又は評価を終了する場合は、備考欄に成果目標の変更又は評価終了の理由等を記載すること。

2 事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）等の事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

(削る。)

別紙様式第3-6号(第6関係)

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(野菜)に関する事業評価票

評価対象	自治体	事業実施主体	対象作物	事業実施 期間	成果目標の 具体化内容	成果目標の達成状況				評価結果	
						達成率 (計画達成率) %	達成率 %	達成率 %	達成率 %	具体的な取組内容	地方農政担当者の意見

(削る。)

別紙様式第3-6号(第6関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先進的取組支援(野菜)における
改善計画(〇〇年度)について

〇〇年度における生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先進的取組支援(野菜)において、事業実施
計画の目標が達成されるよう、改善計画を実施することとするので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績及び改善計画

〔 改善計画は、1か年の計画とし、交付等要綱に定める事業実施状況報告書の写し
を添付すること。 〕

区分	指標	事業実施後の状況(実績)			改善計画	
		目標年度	目標値	達成度	目標値	達成度

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

(削る。)

別紙様式第4-1号

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援
(花き)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506
号)別記1別紙2IVの第9の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

(注) 関係書類として、別添の事業実施主体計画を添付すること。

担当者：
所属：
氏名：
連絡先：
E-mail：

(削る。)

(削る。)

別紙様式第4-1号別添1.

**産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（花き）
事業実施計画【推進事業】**

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（花き）
実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度： _____ 年度 _____

事業実施主体名： _____

所在地： _____

別紙様式第4-1号別添2

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名		対象品目
〇〇協議会		花き（輪ギク）
区分	協議会	

（注）区分欄には別添1の第1の事業実施主体の（1）～（3）のいずれに該当するか記載して下さい

2. 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

（注）事業実施主体が協議会の場合は担当者の欄は協議会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		
輪ギクの作付面積の3割（150a）を スイートピーに転換	輪ギク 500a スイートピー 0a	輪ギク 350a スイートピー 150a	30%（150a）		

（注）別添1別紙1の4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 成果目標の達成状況（目標年度において記載）

目標値（目標年度）	実績値（〇〇年度）	達成度	要因分析

（注）要因分析の欄には達成及び未達成の場合の要因を分析して記載すること。

5. 総括表

支援メニュー	総事業費 （円）	負担区分（円）			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 花きの品目等転換対策					
ア 品目転換に必要な検討や需要調査等の実施					
イ 需要が減退した花き品目から需要が見込まれる品目への転換					
ウ 品目転換に必要な農業設備等の導入					
エ その他必要な取組					
合 計					

（注）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

6. 事業実施経費

事業内容	金額（円）	うち国庫補助金（円）	備考（経費の必要性等）
(1) 花きの品目等転換支援			
ア 品目等転換に必要な検討や需要調査の実施			
費 目			
費 目			
費 目			
費 目			
費 目			
イ 品目等転換に必要な種苗等の導入			
費 目			
費 目			
ウ 品目等転換に必要な農業設備等の導入			
費 目			
費 目			
費 目			
費 目			
費 目			
エ その他必要な取組			
費 目			
費 目			
費 目			
費 目			
費 目			
合 計			

（注1）単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に備考欄に記載するか、必要事項が記載された別紙を添付すること。

（注2）「費目」欄には、交付等要綱別記1別紙2 IV別表に掲げる費目を記入すること。

（注3）適宜、行を追加して記入すること。

(削る。)

別紙様式第4-1号別添3 花きの品目等転換対策 取組計画 (実施状況報告※)

※実施結果報告時には記載内容を計画から実施結果に修正すること。

1. 取組実施の背景・産地の課題

--

2. 本事業の目的、取組方針

--

3. 転換先品目の需要確認の状況、他産地への影響分析

--

4. 本事業の実施により見込まれる(発現した)効果

--

5. 本事業の取組計画

ア 品目転換に必要な検討や需要調査等の実施

① 検討会の開催等

検討会の目的

--

検討委員の構成

--

検討会の開催計画(結果)

実施時期	開催内容	事業費の内訳	進捗

② 需要調査等の実施

調査の目的

--

調査の実施計画（結果）

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

イ 品目等転換に必要な種苗等の導入計画（結果）

品目転換実施者	転換元品目		転換先品目		取組内容	事業費（円）			備考（転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載）
	品目名	栽培面積（a）	品目名	栽培面積（a）		単価	転換面積	社	
〇〇生産部会 （10戸）	輪ギク	1000	ヒマワリ	250	種苗の導入、生産資材の導入（〇〇、〇〇等）	300,000	250	75,000,000	（株）〇〇社から量販店用の花束花材として花束（品種名〇〇）の生産要望があり、要望出荷量相当の面積を転換
農林本部	輪ギク	100	切り枝類	20	種苗の導入、生産資材の導入（〇〇、〇〇等）	300,000	20	6,000,000	輸出を行っている市場業者から〇月～〇月にAケース/月程度の切り枝の栽培要望があり、本事業で栽培実験を行い、具体的な品目を選定する。面積は実験予定の〇〇のAケース/月の出荷量相当の面積
会社									

注）品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は括弧書きで戸数をする。

ウ 品目転換に必要な農業設備等の導入計画（結果）

① 農業設備等の導入の目的や必要性

品目	導入の目的や必要性
ヒマワリ	新規導入品目であり、生産者に栽培経験が無いため、先進産地の〇〇県農業試験場で公表している施設ヒマワリ栽培管理マニュアルに従い、データに基づく適切な栽培環境管理を行う事で品質や収量を安定させる必要がある。このため適切な湿度等管理に必要な管理設備やセンサーを導入する。

② 導入する設備等の内容

導入時期	対象品目	導入する設備等	単価（円）	台数	事業費（円）	うち国費（円）	備考
〇〇年〇月	ヒマワリ	栽培管理機器	250,000	2	500,000	250,000	
〇〇年〇月	ヒマワリ	土壌センサー	100,000	5	500,000	250,000	

注）購入予定の設備等のカタログ等を添付すること
導入する取組実施者の名前を備考欄に記載すること

エ その他必要な取組計画（結果）

① 研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

② 栽培マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

③ 実証試験等の実施

実施時期	実施場所	目的及び実施内容	事業費の内訳	備考

④ PR資料等の作成

実施時期	作成内容	作成の必要性	事業費の内訳	備考

⑤ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

- 添付書類 1. 需要調査等の一部業務を委託した場合は委託契約書の案
 2. 設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等
 3. 事業実施主体が協議会である場合は、規約（案）の写し、構成員名簿

(削る。)

別紙様式第4-2号
園芸作物等の先導的取組支援(花き)

(事業実施主体-地方農政局長等)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(花き)
交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱令和4年12月12日付け4農産第3506
号)別記1別紙2IVの第9の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したい
ので届け出ます。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

(削る。)

別紙様式第4-3号
(園芸作物等の先導的取組支援(花き))

(事業実施主体-地方農政局長等)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援
(花き)の実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506
号)別記1別紙2IVの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第4-1号に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第4-4号
(園芸作物等の先導的取組支援(花き))

(事業実施主体一地方農政局長等)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(花き)の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2Ⅳの第11の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第4-1号別添2に準ずるものとする。)

別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の(1)の採択要件欄のウ及びIIの3の(1)の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4第1号ウの麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の(1)の採択要件欄のウ及びIIの3の(1)の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4第1項第3号の麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

第5 推進指導

1 (略)

2 本事業の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

第6 その他

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不

第5 推進指導

1 (略)

2 第2のⅠ及びⅡの対策の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

第6 その他

1 交付対象事業の公表

第2のⅠ及びⅡの対策について、事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

第2のⅠ及びⅡの対策について、都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

I 麦・大豆機械導入対策

第1 事業実施主体

- 1 (略)
- 2 第1の1の(1)については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
 - ①・② (略)
 - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 3～5 (略)

第2 事業の内容等

- 1 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

(1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

I 麦・大豆機械導入対策

第1 事業実施主体

- 1 (略)
- 2 第1の1の(1)については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
 - ①・② (略)
 - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。
- 3～5 (略)

第2 事業の内容等

- 1 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

(1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満で

事業費は、機械ごとに50万円以上10,000万円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。

(2)～(4) (略)

2 (略)

第4 機械等の導入等に係る留意事項

1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体又は事業実施者（以下「事業実施主体等」という。）において、AGMIRUの活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(4) (略)

(5) 事業実施主体等が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(6)～(8) (略)

2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体等以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

あること。

(2)～(4) (略)

2 (略)

第4 機械等の導入等に係る留意事項

1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、AGMIRUの活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(4) (略)

(5) 事業実施主体が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(6)～(8) (略)

2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア (略)

イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体等負担 (事業費－補助金) / 当該機械等の耐用年数＋年間管理費

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体等は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者 (原則3者以上) からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体等は、(3) の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(5) 事業実施主体等は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2～5 (略)

ア (略)

イ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費－補助金) / 当該機械等の耐用年数＋年間管理費

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者 (原則3者以上) からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体は、(3) の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(5) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2～5 (略)

第6 事業実施の手続

1・2 (略)

3 予算額の配分及び事業計画の承認

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 事業の着手

(1)事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体等が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体等を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

第6 事業実施の手続

1・2 (略)

3 予算額の配分及び事業計画の協議

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 事業の着手

(1)事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

(1) 事業実施主体等は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) (略)

別表 (成果目標の基準)

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等	
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。 <u>なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。</u>
b～f	(略)

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント

(1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) (略)

別表 (成果目標の基準)

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等	
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。
b～f	(略)

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント

		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農 業機械を導入する場 合			(新設)	(新設)
A	① 作付面 積の拡大	(略)	作付面積が現状よ り3%以上増加。 11%以上・・・10 ポイント 9%以上・・・8 ポイント 7%以上・・・6 ポイント 5%以上・・・4 ポイント 3%以上・・・2 ポイント	A	① 作付面 積の拡大	(略)	(新設)
	② 単収の 増加	(略)	地域平均と比較し た単収が現状より3 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・ 10ポイント 9ポイント以上・・・ 8ポイント 7ポイント以上・・・ 6ポイント		② 単収の 増加	(略)	(新設)

			<u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
③ 生産コストの削減	(略)	<u>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</u> <u>10%以上・・・10ポイント</u> <u>8%以上・・・8ポイント</u> <u>6%以上・・・6ポイント</u> <u>4%以上・・・4ポイント</u> <u>2%以上・・・2ポイント</u>	③ 生産コストの削減	(略)	(新設)	
④ 団地化率の向上	(略)	<u>団地化率が現状より3ポイント以上増加。</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7ポイント以上・・・</u>	④ 団地化率の向上	(略)	(新設)	

			<u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	<u>作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。</u> <u>6ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>2ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	(新設)	
⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u>	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)	

		<u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	(新設)
⑧ 労働時間の削減	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。</u> <u>11%以上・・・・・・・・</u>	⑧ 労働時間の削減	(略)	(新設)

			<u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>			
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ <u>事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。)・・・・2ポイント</u>			B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) (新設)	

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農 業機械を導入する場 合
A	① 作付面積の拡大	(略)	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10 ポイント 9%以上・・・8 ポイント 7%以上・・・6 ポイント 5%以上・・・4 ポイント 3%以上・・・2 ポイント
	② 単収の増加	(略)	地域平均と比較した単収が現状より3 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・ 10ポイント 9ポイント以上・・・ 8ポイント

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		(新設)	(新設)
A	① 作付面積の拡大	(略)	(新設)
	② 単収の増加	(略)	(新設)

		<u>7ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
③ 生産コストの削減	(略)	<u>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</u> <u>10%以上・・・10</u> <u>ポイント</u> <u>8%以上・・・8</u> <u>ポイント</u> <u>6%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>	③ 生産コストの削減	(略)	(新設)
④ 団地化率の向上	(略)	<u>団地化率が現状より3ポイント以上増加。</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u>	④ 団地化率の向上	(略)	(新設)

			<u>8ポイント</u> <u>7ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	<u>作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。</u> <u>6ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>2ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	(新設)	
⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u>	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)	

			<u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	(新設)	
⑧ 労働時間の削	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以</u>	⑧ 労働時間の削	(略)	(新設)	

	減		<u>上削減。</u> <u>11%以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・</u> <u>2ポイント</u>		減		
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ <u>事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。)・・・2ポイント</u>			B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) (新設)		

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農 業機械を導入する場 合
A	① 単収の 増加	(略)	<u>地域平均と比較し た単収が現状より3 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・ 10ポイント 9ポイント以上・・・ 8ポイント 7ポイント以上・・・ 6ポイント 5ポイント以上・・・ 4ポイント 3ポイント以上・・・ 2ポイント</u>
	② 生産コ ストの削 減	(略)	<u>10a又は60kg当 たり生産コスト(物財 費)を現状より2% 以上削減。 10%以上・・・10</u>

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		(新設)	(新設)
A	① 単収の 増加	(略)	(新設)
	② 生産コ ストの削 減	(略)	(新設)

			<u>ポイント</u> <u>8%以上・・・8</u> <u>ポイント</u> <u>6%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>			
③ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	③ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)	
④ 需要に応じた品種転	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の</u>	④ 需要に応じた品種転	(略)	(新設)	

	換 (実需者と 播種前契約 を結ぶ場合 選択可)		割合が現状より5ポイント以上増加。 <u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>		換 (実需者と 播種前契約 を結ぶ場合 選択可)		
	⑤ 労働時間の削減	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。</u> <u>11%以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・</u> <u>2ポイント</u>		⑤ 労働時間の削減	(略)	(新設)

B 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。)</u>・・・2ポイント</p>
------	---

B 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p>
------	---

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	(略)	<u>作付面積が現状より3%以上増加。</u> <u>11%以上・・・10ポイント</u> <u>9%以上・・・8ポイント</u>

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		(新設)	(新設)
A	① 作付面積の拡大	(略)	(新設)

		<u>7%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>5%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>3%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>			
② 単収の増加	(略)	<u>地域平均と比較した単収が現状より3</u> <u>ポイント以上増加。</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	② 単収の増加	(略)	(新設)
③ 生産コストの削減	(略)	<u>10a又は60kg当たり</u> <u>生産コスト(物財</u> <u>費)を現状より2%</u> <u>以上削減。</u> <u>10%以上・・・10</u> <u>ポイント</u> <u>8%以上・・・8</u>	③ 生産コストの削減	(略)	(新設)

			<u>ポイント</u> <u>6%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>			
④ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	④ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)	
⑤ 需要に応じた品種転換(実需者と	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</u>	⑤ 需要に応じた品種転換(実需者と	(略)	(新設)	

	播種前契約を結ぶ場合 選択可)		<u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>		播種前契約を結ぶ場合 選択可)		
	⑥ 労働時間の削減	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。</u> <u>11%以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>		⑥ 労働時間の削減	(略)	(新設)
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑤ (略)			B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑤ (略)		

<p>⑥ <u>事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）</u>・・・2ポイント</p>	<p>（新設）</p>
<p>3 （略）</p> <p>II 麦・大豆生産・加工施設整備対策</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 対象地域</p> <p>主たる受益地は、原則として、<u>農業振興地域</u>及び生産緑地とする。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 上限事業費</p> <p>事業実施計画当たりの上限要望額は<u>15億円</u>とする。</p> <p>ただし、食品製造事業者が農産物処理加工施設を整備する場合には、事業実施計画当たりの上限要望額を5億円とする。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 事業実施期間</p> <p>事業実施期間は、交付決定の日から<u>令和6年</u>3月31日までとする。</p> <p>10 （略）</p> <p>11 整備事業の実施に係る留意点</p>	<p>3 （略）</p> <p>II 麦・大豆生産・加工施設整備対策</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 対象地域</p> <p>主たる受益地は、原則として、<u>農用地区域</u>及び生産緑地とする。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 上限事業費</p> <p>事業実施計画当たりの上限要望額は<u>20億円</u>とする。</p> <p>ただし、食品製造事業者が農産物処理加工施設を整備する場合には、事業実施計画当たりの上限要望額を5億円とする。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 事業実施期間</p> <p>事業実施期間は、交付決定の日から<u>令和5年</u>3月31日までとする。</p> <p>10 （略）</p> <p>11 整備事業の実施に係る留意点</p>

(1) ~ (5) (略)

(6) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

(7) (略)

(8) (略)

ア～カ (略)

(9) (略)

(10) (略)

ア・イ (略)

(11) (略)

(12) (略)

ア～ウ (略)

(13) 事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確

(1) ~ (5) (略)

(6) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

ただし、既存施設の再編合理化の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

(7) (略)

オ (略)

(ア) ~ (カ) (略)

カ (略)

キ (略)

(ア)・(イ) (略)

ク (略)

ケ (略)

(ア) ~ (ウ) (略)

コ 事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出し

認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、国産水準GAPガイドラインの取組事項の内容を含むものとする。

(削る。)

(14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設及び農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(15) ～ (18) (略)

12 施設の管理運営

(1)・(2) (略)

(3) 指導監督

都道府県知事は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者に対し、適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名などを表示するものとする。

て確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインの取組事項の内容を含むものとする。

サ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

シ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設及び農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

ス～タ (略)

12 施設の管理運営

(1)・(2) (略)

(3) 指導監督

都道府県知事は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(新設)

第2 成果目標

1 (略)

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合は事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

第4 事業実施の手続

1・2 (略)

3 事業の着手

(1) (略)

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第7 事業の評価

1・2 (略)

第2 成果目標

1 (略)

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合は事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

第4 事業実施の手続

1・2 (略)

3 事業の着手

(1) (略)

(2) (1) のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合には、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1) のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第7 事業の評価

1・2 (略)

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、成果目標の全部または一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第6の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅱ－6号に定める改善計画を報告させるとともに、第6の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合又は処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の1に準じて行うものとする。

別添1

麦・大豆生産・加工施設整備対策の施設の基準

(略)

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、成果目標の全部または一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第6の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅱ－6号に定める改善計画を報告させるとともに、第6の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合又は処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

別添1

麦・大豆生産・加工施設整備対策の施設の基準

(略)

施設等	補助対象基準
産地基幹施設整備	(略)
乾燥調製施設 (略)	(略)
穀類乾燥調製貯蔵施設(略)	(略)
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、<u>農業振興地域</u>及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・ (略) ・ (略)
加工施設	(略)
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	

施設等	補助対象基準
産地基幹施設整備	(略)
乾燥調製施設 (略)	(略)
穀類乾燥調製貯蔵施設 (略)	(略)
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 <u>なお、麦、大豆及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</u> ・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、<u>農用地区域</u>及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・ (略) ・ (略)
加工施設	(略)
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	

集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「貯蔵施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、麦は含まないものとする。 ・大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆はこの限りではない。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	
貯蔵施設	
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	(略)

(新設)	(新設)
(新設)	
(新設)	(新設)
(新設)	
(新設)	
種子種苗生産関連施設	(略)

別添 2

麦・大豆生産・加工施設整備対策の配分基準について

1 (略)

大豆	5・6	(略)	(略)
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・・・20ポイント 18%以上・・・・・・・・・・16ポイント 14%以上・・・・・・・・・・12ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区の事業実施前年の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている大豆生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・<u>6ポイント</u>
	8	(略)	(略)

別添 2

麦・大豆生産・加工施設整備対策の配分基準について

1 (略)

大豆	5・6	(略)	(略)
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・・・20ポイント 18%以上・・・・・・・・・・16ポイント 14%以上・・・・・・・・・・12ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区の事業実施前年の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている大豆生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・<u>3ポイント</u>
	8	(略)	(略)

麦及び大豆	9	（略）	（略）
	10	（略）	（略）
	11	<p>・生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）を2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>（※1）単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 （※2）共同利用施設の運営コストとする。</p>	<p>・生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・・・・・・10ポイント 6%以上下回る・・・・・・・・8ポイント 2%以上下回る・・・・・・・・6ポイント</p>
	12	<p>・販売額又は所得額（※）を2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>（※）原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。</p>	<p>・販売額又は所得額（※）について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・・・・・・10ポイント 6%以上下回る・・・・・・・・8ポイント 2%以上下回る・・・・・・・・6ポイント</p>
麦及び大豆の種子	13	<p>・労働生産性を2%以上向上。</p> <p>10%以上・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・・・・・・10ポイント 6%以上下回る・・・・・・・・8ポイント 2%以上下回る・・・・・・・・6ポイント</p>
	14～23	（略）	（略）

2 （略）

Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

第1 事業実施主体

（略）

1 （略）

（1）（略）

（2）ストックセンター及びその附帯設備並びにストックセンタ

麦及び大豆	9	（略）	（略）
	10	（略）	（略）
	(新設)	（新設）	（新設）
	(新設)	（新設）	（新設）
麦及び大豆の種子	11	（略）	（略）
	11～20	（略）	（略）

2 （略）

Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

第1 事業実施主体

（略）

1 （略）

（1）（略）

（2）ストックセンター及びその附帯設備並びにストックセンタ

一の整備と一体的に整備される処理加工施設又は乾燥調製施設（以下「ストックセンター等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。

(3) ～ (6) (略)

2 (略)

第3 事業実施計画の基準

別紙様式第Ⅲ－1号による事業実施計画には、事業の目的・効果、整備するストックセンターの収集範囲（地区）、整備内容、事業費、計画の配分基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

(略)

第4 事業の内容等

1 成果目標

成果目標は、採択時において、別添1の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めたとおりとする。

2 採択基準

(削る。)

一の整備と一体的に整備される処理加工施設又は処理加工施設（以下「ストックセンター等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。

(3) ～ (6) (略)

2 (略)

第3 事業実施計画の基準

別紙様式第Ⅲ－1号による事業実施計画には、事業の目的・効果、整備するストックセンターの収集範囲（地区）、整備内容、事業費、計画の採択基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

(略)

第4 事業の内容等

1 成果目標

成果目標は、採択時において、別添1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めたとおりとする。

2 採択基準

事業実施主体の選定に当たっては、地方農政局等において申請者から提出された申請書類の適正性を審査し、別添1の採択基準に基づき採点を行い、最も獲得ポイントの高いものから順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請が複数あった場合は、事業費の低い申請者を優先的に採択するものとする。

(1) 農産局長は、予算の範囲内で別添1の配分基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。 (新設)

(2) 予算配分に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別添1により算出したポイントの合計が15ポイント以上の事業計画を採択するものとする。 (新設)

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。 (新設)

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、80%を下限とする範囲内で採択できるものとする。

(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。 (新設)

(5) 採択となった事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業計画で要望することはできないものとする。 (新設)

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

3 スtockセンター等の補助対象基準

(1)～(3) (略)

(4) スtockセンター等の整備に当たっては、都道府県知事は、国産麦・大豆の安定供給に資するものとなるよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

3 スtockセンター等の補助対象基準

(1)～(3) (略)

(4) 地方農政局長等は、第9による事業の評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入したstockセンター等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効果的に運用されていない

(5) (略)

(6) スtockセンター等の整備に対する助成については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、助成の対象外とするものとする。

(7) スtockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。

(削る。)

(8) 都道府県は、事業実施主体がその整備するStockセンター等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(9) Stockセンター等の利用料金については、原則としてStockセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

(10) 本対策によりStockセンター等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合)にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該Stockセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第9の1の事業実施状況報告の提

と判断される場合にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

(5) (略)

(6) スtockセンター等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、補助の対象外とするものとする。

(7) スtockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。

(8) Stockセンター等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(9) 地方農政局長等は、事業実施主体がその整備するStockセンター等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(新設)

(10) 本対策によりStockセンター等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合)にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該Stockセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第8の1の事業実施状況報告の提

出にあわせて、共済制度等加入資料を都道府県知事に提出するものとする。

- (11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア～ウ (略)

- (12) 本対策の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のIの第5を準用するものとする。

- (13)・(14) (略)

4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

5 上限要望額

事業実施計画当たりの上限要望額は10億円とする。

ただし、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設又は乾燥調製施設の整備に係る上限要望額は1億円とする。

出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- (11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。))の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア～ウ (略)

- (12) 本対策の補助対象経費や事務手続については、本要綱によるほか、麦・大豆保管施設整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い(令和3年12月20日付け3農産第2236号農林水産省農産局長通知)を準用するものとする。

- (13)・(14) (略)

4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

5 補助金の上限額

補助金の上限額は1計画当たり10億円とする。

なお、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設又は乾燥調製施設の整備に係る補助金の上限額は1億円とする。

6 補助率

補助率は、本要綱別表1のⅡの3の(1)の補助率欄に定めるとおりとする。

7 留意事項

(1)～(3) (略)

(4) 施設の管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本対策により整備したストックセンター等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

ストックセンター等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体がストックセンター等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合はストックセンター等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、ストックセン

(新設)

6 留意事項

(1)～(3) (略)

(4) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本対策により補助金を受けて整備したストックセンター等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

ストックセンター等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体がストックセンター等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって地方農政局長等が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合はストックセンター等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、ストックセ

ター等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本対策により整備したストックセンター等には、本対策名等を表示するものとする。

(5) (略)

第7 事業実施の手続

1 事業計画の作成及び協議

(1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅲ－1号により事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅲ－2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。

(4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている事業計画を承認するものとする。

2 事業計画の審査基準

ンター等の管理運営、処分等において適切な措置を講ずるよう、指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本対策により整備したストックセンター等には、本対策名等を表示するものとする。

(5) (略)

第7 事業実施の手続

(新設)

1 事業実施主体は、別紙様式第Ⅲ－1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に申請し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、農産局長が別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を終了したものとみなす。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。

イ 国産麦・大豆の安定供給に係る取組であること。

ウ 別添1の配分基準の要件を満たしていること。

エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。

(2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業実施計画について、別添1の配分基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

(削る。)

3 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅲ-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合

2 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更を行う場合には、1に準じた手続を行うものとする。

3 交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅲ-2号により地方農政局長等に提出するものとする。

(新設)

にあつては、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第8 助成金の返納

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から成果目標（別添1の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めた目標）の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画（安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間）の達成状況について、翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ-4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦又は大豆を放出した場合は、その判断理由、販売先、数量

(新設)

(新設)

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から成果目標（別添1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めた目標）の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画（安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間）の達成状況について、翌年度の6月末までに、別紙様式第Ⅲ-3号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦又は大豆を放出した場合は、その判断理由、販売先、数量

等を記載することとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合には、別紙様式第Ⅲ－5号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等は、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況に係る報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第10 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の7月末までに自ら評価を行い、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅲ

等を記載することとする。

2 地方農政局長等は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

(新設)

3 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第9 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第Ⅲ－4号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の6月末までに自ら評価を行い、別紙様式第Ⅲ－4号により地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく内容を点検評価するとともに、関係部局で構成す

－ 5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第9の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅲ－6号に定める改善計画を提出させるとともに、第9の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入したストックセンター等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第7の1に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

(2) (略)

4 地方農政局長等は、2及び3により報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等を評価し、評価

る検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して別紙様式第Ⅲ－5号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあって、事業実施主体から成果目標の変更又は改善計画が提出され、地方農政局長等が妥当と判断した場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、本要綱第6に定める変更に係る手続に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) (略)

(新設)

結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、都道府県知事に対し指導を行うものとする。

5 地方農政局長等は、2及び3により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、4の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する事業実施主体を公表するものとする。

8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(新設)

(新設)

(新設)

4 国は、本対策の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

5 国は、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、指導するものとする。

第10 推進指導

国は、本対策の適正かつ効果的な推進のため、本対策の実施についての推進指導を行い、本事業の円滑な実施を図るものとする。

第11 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体が、本対策の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主

第11 その他

事業実施主体は、農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

別添1 ストックセンター整備対策の配分基準について

1 下表の区分①から⑤までの合計によりポイントを算出するものとする。また、本対策の交付等要綱に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

(略)

体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第12 その他

農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

別添1 採択基準

下表の区分①から⑤までの合計ポイントが15ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。また、本対策の交付等要綱に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

(略)

区 分	評価項目	配分基準	ポイント
①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③保管効率	・本事業により整備するストックセンターの安定供給を目的とした目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)/保管量(t))	(略) (略)	(略) (略)
④ (略)	(略)	(略)	(略)
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合 ・ (略) ・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ・本事業により整備するストックセンターにおいて、事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量の5%以上について2か年以上の長期保管を行う場合。			3

(配分基準の算定に当たっての注意事項)

(略)

2 重点品目加算ポイント

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、1に定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

重点品目 (小麦、大豆)	準重点品目 (二条大麦、六条大麦、はだか麦)
10ポイント	5ポイント

注：複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち

区 分	評価項目	採択基準	ポイント
①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③保管効率	・本事業により整備するストックセンターの目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)/保管量(t))	(略) (略)	(略) (略)
④ (略)	(略)	(略)	(略)
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合 ・ (略) ・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合 (新設)			3

(採択基準の算定に当たっての注意事項)

(略)

(新設)

最大のポイントを加算するものとする。

別紙様式第 I — 1 号別添

第 2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	代表者名

2 (略)

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等
(作付面積、単収、団地化率等)

品目	現状 (○年度)						目標年度 (○年度)						備考	
	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)		団地化率 (%)
一般	小麦	0					0							
	大麦・はだか麦	0					0							
	大豆	0					0							
種子	小麦	0					0							
	大麦・はだか麦	0					0							
	大豆	0					0							

注：団地化の基準面積については、都道府県事業計画総括表第 1 に記載された面積とし、備考欄に記載するものとする。

(削る。)

(主な作付体系) (略)

4 (略)

第 3 事業の成果目標

別紙様式第 I — 1 号別添

第 2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 (略)

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等
(作付面積、単収、団地化率等)

品目	現状 (○年度)						取組後 (○年度)						備考	
	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)		団地化率 (%)
一般	小麦													
	大麦・はだか麦													
	大豆													
種子	小麦													
	大麦・はだか麦													
	大豆													

注 1：団地化の基準面積については、都道府県によって定められた面積とし、備考欄に記載するものとする。

注 2：「取組後」の欄には、原則、目標年度における数値を記載するものとする。

(主な作付体系) (略)

4 (略)

第 3 事業の成果目標

(1-1) 小麦の成果目標

水田、畑地 ※どちらか記載

成果目標 (品目: 小麦)							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度	目標〇年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)	(単位)				
A	#N/A						
加算1	#N/A	/			#N/A		
加算2	#N/A				#N/A		
<p><現状値及び目標値の算出方法> ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p><加算ポイントの具体的内容等> ※要件を満たすことがわかる内容等に記載し、資料を添付 (主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など)</p>							

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標

水田、畑地 ※どちらか記載

(1-1) 小麦の成果目標 (水田、畑地) ※いずれかに○

成果目標 (品目: 小麦)							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(年度)	(年度)				
A							
<p><現状値及び目標値の算出方法> ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>加算 <input type="checkbox"/></p>							

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標 (水田、畑地) ※いずれかに○

○

成果目標（品目：大麦・はだか麦）							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度	目標〇年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)	(単位)				
A	#N/A						
加算1	#N/A	/			#N/A	/	
加算2	#N/A						
<p><現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p><加算ポイントの具体的内容等>※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）</p>							

(1-3) 大豆の成果目標

水田、畑地 ※どちらか記載

成果目標（品目：大豆）							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度	目標〇年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)	(単位)				
A	#N/A						
加算1	#N/A	/			#N/A	/	
加算2	#N/A						
<p><現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p><加算ポイントの具体的内容等>※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）</p>							

(1-4) 種子の成果目標

成果目標（品目：大麦・はだか麦）							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(年度)	(年度)				
A							
<p><現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>加算</p>							

(1-3) 大豆の成果目標（水田、畑地）※いずれかに○

成果目標（品目：大豆）							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(年度)	(年度)				
A							
<p><現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>加算</p>							

(1-4) 種子の成果目標

成果目標（品目：種子）							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状○年度	目標○年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備 考
		(単位)	(単位)				
	#N/A						
	#N/A						
	#N/A						
平均					#DIV/0!		
<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。							

注1：「現状○年度」の欄には、原則、事業の対象となる年度の前年度を記入すること。

注2・注3 （略）

注4：別表で定める加算ポイントのうち、1（1）及び（2）の加算ポイント③又は⑦、2（1）及び（2）の加算ポイント②又は⑥を選択し、該当する計画（環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、特定区域を設定した基本計画又は地域計画）を策定済みの場合は、当該計画を添付すること。

(2) 事業計画のポイント

成果目標（品目：種子）							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備 考
		(年度)	(年度)				
-							
<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。							

注1：「現状」の欄には、原則、事業の対象となる年度の前年度を記入すること。

注2・注3 （略）

注4：「加算」の欄には、区分Bを選択した場合に限り、選択した項目の内容（計画を含む。）を記入し、必要に応じて参考資料を添付すること。

(2) 事業計画のポイント

小麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> <tr><td>(0) (0)</td></tr> </table>	区分Bのポイント	#N/A	(0) (0)	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> </table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
(0) (0)												
ポイント合計												
#N/A												
大麦・はだか麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> <tr><td>(0) (0)</td></tr> </table>	区分Bのポイント	#N/A	(0) (0)	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> </table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
(0) (0)												
ポイント合計												
#N/A												
大豆	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> <tr><td>(0) (0)</td></tr> </table>	区分Bのポイント	#N/A	(0) (0)	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> </table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
(0) (0)												
ポイント合計												
#N/A												
種子	<table border="1"> <tr><td>ポイント</td></tr> <tr><td>#DIV/0!</td></tr> </table>	ポイント	#DIV/0!	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#DIV/0!</td></tr> </table>	ポイント合計	#DIV/0!					
ポイント												
#DIV/0!												
ポイント合計												
#DIV/0!												
					<table border="1"> <tr><td>本事業計画のポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	本事業計画のポイント						
本事業計画のポイント												

小麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	区分Aのポイント		+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>()</td></tr> </table>	区分Bのポイント	()	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント											
区分Bのポイント											
()											
ポイント合計											
0											
大麦・はだか麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	区分Aのポイント		+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>()</td></tr> </table>	区分Bのポイント	()	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント											
区分Bのポイント											
()											
ポイント合計											
0											
大豆	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	区分Aのポイント		+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>()</td></tr> </table>	区分Bのポイント	()	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント											
区分Bのポイント											
()											
ポイント合計											
0											
種子	<table border="1"> <tr><td>ポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	ポイント		=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0				
ポイント											
ポイント合計											
0											
					<table border="1"> <tr><td>本事業計画のポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	本事業計画のポイント					
本事業計画のポイント											

注1：区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①～⑦（畑地における加算については①～⑥）の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。

注2（略）

(3)（略）

別紙様式第I—1号別添（機械整備等明細）

導入・改良用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体(事業実施者)	
---------------	--

(削る。)

注1：区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①～⑥（畑地における加算については①～⑤）の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。

注2（略）

(3)（略）

別紙様式第I—1号別添（機械整備等明細）

導入・改良用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体(事業実施者)	
---------------	--

ア 対象機械

(削る。)

対象作物	対象機械名	仕様 製造会社名 型式	台数	機械等管理者	保管・設置場所	備考

イ 機械等を導入又は改良する場合の対象機械の決定の根拠

購入価格・改良に要する費用 (消費税込み)(円)	機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「購入価格又は改良に要する費用（消費税込み）（円）」の欄には、業者から取った見積価格（原則3者以上から見積り）等を記入すること。

なお、本事業の実施に伴って下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注2：「機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機械等の能力を決定（導入又は改良する機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入することし、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注3：本様式は、導入する機械等ごとに作成すること。

(削る。)

ウ 機械等の納入業者の選定方法

選定方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合せ		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

機械等の購入又は改良内容の詳細

機械番号(購入)	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)	
機械等の選定理由及び規模決定の根拠	
機械等の納入業者の選定方式	
一般競争入札以外の選定方式の場合、その理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
購入価格又は改良に要する費用(税抜)	(円)
購入価格又は改良に要する費用(税込)	(円)
国庫補助金	(円)
備考	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格又は改良に要する費用(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税抜価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等

エ 機械等の購入価格の詳細

対象機械等	機種等名		型式名		数量	台
	対象作物		利用規模			
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)					
	購入価格(消費税抜き)		①			(円)
購入価格(消費税込み)		②			(円)	
国庫補助金		③			(円)	
購入物件保管場所						
備考						

(新設)

(新設)

により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3：「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格（税抜）×1/2以内の額を記入すること。

注4：「備考」の欄には、本事業の実施に伴って下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること（計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。）。

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、本事業の実施に当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5：機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号（購入）」欄に連番を付すこと。

リース導入用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体（事業実施者）

（削る。）

注1：「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で②×1/2以内の額を記入すること。

注2：「備考」の欄には、本事業の実施に伴って下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること（計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。）。

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、本事業の実施に当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注3：機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入すること。

リース導入用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体（事業実施者）

ア リース内容

(削る。)

(削る。)

(削る。)

機械等のリース料等の詳細

対象作物	対象機械等	仕 様 製造会社名 型 式	台数	機械等管理者	保管・設置場所	備 考

イ 機械等をリースする場合の対象機械等の決定の根拠

機械等名	リース物件価格 (円)	リース導入する機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、業者から取った見積価格（原則3者以上から見積）等を記入すること。

注2：「リース導入する機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機械等の能力を決定（導入する機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入することとし、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

ウ リース機械等の納入業者の選定方法

指定業者選定の考え方	備 考

エ リース事業者の選定方法

リース事業者選定方法	備 考

オ 機械等のリース料等

機械番号(リース)	
機械名	
製造会社名、型式	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)	
リース期間	
機械の選定理由及び規模決定の根拠	
機械等納入業者又はリース事業者の選定方式	
一般競争入札以外の選定方式の場合、その理由	
機械管理者	
保管・設置場所	
リース物件取得予定価格(税抜) ①	(円)
リース期間終了後の残存価格(税抜) ②	(円)
リース料助成申請額 ③	(円)
リース諸費用(税抜) ④	(円)
消費税 ⑤	(円)
事業実施主体負担リース料(税込)	(円)
①-②-③+④+⑤	
助成申請額の算出算式(いずれか小さい額)	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入するこ

機種等名		型式名		数量	台
対象作物		利用規模			
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)					
リース期間	開始月～終了月(※1)	年 月	～	年 月	備考
	リース借受日から〇年間(※2)			(年)	
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①			(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②			(円)	
リース料助成申請額	③			(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④			(円)	
消費税	⑤			(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤				(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に○を記入すること)。					
I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2 以内					
II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内					

(新設)

(新設)

と。

注3：「リース期間」の欄は、リース期間（年月）もしくは年数のどちらかを記入すること。

注4：「リース助成申請額」の欄には、「リース物件価格×リース期間/耐用年数×1/2以内」と「(リース物件価格－残存価格)×1/2以内」のいずれか小さい額を記入すること。

また、使用した算式を助成申請額の算出算式に記入すること。

注5：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注6：機種・型式の違う複数の農業機械をリース導入する場合は、表を追加し、「機械番号（リース）」欄に連番を付すこと。

別紙様式第I-3号（第6の5関係）

（削除）

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

注1 事業実施主体が都道府県の場合は、宛名を農政局長等にし、差出人名を都道府県知事にすること。

注2 事業実施者が届け出る場合は、事業実施主体を事業実施者にすること。

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

（新設）

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記入すること。

別紙様式第I-3号（第6の5関係）

※ 事業実施主体が都道府県の場合は、宛名を農政局長等にし、差出人名を都道府県知事にすること。

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

（新設）

（新設）

別紙様式第 I — 4 号別添

第 2 事業の実施状況

成果目標（品目：小麦）							
区分	成果目標	水田	畑地	※いずれかに○			
		現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
A							
成果目標（品目：大麦・はだか麦）							
区分	成果目標	水田	畑地	※いずれかに○			
		現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
A							
成果目標（品目：大豆）							
区分	成果目標	水田	畑地	※いずれかに○			
		現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
A							
成果目標（品目：種子）							
品目	成果目標	現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考

注（略）

別紙様式第 I — 4 号別添

第 2 事業の実施状況

成果目標（品目：小麦）（水田、畑地）※いずれかに○							
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
		(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)			
A							
成果目標（品目：大麦・はだか麦）（水田、畑地）※いずれかに○							
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
		(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)			
A							
成果目標（品目：大豆）（水田、畑地）※いずれかに○							
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
		(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)			
A							
成果目標（品目：種子）							
区分	成果目標	現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
-							

注（略）

別紙様式第Ⅱ－１号（第４の１の（１）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－１号別添

第３ 添付資料

別紙１及び次に掲げる資料を添付すること。

① 麦・大豆国産化プラン、② 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③ 費用対効果分析、④ 施設の規模算定根拠、⑤ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑥ 位置、配置図、平面図、

⑦ 施設の管理運営規程、⑧ 収支計画、⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

別紙様式第Ⅱ－１号（第４の１関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－１号別添

第３ 添付資料

別紙１及び次に掲げる資料を添付すること。

① 麦・大豆国産化プラン、② 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③ 費用対効果分析、④ 施設の規模算定根拠、⑤ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑥ 位置、配置図、平面図、

⑦ 施設の管理運営規程、⑧ 収支計画、⑨ 再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑩ その他都道

別紙様式第Ⅱ－２号（第４の１の（２）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－２号別添

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）

都道府県事業計画書

（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

（略）

第１ 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）（略）

（達成状況等）（略）

（注１）・（２）（略）

府県知事が必要と認める資料 等

別紙様式第Ⅱ－２号（第４の１関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－２号別添

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書 （麦・大豆生産・加工施設整備対策）

（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

（略）

第１ 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）（略）

（達成状況等）（略）

（注１）・（２）（略）

(削る。)

(注3) (略)

別紙様式第Ⅱ-3号 (第4の3の(1)関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆生産・加工施設整備対策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱 (令和4年12月12日付け4農産第3506号) 別記1別紙3のⅡの第4の3の(1)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

(略)

(注3)「目標数値決定の考え方」の欄には、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。

(注4) (略)

別紙様式第Ⅱ-3号 (第4の3関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆生産・加工施設整備対策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱 (令和4年12月12日付け4農産第3506号) 別記1別紙3のⅡの第4の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

(略)

別紙様式第Ⅱ－４号（第６の１、第７の１関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記1別紙3のⅡの第6の1の規定（及び第7の1）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－１号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－４号（第６の１、第７の１関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3596号）別記1別紙3のⅡの第6の1の規定（並びに第7の1）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－１号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－５号（第6の2、第7の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅡの第6の2（及び第7の2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－２号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－５号（第6の2、第7の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅡの第6の2（並びに第7の2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－２号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－6号（第7の3関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）で
取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）
で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られる
よう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1・2 （略）

3 施設の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施
状況報告書の写しを添付すること。）

4 （略）

別紙様式第Ⅱ－6号（第7の3関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業で取得又は効用が増加した施設等の
利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業で取得又は効用が増加した施設等
について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施する
こととするので、報告します。

記

1・2 （略）

3 施設の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定
める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

4 （略）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	3年 目 (年)	改善 計 画 策 定 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	改善 目 標 (年)
整備事業	利用量 (t、kg 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	3年 目 (年)	改善 計 画 策 定 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	改善 目 標 (年)
整備事業	利用量 (t、kg 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

別紙様式第Ⅲ－1号（第7の1の（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対
策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備
対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12
月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の（1）の規定に基づき、関係
書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－1号別添の事業実施計画書を添付すること。

（新設）

1 対象作物・事業実施年度・目標年度				
対象作物名	事業実施年度	令和5年度	目標年度	令和7年度

(注) 対象作物名は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆の別で記載してください。

産地生産基盤パワーアップ事業
(麦・大豆ストックセンター整備対策)
事業実施計画書

(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度： 令和5年度

事業実施主体名：

所在地：

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)
事業実施計画書
(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施主体の情報

事業実施主体名	代表者氏名	電話番号
住所		

(注) 定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

事業実施主体の概要(略)

2 (略)

3 整備するストックセンターの収集範囲(地区)
(1) (略)

別紙様式第三-1号別添

産地生産基盤パワーアップ事業
(麦・大豆ストックセンター整備対策)
事業実施計画書

(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度： 令和4年度

事業実施主体名：

所在地：

(新設)

事業実施主体の名称

--

事業実施主体の概要(略)

1 対象作物・事業実施年度・目標年度

対象作物名	事業実施年度	令和4年度	目標年度	令和6年度
-------	--------	-------	------	-------

(注) 対象作物名は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆の別で記載してください。

2 (略)

3 整備するストックセンターの収集範囲(地区)
(1) (略)

(2) 整備するストックセンターに出荷する農業者の国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画

Table with 5 columns: Year (令和4年度 to 令和7年度), and rows for Cultivation Area (ha), Harvesting (t), and Sales (t) for various crop types.

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。
(注2) 別紙様式第三-4号に添付する場合は、報告年度までの実績を記載すること。

4・5 (略)

6 計画の配分基準

Table with 4 columns: 補助対象経費①, 千円, 補助金額②, 千円. Includes rows for stock center preparation and maintenance, and distribution criteria 1-4.

(注1) 配分基準1~4は、別添1の配分基準の表の区分の欄の①~④のとおりです。
(注2) 配分基準4の欄は、(別表) 安定供給計画の2と整合させてください。

○添付書類 (略)

(別表) 安定供給計画

1 ストックセンターの保管量の計画

Table with 7 columns: Year (令和4年度 to 令和8年度), and rows for Storage Plan (各年度の〇月時点) for various crop types.

(注) 記入欄が足りない場合は追加してください。

2~4 (略)

(2) 整備するストックセンターに出荷する農業者の国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画

Table with 5 columns: Year (令和3年度 to 令和6年度), and rows for Cultivation Area (ha), Harvesting (t), and Sales (t) for various crop types.

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。
(注2) 別紙様式第三-3号及び別紙様式第三-4号に添付する場合は、報告年度までの実績を記載すること。

4・5 (略)

6 計画の配分基準

Table with 4 columns: 補助対象経費①, 千円, 補助金額②, 千円. Includes rows for stock center preparation and maintenance, and distribution criteria 1-4.

(注1) 配分基準1~4は、別添1の配分基準の表の区分の欄の①~④のとおりです。
(注2) 配分基準4の欄は、(別表) 安定供給計画の2と整合させてください。

○添付書類 (略)

(別表) 安定供給計画

1 ストックセンターの保管量の計画

Table with 7 columns: Year (令和3年度 to 令和8年度), and rows for Storage Plan (各年度の〇月時点) for various crop types.

(注) 記入欄が足りない場合は追加してください。

2~4 (略)

別紙様式第Ⅲ－２号（第7の1の（2）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅲ－１号（第7の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の事業実施計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)
都道府県事業計画書
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇年度

都道府県名 〇〇

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)
都道府県事業計画書
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

都道府県名 _____

発着 _____年 _____月 _____日

第1 事業計画(実績)

(収支目録、事業内容、総事業費)

事業実施主体 名	対象作物 品名	品目 区分	取組 内容	取組 期間	取組 回数	取組 面積	取組 単価	取組 総額	取組費				完了 年月日	備考	
									国庫	都道府県	市町村	その他			
			対象作物の収穫量												
			収支目的を目的とした収支額												
総事業費(総額控除、市町村)															
			対象作物の収穫量												
			収支目的を目的とした収支額												
総事業費(総額控除、市町村)															
会社															

(注) 交付金が複数ある場合は、交付金ごとに区分して記入し、交付金を繰越欄に記入すること。

(達成状況等)

事業実施主体 名	地区名	対象作物 品名	達成経過 の検証方法	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の計画	経過状況 の検証	備考	目標の達成可能性

(注1) 「現状値」の項には、原則、取組の前年度とし、取組の前半程が気象災害等により異常値となる場合は、直近3カ年の平均と比較するなど、対比的に説明可能な方法を選択することとしても構わないものとする。

(注2) 「事後評価の検証方法」の項には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。

(新設)

(新設)

(3) 収入予算（又は精算）

a. 収入の部					
	本年度予算額 （上年度実績を基礎とし、 本年度予算額を基礎とする）	前年度予算額 （上年度実績を基礎とする）	比較増減		備考
			増	減	
1. 国庫補助金					
2. その他					
合計					

b. 支出の部					
	本年度予算額 （上年度実績を基礎とし、 本年度予算額を基礎とする）	前年度予算額 （上年度実績を基礎とする）	比較増減		備考
			増	減	
総務費					
合計					

〔融資内容〕

事業実施主体名	事業概要	融資内容				
		金融機関名	融資名 （制度・その他）	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
					年	年
					年	年
					年	年
					年	年

〔注〕 整備する施設を担保に債し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

第2 添付書類

別紙1 費・大町地区のプラン及び事業実施計画書（別紙別紙の明細書を含む。）のほか、次に掲げる資料を添付すること。

① 施設の建設決定経緯及び用地取得の経緯書、② 事業費の精算（継続投資）、③ その他地方自治法が定める書類を添付すること。

第3 事業の完了予定年月日 令和〇年 〇 月 〇 日

別紙1 都道府県附帯事務費の内訳表

（目） 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

（目） 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

（都道府県名：）

区 分	金額（千円）	内 訳	
		内 訳	内 訳
旅費			
		普通旅費	
		日給旅費	
		委員等旅費	
小計			
賃金			
共済費			
給償費		謝金	
費用費			
		消耗品費	
		燃料費	
		倉庫費	
		印刷製本費	
		修繕費	
小計			
役務費		通信運搬費	
使用料及び賃借料			
備品購入費			
市町村附帯業務費			
合 計			

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※2 該当する（目）ごとに作成すること。

(新設)

別紙様式第Ⅲ-3号 (第7の3の(1) 関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙3のⅢの第7の3の(1)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

(略)

別紙様式第Ⅲ-2号(第7の3関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙3のⅢの第7の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

(略)

別紙様式第Ⅲ－４号（第9の1、第10の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第9の1（及び第10の1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－1号別添に準ずるものとする。

（新設）

別紙様式第Ⅲ－5号（第9の2、第10の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第9の2（及び第10の2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－2号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅲ－3号（第8の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）関係書類として、事業実施状況報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－1号別添に準ずるものとする。

(削る。)

別紙様式第Ⅲ-4号(第9の1関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)
の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別
紙3のⅢの第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(注)関係書類として、評価報告書を添付すること。

なお、様式は、別紙様式第Ⅲ-1号別添に準ずるものとする。

別紙様式第三－6号（第10の3関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）
で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備
対策）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図ら
れるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1～3 （略）

別紙様式第三－5号（第9の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対
策）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）で
取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の
改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1～3 （略）

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

(削る。)	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
整備事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

(削る。)

4. 改善方策

(目標の達成に向けた必要な方策を、事業内容の見直しを含め、具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注) 1 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入／支出×100とする。

3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

別紙4 国産シェア拡大対策（園芸作物等）

第1 趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの構築、生産体制の合理化、出荷作業・流通の合理化及び加工・業務用野菜等の需要拡大等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工・消費のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

(削る。)

I サプライチェーン強靱化支援

1 加工・業務用野菜産地育成推進

(1) サプライチェーン構築支援

(2) 生産体制合理化実践支援

2 流通体制合理化整備事業

3 野菜加工施設整備事業

(削る。)

II 需要拡大支援

別紙4 国産シェア拡大対策（園芸作物等）

第1 趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、生産体制の合理化、出荷作業及び流通の合理化等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

I 生産・流通支援

(新設)

II 大型加工施設整備

(新設)

(削る。)

I 生産・流通支援

第1 事業実施主体

事業実施主体は、以下の1に掲げる者とし、2及び3に定める要件を満たすものとする。

1 事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業団体

(6) 農業者の組織する団体

2 事業実施主体は、受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

3 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

第2 事業内容、補助対象経費、補助率等

1 出荷作業合理化実践支援

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要となる集出荷貯蔵施設の整備。ただし、11型プラスチックパレットの導入に必要な以下の取組に限る。

ア 導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

イ パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でんぷん原料用かんしょは除く。）に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

補助率は、1/2以内とする。

(6) 上限事業費

上限事業費は、共通1のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

(7) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(8) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、別表2に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業

を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替と

して、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

キ 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要領に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

ケ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

（ウ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（エ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

コ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場

合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第1号に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

サ 補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用するものとする。

2 生産体制合理化実践推進支援

(1) 事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入。

(2) 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

(3) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であつて、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

ア 農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組

加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

イ 次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

(ウ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

(4) 補助率等

ア 本事業の補助率は、1 / 2 以内とする。

イ 1 事業計画当たりの補助限度額は5千万円とする。

(5) 補助要件

ア 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

イ 機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を図ること。

ウ 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

(6) 農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

ア 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する農業用機械・設備は、本体価格が50万円以上であるものとする。

イ 農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次の（ア）及び（イ）の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

（イ）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1／2以内

ウ 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

エ 対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

（ア）トラクター

（イ）農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

（ウ）中古の機械（ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切

り捨てる。)が2年以上の農業用機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。)

(エ) 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

オ 利用条件

(ア) 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

(イ) 本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

(ウ) 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償を必須とする。)に加入することが確実に見込まれるものとする。

(エ) 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約(機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員(以下「事業実施主体等」という。))と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。))の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) リース事業者及びリース料が(9)により決定されたものであること。

(イ) リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。)以内であること。

(ウ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

(9) リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者(以下「機械等納入事業者」という。)を決定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(10) 補助金の支払申請に係る書類

ア 事業実施主体は、(9)の入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

イ 地方農政局長等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、(6)に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(11) スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌水管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(12) 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してコンバイン等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

3 新素材活用生産資材の導入

(1) 事業の取組内容

事業実施主体は、ア、イのいずれか若しくはア、イの両方に取り組むことができる。

ア 受益農業従事者による野菜の生産拡大に必要な生分解性マルチの導入の支援

イ 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信に係る取組

(2) 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜、いも類（ただし、でんぷん原料用かんしょは除く。）に限る。

(3) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

ア 生分解性マルチ導入の取組

生分解性マルチと通常マルチとの購入費の差額

イ 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信

生分解性マルチの普及・定着を図るため、導入による効果やそれを活かした地域の取組等を周知するため、チラシ等の作成、ホームページやセミナー等による情報発信に必要な経費

ウ 次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

(4) 補助率等

ア 本事業の補助率は、(1)のアは定額(1/2相当)、(1)

イは定額

とする。

イ 1 事業計画当たりの補助限度額は、(1) のア若しくは(1) のア、イの両方に取り組む場合は2千5百万円(ただし、イの取組については50万円を上限とする。)、(1) のイのみ取り組む場合は50万円とする。

ウ 生分解性マルチ導入の補助金の額の算定方法

生分解性マルチと通常マルチとの購入費の差額については、次に定めるマルチの規格(幅)別の支援単価に、受益農業従事者が購入予定の生分解性マルチの長さ(1本当たりの長さ×本数)を乗じて算定する。また、事業費の総額は、規格ごとに算定した金額の合計とする。

表中の規格に該当しない場合は、購入予定の生分解性マルチの規格より小さく、かつ最も近い規格の支援単価により算定する。なお、幅95cm未満のものは補助対象としない。

<u>生分解性マルチの規格 (幅)</u>	<u>生分解性マルチ1m 当たり の補助金単価</u>
<u>95cm</u>	<u>11.0 円</u>
<u>120cm</u>	<u>15.0 円</u>
<u>135cm</u>	<u>15.7 円</u>
<u>150cm</u>	<u>18.7 円</u>
<u>180cm</u>	<u>17.2 円</u>

(5) 補助要件

- ア 3の(1)のアを実施する場合は、生分解性マルチの導入による省力化の効果を活かした対象品目の栽培面積の拡大や他品目の導入、機械化一貫体系の構築など、生分解性マルチの導入効果を活かした取組を一つ以上行うこと。
- イ 補助対象となる生分解性マルチについては、次期の作付けのために購入するものに限り、同一ほ場で2回以上作付けを行う場合は、1回分のみを補助対象とする。
- ウ 前作で生分解性マルチを利用している農業従事者は補助対象としない。

第3 成果目標及び目標年度の設定

1 成果目標

- (1) 第2の1の成果目標は、単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を5%以上削減されることとする。
- (2) 第2の2の成果目標は、契約取引の割合を10%以上増加させ、かつ契約取引の割合全体を50%以上とすること、かつ労働生産性の10%以上を向上することとする。
- (3) 第2の3の成果目標は、対象品目の全出荷量に占める契約栽培取引量を10%以上増加すること、又は10a当たり労働時間を10%以上削減することとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施期間

1年間とする。

第4 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主な事務所が所在する都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業の審査等

(1) 地方農政局長等は、1(2)により提出された都道府県計画について、第2の2の(5)、第2の3の(5)の補助要件を満たしているか審査を行い、適切と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第6の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を審査し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の審査に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を審査し、当該事業実施主体に通知するものとする。

(5) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1及び2の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

(6) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により都道府県知事に提出するものとする。

(7) (6)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(8) 都道府県知事は、(6)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイント

を記載し、第2の2の取組においては、第2の2の(5)、第2の3の取組においては第2の3の(5)の補助要件を満たしていることを確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

第5 点検評価等

1 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は(1)により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合など、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

(3) 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第5の1の(1)と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第5の1の(2)と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合には、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(4)の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標を変更し(品目の変更等を含む。)、又は評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 地方農政局長等は、(2) の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(3) の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

(6) 地方農政局長等は、(4) の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

(7) 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

(8) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第6 その他

1 配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取りやめになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害など、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 地方農政局長等は、第4の3により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（第2の1の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択するものとするが、産地営農体系革新計画と連携した取組については、要望額にかかわらず優先的に採択するものとする。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

2 第2の1の事業における留意点

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(4) P F I法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はP F I法の活用に努めるものとする。

(5) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い
難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であつて、都道府県知事が
適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせる
ことができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長
(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導
するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努
めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講
じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合には、食品
安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕
様や配置に十分に留意するものとする。

(7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の

確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

3 第2の3の事業における留意点

(1) 証拠書類の保管

第2の3の(1)のアを取り組む場合は、受益農業従事者及び事業実施主体は証拠書類を整理し、保管しなければならない。なお、第2の3の(1)のイに取り組む場合についても、事業を実施したことがわかる書類を整理し、保管すること。

ア 受益農業従事者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(ア) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（見積書等）

(イ) 取組を実施したことが確認できる書類（領収書や納品書等の購入伝票（生分解性マルチの幅、長さ、購入本数、金額、日付が記載されているもの）、作業日誌、写真等）

(ウ) 補助要件を確認する書類

イ 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(ア) 本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

(イ) 受益農業従事者から提出された書類（補助要件を確認する書類、購入伝票等）

(ウ) 受益農業従事者への指導監督に係る書類

(エ) 受益農業従事者への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

(オ) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（見積書等）

(2) 現地確認

ア 第2の3の(1)のアの取組を行った事業実施主体は、受益農業従事者数の平方根の数（小数点以下切り上げ）を抽出し、生分解性マルチの導入の取組が適切に行われているか、現地確認を行うものとする。

イ アの確認を円滑、かつ、適正に行うため、事業実施主体は受益農業従事者に対し、生分解性マルチの導入の取組に関する書類等を保存するよう、指導しなければならない。

4 推進指導等

(1) 都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

(4) 作業安全対策の実施

都道府県及び事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

5 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1 第2の1 出荷作業合理化実践支援関係
審査基準

<u>区分</u>	<u>指標</u>	<u>備考</u>
<u>1. 流通コスト</u>	<u>21%以上・・・・・・・・</u>	
<u>単位面積又は単位</u>	<u>8ポイント</u>	

<p>収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を縮減する取組を行うものとする。</p> <p>なお、5%以上の縮減は必須とする。</p>	<p>17%以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p>	
<p>2. 品目加算</p> <p>国産切り替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。</p> <p>なお、総出荷量又は総出荷額のうち上記7品目が占める割合を25%以上とすることは必須とする。</p>	<p>50%以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>45%以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p>	<p>たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。</p>
<p>3. 契約取引割合</p> <p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加する場合は加算できるもの</p>	<p>33ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p>	<p>事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量</p>

<p>とする。 <u>※4を選択した場合は選択不可</u></p>	<p><u>19ポイント以上</u>・・・<u>6ポイント</u> <u>12ポイント以上</u>・・・<u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上</u>・・・<u>2ポイント</u></p>	<p>が<u>全国出荷量の0.1%以上</u>の場合は<u>下記のとおりとする。</u> ・当該品目の<u>契約取引数量を10%以上増加</u> <u>70%以上</u>・・・<u>10ポイント</u> <u>55%以上</u>・・・<u>8ポイント</u> <u>40%以上</u>・・・<u>6ポイント</u> <u>25%以上</u>・・・<u>4ポイント</u> <u>10%以上</u>・・・<u>2ポイント</u></p>
<p><u>4. 加工・業務用向けの割合</u> <u>総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合が増加する場合は加算できるものとする。</u> <u>※3を選択した場合</u></p>	<p><u>5ポイント以上</u>・・・<u>10ポイント</u> <u>4.5ポイント以上</u>・・・<u>8ポイント</u> <u>4ポイント以上</u>・・・<u>6ポイント</u></p>	

は選択不可	ト	
	3.5 ポイント以	
	上・・・・4ポイン	
	ト	
	3 ポイント以	
	上・・・・2ポイ	
	ント	

別添2 第2の2 生産体制合理化実践推進支援
審査基準

区分	指標	備考
1. 契約取引の割合 当該目標で設定 する面積の50% 以上が、実需者と の契約取引に基づ く生産を行うこと を必須とするこ と。 生産者が実需者 を兼ねる場合は、 そのほかの実需者 との契約割合が 50%以上であるこ とは必須とするこ と。	80%以上・・・・・・ 7ポイント 70%以上・・・・・・ 6ポイント 60%以上・・・・・・ 5ポイント	複数の品目で取り組 む場合は、合計面積 の契約割合が50% 以上であること。

<p><u>2. 労働生産性</u> <u>当該品目の単位</u> <u>面積当たり又は単</u> <u>位収量当たりの労</u> <u>働時間を縮減する</u> <u>生産を行うものと</u> <u>する。</u> <u>5%以上縮減す</u> <u>ることは必須とす</u> <u>ること。</u></p>	<p><u>41%以上</u>..... <u>8ポイント</u> <u>31%以上</u>..... <u>6ポイント</u> <u>21%以上</u>..... <u>4ポイント</u> <u>11%以上</u>..... <u>2ポイント</u></p>	
<p><u>3. 作付面積規模</u> <u>加工・業務用野</u> <u>菜に作付転換する</u> <u>面積の規模で評価</u> <u>を行うものとし</u> <u>る。</u></p>	<p><u>合計面積</u> <u>30ha 以上</u>..... <u>5ポイント</u> <u>20ha 以上</u>..... <u>3ポイント</u> <u>10ha 以上</u>..... <u>1ポイント</u></p>	
<p><u>4. 品目加算</u> <u>国産切り替えを</u> <u>重点的に進める品</u> <u>目を選択する場合</u> <u>は加算できるもの</u> <u>とする。</u> <u>なお、総出荷量</u></p>	<p><u>50%以上</u>..... <u>10ポイント</u> <u>45%以上</u>..... <u>8ポイント</u> <u>40%以上</u>..... <u>6ポイント</u> <u>35%以上</u>.....</p>	<p><u>たまねぎ、ブロッコ</u> <u>リー、ねぎ、ほうれ</u> <u>んそう、かぼちゃ、</u> <u>にんじん、えだまめ</u> <u>の7品目から選定。</u></p>

<p><u>又は総出荷額のうち上記7品目が占める割合を25%以上とすることは必須とする。</u></p>	<p><u>4ポイント</u> <u>30%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u></p>	
<p><u>5. 都道府県加算</u> <u>事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。</u></p>	<p><u>6ポイント</u></p>	<p><u>一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。</u> <u>ただし、一地区当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</u></p>
<p><u>6. 主食用水稲からの転換面積規模</u> <u>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付した面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</u></p>	<p><u>・10ha以上・・・3ポイント</u> <u>・5ha以上・・・2ポイント</u> <u>・3ha以上・・・1ポイント</u></p>	
<p><u>7. 農福連携の推進</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料</u></p>

<p><u>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</u></p>		<p><u>を添付すること（様式任意）。</u></p>
<p><u>8. GAP認証等の取得</u> <u>事業実施主体が、GAP認証(GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP)を取得している場合は加算できるものとする。</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</u></p>
<p><u>9. 環境負荷低減事業活動の促進</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</u></p>

<p>以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>(ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項</p>		<p>式任意)。</p>
---	--	--------------

<p>に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ) 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		
--	--	--

別添 3 第 2 の 3 関係 新素材活用生産資材の導入関係
審査基準

<u>区 分</u>	<u>指 標</u>	<u>備 考</u>
------------	------------	------------

<p>1. <u>生分解性マルチに転換するほ場の面積</u></p> <p><u>目標年度にマルチ栽培面積のうち、生分解性マルチを使用するほ場の面積の割合で評価を行うものとする。</u></p>	<p><u>目標年度のほ場面積の割合</u></p> <p><u>・90%以上・・・5ポイント</u></p> <p><u>・70%以上・・・4ポイント</u></p> <p><u>・50%以上・・・3ポイント</u></p> <p><u>・30%以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>・10%以上・・・1ポイント</u></p>	
<p>2. <u>労働生産性</u></p> <p><u>10a 当たり労働時間を縮減することとする。</u></p> <p><u>5%以上の縮減を必須とする。</u></p>	<p><u>・25%以上・・・4ポイント</u></p> <p><u>・20%以上・・・3ポイント</u></p> <p><u>・15%以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>・10%以上・・・1ポイント</u></p>	
<p>3. <u>品目加算</u></p> <p><u>目標年度に国産切り替えを重点的に進める品目を導入する場合は加算</u></p>	<p><u>品目数</u></p> <p><u>・2品目以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>・1品目・・・1ポイント</u></p>	<p><u>たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。</u></p>

<p><u>できるものとする。</u></p>		
<p>4. <u>用途加算</u> <u>生分解性マルチ</u> <u>への転換について、加工・業務用を</u> <u>対象として取り組む場合は加算でき</u> <u>るものとする。</u></p>	<p>○<u>目標年度に加工・業務用又は冷凍用に</u> <u>取り組む場合</u> <u>・冷凍野菜用が含ま</u> <u>れる場合・・・3ポ</u> <u>イント</u> <u>・加工・業務用・・・</u> <u>2ポイント</u></p> <p>○<u>既に加工・業務用</u> <u>又は冷凍用に取り組</u> <u>んでいる場合</u> <u>・冷凍野菜が含まれ</u> <u>る場合・・・2ポイ</u> <u>ント</u> <u>・加工・業務用・・・</u> <u>1ポイント</u></p>	
<p>5. <u>情報発信の取組</u> <u>生分解性マルチ</u> <u>の導入による効果</u> <u>等の情報発信に取</u> <u>り組む場合に加算</u></p>	<p>・<u>取組3つ以上・・・3</u> <u>ポイント</u> <u>・取組2つ・・・2ポ</u> <u>イント</u></p>	<p><u>要綱別紙4の第2</u> <u>の3の(3)「補助対</u> <u>象経費」のイによる</u> <u>取組を自費で行っ</u> <u>ている場合も含む</u></p>

<p><u>できるものとする。</u></p>	<p><u>・取組1つ・・・ 1 ポイント</u></p>	
<p><u>6. 加算</u> <u>以下のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 事業実施主体の</u> <u>構成員が、環境と</u> <u>調和のとれた食料</u> <u>システムの確立の</u> <u>ための環境負荷低</u> <u>減事業活動の促進</u> <u>等に関する法律</u> <u>(令和4年法律第</u> <u>37号。以下、「法</u> <u>という。)</u> <u>に基づ</u> <u>き、以下の計画の</u> <u>認定を受けている</u> <u>場合又は交付決定</u> <u>までに認定を受け</u> <u>る見込みがある場</u> <u>合。</u> <u>(ア) 法第19条第</u> <u>1項に規定する</u> <u>環境負荷低減事</u> <u>業活動実施計画</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	

<p>又は<u>法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</u></p> <p><u>(イ) 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</u></p> <p>イ <u>事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。</u></p> <p><u>若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</u></p>		
---	--	--

別表 1 補助対象経費
第 2 の 2 関係

<u>費目</u>	<u>細目</u>	<u>内容</u>	<u>注意点</u>
事業費	リースに 要する経	・事業を実施するために直 接必要な農業用機械等、設	

	費	備のリースに要する経費	
注1	補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。		
注2	表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合 ・補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合 		
注3	次の取組に係る経費は、補助対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組 ・農産物等の販売価格支持又は所得補てん ・新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告 		

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費。 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が 50 万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。

賃金等		<p>・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<p>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p> <p>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</p>
事業費	会場借料	<p>・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	

通信・運 搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上費 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。 ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
印刷製 本費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
資料購 入費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。

	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験に用いる低廉な器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅 	

		<u>費</u>	
	<u>事業実施主体等旅費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費</u>	
<u>謝金</u>		<u>・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費</u>	<u>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</u> <u>・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。</u>

<p><u>委 託 費</u></p>		<p>・ <u>本事業を効率的に実施するために 行う、事業の一部 を他の者に委託す るために必要な経 費</u></p>	<p>・ <u>委託を行うに当たっ ては、第三者に委託す ることが必要かつ合理 的・効果的な業務に限 り実施できるものとし る。</u> ・ <u>補助金の額の 50%未 満とすること。ただし、 事業実施主体の交付事 務及び実施確認の委託 についてはこの限りで はない。</u> ・ <u>事業そのもの又は事 業の根幹を成す業務の 委託は認めない。</u> ・ <u>民間企業等の内部で 社内発注を行う場合 は、利潤を除外した実 費弁済の経費に限るも のとする。</u></p>
<p><u>役 務 費</u></p>		<p>・ <u>本事業を実施す るために直接必要 かつ、それだけでは 本事業の成果とは 成り得ない業務の 役務発注に係る経</u></p>	

		費	
雑 役 務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租 税 公 課	・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

注1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表2 施設の補助対象基準（第2の1関係）

集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟お
---------	---

おむね 100 平方メートル以上とする。

・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。

・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する 2 次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。

・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農用地区域及び生産緑地以外で生産されたものであっても、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。

集出荷施設

・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合には、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

予冷施設

・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。

・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷

	<p>蔵機能を有するものとする。</p>
貯蔵施設	<p>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p>
選別、調製及び包装施設	<p>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</p> <p>・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等を整備することができる。</p>

<u>青果物流通 拠点施設</u>	<p>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</p>
<u>残さ等処理 施設</u>	
<u>通い容器関 連施設</u>	<p>・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。</p>
<u>附帯施設</u>	

I サプライチェーン強靱化支援

(新設)

第1 事業実施主体

1 本要綱別表1のIの3の(2)のアの事業実施主体は、以下に掲げる者とし、3及び4に定める要件を満たすものとする。

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

2 本要綱別表1のIIの3の(2)の事業実施主体は以下に掲げる団体とし、3から6の要件を満たすものとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 公社

(4) 農業協同組合連合会

(5) 農業協同組合

(6) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

(7) 民間事業者

(8) 特認団体

(9) コンソーシアム

3 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事

者（原則年間 150 日以上）をいう。）が 5 名以上であること。

4 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

5 2 の（7）の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（1）第 2 の 2 の取組においては、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物流通コストの低減に取り組むこととし、第 2 の 3 の取組においては生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組むとともに産地の指導及び育成に取り組むこととする。

（2）以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は 1 以上の生産者団体との間で、事業実施から 3 年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有しているとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するもの

とする。

(3) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

6 2の(9)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

(2) 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

(3) 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第2 事業内容、補助対象経費、補助率等

1 加工・業務用野菜産地育成推進

(1) サプライチェーン構築支援

ア 事業の取組内容

新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な(ア)から(エ)までの取組のうち、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。なお、(ア)の取組は必須とする。

(ア) 生産計画の策定

加工・業務用野菜のサプライチェーンを構築するために必要な検討会を開催し、サプライチェーンの概要、当該品目の安定供給体制づくり等について取りまとめた生産計画の策定を行うものとする。

(イ) 産地事例等調査

加工・業務用野菜産地の事例調査等を実施し、報告書を作成するものとする。

(ウ) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

加工・業務用野菜の実需者ニーズに対応するため、実需者ニーズの調査、加工・業務用野菜に適した品種の選定、栽培技術の確立に向けた実証試験及び加工適正試験等を実施するものとする。

(エ) GAP・トレーサビリティシステムの導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、GAPやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システム実証、マニュアル作成等を行うものとする。

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、アの取組の実施に直接必要な経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

また、次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

(ウ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

本事業の補助率は、定額とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、

一定の生産数量を確保すること。

(イ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者への販売を行うこと。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実にあること。

(2) 生産体制合理化実践支援

ア 事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組
加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

(イ) 次に掲げる経費は補助対象としない。

a 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける
予定となっている取組

b 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主とし
しない取組

c 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は
所得補てん

d 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、イ
ンターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広
告

エ 補助率等

(ア) 本事業の補助率は、リース導入する農業用機械等の本
体価格の1/2以内とする。

(イ) 1事業実施計画当たりの補助限度額は5千万円とす
る。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、
一定の生産数量を確保すること。

(イ) 機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を
図ること。

(ウ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者と
の直接契約等による販売を行うこと。

カ 農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に
関する留意事項

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、
事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械
の規模に基づいて決定することができるものとする。な
お、導入する農業用機械・設備は、本体価格が50万円
以上であるものとする。

(イ) 農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次の a 及び b の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2 以内

b リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2 以内

(ウ) 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

(エ) 対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

a トラクター

b 農業以外の用途への汎用性の高いもの(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

c 中古の機械(ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等(法定耐用年数から経過期

間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。）

d 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

(オ) 利用条件

a 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

b 本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

c 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

d 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

(カ) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する

契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

a リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

b リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

c 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

キ リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(ア) 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

ク 補助金の支払申請に係る書類

(ア) 事業実施主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、都道府県知事等に対

し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(イ) 都道府県知事等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、カに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

ケ 事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

コ スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌水管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

サ 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用して収穫機等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に

整備している、又は令和5年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

2 流通体制合理化整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な集出荷貯蔵施設の整備。ただし、以下に定める取組に限る。

ア 11型プラスチックパレットの導入に必要な取組

(ア) 導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

(イ) パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュアップル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

イ 青果物流通拠点施設

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でん粉原料用かんしょは除く。）に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1 事業実施計画当たりの事業費は 20 億円を上限とする。

(6) 上限事業費

上限事業費は、共通 1 のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

(7) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通 7 により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(8) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、別表 3 に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等に

においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

（ウ）当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

（エ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（オ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等に

より被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第1号に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

シ 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

（ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

（イ）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

（ウ）補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

（エ）新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

ス 補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用す

るものとする。

3 野菜加工施設整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な農産物処理加工施設の整備。
ただし、国産原材料を取扱う取組に限る。

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は5千万円以上20億円以下とする。

(6) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(7) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するもの

とする。

(ア) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施工又は直営施工を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－交付金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

シ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第5の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

ス 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

セ 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

第3 成果目標等

1 成果目標の基準

(1) 第2の1の(1)の成果目標は、別添1に定める基準により設定するものとする。

(2) 第2の1の(2)の成果目標は、別添2に定める基準によ

り設定するものとする。

(3) 第2の2の成果目標は、別添3に定める基準により設定するものとする。

(4) 第2の3の成果目標は、別添4に定める基準により設定するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。

3 事業実施期間

1年間とする。

第4 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業の審査等

(1) 地方農政局長等は、1の(2)により提出された都道府県計画について、本要綱に照らして適正か否か審査を行い、適正と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第6の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に

通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2) の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3) の承認に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を承認し、当該事業実施主体に通知するものとする。

(5) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1及び2の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

(6) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により都道府県知事に提出するものとする。

(7) (6) により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(8) 都道府県知事は、(6) による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な

指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイントを記載し、本要綱に照らして適正か否かについて確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、第2の2及び3の取組においては、ポイントの合計が16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

また、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

第5 点検評価等

1 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は(1)により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主

体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により都道府県知事に報告するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

- (3) 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第5の1の(1)と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第5の1の(2)と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合に

あつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、
(4)の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標を変更し(品目の変更等を含む。)、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 地方農政局長等は、(2)の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(3)の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

(6) 地方農政局長等は、(4)の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

(7) 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

(8) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第6 その他

1 配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取りやめになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 地方農政局長等は、第4の1の(2)により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ 農産局長は、アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（第2の1の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択する。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

2 第2の2及び第2の3の事業における留意点

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(4) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はPFI法の活用を努めるものとする。

(5) 施設の管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることと適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持

続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

3 推進指導等

(1) 都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

4 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1 第2の1の(1) サプライチェーン構築支援関係

事業実施主体は成果目標の1から3までのうち1つを選択し、加算の1から6までのうち該当する項目についてポイントを加算。

審査基準

<u>区 分</u>	<u>指 標</u>	<u>備 考</u>
<u>成 果 目 標</u>	<u>1. 作付面積規模</u>	<u>合計面積</u>
	<u>新たに加工・業務用野菜を作付する面積を増加させるものとする</u>	<u>20ha以上・・・10ポイント</u> <u>15ha以上・・・8ポイント</u>

<p>る。 <u>2 ha 以上増加させることは必須とする。</u></p>	<p><u>10ha 以上・・・6ポイント</u> <u>5 ha 以上・・・4ポイント</u> <u>2 ha 以上・・・2ポイント</u></p>	
<p><u>2. 販売額又は所得額の増加</u> <u>販売額又は所得額(※)を増加させること。</u> <u>2%以上増加させることは必須とする。</u> <u>(※)原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。</u></p>	<p><u>10%以上・・・10ポイント</u> <u>8%以上・・・8ポイント</u> <u>6%以上・・・6ポイント</u> <u>4%以上・・・4ポイント</u> <u>2%以上・・・2ポイント</u></p>	
<p><u>3. 単収の増加</u> <u>当該品目の単収を現状より増加させること。</u> <u>2%以上増加させることは必須とする。</u></p>	<p><u>10%以上・・・10ポイント</u> <u>8%以上・・・8ポイント</u> <u>6%以上・・・6ポイント</u> <u>4%以上・・・4ポイント</u></p>	

		<u>ント</u> <u>2%以上・・・2ポイ</u> <u>ント</u>	
加算	1. <u>品目加算</u> <u>国産切り替え</u> <u>を重点的に進め</u> <u>る品目を選択す</u> <u>る場合は加算で</u> <u>きるものとする。</u>	<u>50%以上・・・10ポ</u> <u>イント</u> <u>45%以上・・・8ポイ</u> <u>ント</u> <u>40%以上・・・6ポイ</u> <u>ント</u> <u>35%以上・・・4ポイ</u> <u>ント</u> <u>30%以上・・・2ポイ</u> <u>ント</u>	<u>たまね</u> <u>ぎ、プロ</u> <u>ッコリ</u> <u>ー、ね</u> <u>ぎ、ほう</u> <u>れんそ</u> <u>う、かぼ</u> <u>ちや、に</u> <u>んじん、</u> <u>えだま</u> <u>めの7</u> <u>品目か</u> <u>ら選定。</u>
	2. <u>都道府県加算</u> <u>事業実施主体</u> <u>が策定する事業</u> <u>実施計画のうち、</u> <u>都道府県が特に</u> <u>重要性が高く優</u> <u>先的に実施する</u> <u>必要があると判</u> <u>断した計画につ</u> <u>いて加算できる</u>	<u>6ポイント</u>	<u>一の</u> <u>又は複</u> <u>数の事</u> <u>業実施</u> <u>計画に</u> <u>加算で</u> <u>きるも</u> <u>のとす</u> <u>る。</u> <u>ただ</u>

	<u>ものとする。</u>		<u>し、一事業実施計画当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</u>
	<u>3. 主食用水稲からの転換面積規模</u> <u>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</u>	<u>10ha 以上・・・3ポイント</u> <u>5ha 以上・・・2ポイント</u> <u>3ha 以上・・・1ポイント</u>	
	<u>4. 農福連携の推進</u> <u>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用してい</u>	<u>2ポイント</u>	<u>該当する場合は資料を添付</u>

<p>る場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ 960 時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>		<p>すること(様式任意)。</p>
<p>5. <u>GAP 認証等の取得</u> 事業実施主体が、<u>GAP 認証 (GLOBAL G. A. P.、AS IAGAP、JGAP)</u> を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>
<p>6. <u>環境負荷低減事業活動の促進</u> 以下のいずれ</p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料</p>

	<p><u>かに該当する場合加算できるものとする。</u></p> <p><u>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</u></p> <p><u>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は</u></p>		<p><u>を添付すること（様式任意）。</u></p>	
--	---	--	------------------------------	--

	<p>法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ) 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		
--	--	--	--

別添 2 第 2 の 1 の (2) 生産体制合理化実践支援関係

事業実施主体は、成果目標の 1 又は 2 を設定し、加算の 1 から 7 までの該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分	指 標	備 考
-----	-----	-----

成果 目標	<p>1. 契約取引の割合</p> <p>当該目標で設定する面積の50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うことを必須とすること。</p> <p>生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が50%以上であることは必須とすること。</p>	<p>80%以上・・・10 ポイント</p> <p>70%以上・・・8 ポイント</p> <p>60%以上・・・6 ポイント</p> <p>50%以上・・・4 ポイント</p>	<p>複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が50%以上であること。</p>
	<p>2. 労働生産性</p> <p>当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行うものとする。</p> <p>5%以上縮減</p>	<p>41%以上・・・10 ポイント</p> <p>31%以上・・・8 ポイント</p> <p>21%以上・・・6 ポイント</p> <p>11%以上・・・4 ポイント</p> <p>5%以上・・・2 ポイント</p>	

	<u>することは必須とすること。</u>	<u>ポイント</u>	
加算	1. <u>作付面積規模新たに加工・業務用野菜を作付けする面積の規模で評価を行うものとする。</u>	合計面積 <u>30ha 以上・・・5</u> <u>ポイント</u> <u>20ha 以上・・・3</u> <u>ポイント</u> <u>10ha 以上・・・1</u> <u>ポイント</u>	
	2. <u>品目加算国産切替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。</u>	<u>50%以上・・・10</u> <u>ポイント</u> <u>45%以上・・・8</u> <u>ポイント</u> <u>40%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>35%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>30%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>	<u>たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。</u>
	3. <u>都道府県加算事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高</u>	<u>6ポイント</u>	<u>一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。</u> <u>ただし、1事</u>

<p><u>く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。</u></p>		<p><u>業実施計画当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</u></p>
<p><u>4. 主食用水稲からの転換面積規模</u> <u>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</u></p>	<p><u>10ha 以上・・・3ポイント</u> <u>5 ha 以上・・・2ポイント</u> <u>3 ha 以上・・・1ポイント</u></p>	
<p><u>5. 農福連携の推進</u> <u>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</u></p>

<p>する。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ 960 時間につき、1 名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>		
<p>6. <u>GAP 認証等の取得</u> 事業実施主体が、<u>GAP 認証 (GLOBAL G. A. P.、AS IAGAP、JGAP)</u> を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p><u>2 ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料を添付すること (様式任意)。</p>
<p>7. <u>環境負荷低減事業活動の促進</u> 以下のいずれかに該当する場合加算できるも</p>	<p><u>2 ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料を添付すること (様式任意)。</p>

	<p><u>のとする。</u></p> <p><u>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施</u></p>			
--	--	--	--	--

	<p><u>計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</u></p> <p><u>(イ) 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</u></p> <p><u>イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</u></p>			
--	---	--	--	--

別添3 第2の2 流通体制合理化整備事業関係

審査基準

事業実施主体は成果目標の1から3までのうちから1つ選択し、加算の1から3までの該当する項目についてポイントを加算する。

区 分	指 標	備 考	
成 果 目 標	<u>1. 流通コスト</u> <u>単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を縮減する取組を行うものとする。</u> <u>なお、5%以上の縮減は必須とする。</u>	<u>21%以上・・・30ポイント</u> <u>17%以上・・・24ポイント</u> <u>13%以上・・・18ポイント</u> <u>9%以上・・・12ポイント</u> <u>5%以上・・・6ポイント</u>	
	<u>2. パレット出荷割合</u> <u>当該品目の総出荷量に占める 11型プラスチック</u>	<u>70ポイント以上・・・30ポイント</u> <u>60ポイント以上・・・25ポイント</u> <u>50ポイント以上・・・20ポイント</u>	

	<p>ックパレットを用いた出荷の割合を増加する取組を行うものとする。</p> <p>なお、30ポイント以上の増加は必須とする。</p>	<p>40ポイント以上・・・15ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・10ポイント</p>	
	<p>3. 荷役時間削減</p> <p>当該品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間の削減する取組を行うものとする。</p> <p>なお、10%以上の削減は必須とする。</p>	<p>30%以上・・・30ポイント</p> <p>25%以上・・・25ポイント</p> <p>20%以上・・・20ポイント</p> <p>15%以上・・・15ポイント</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p>	
加算	<p>1. 野菜加算</p> <p>野菜を選択する場合</p>	<p>50%以上・・・10ポイント</p> <p>45%以上・・・8ポイント</p>	<p>国産切替えを重点</p>

	<p>は加算できるものとする。</p> <p>なお、野菜の総出荷量又は総出荷額に占める国産切替えを重点的に進める品目の割合が50%以上の場合は、右記のポイントに2を乗じたポイントを加算できるものとする。</p>	<p>ト 40%以上・・・6ポイント</p> <p>ト 35%以上・・・4ポイント</p> <p>ト 30%以上・・・2ポイント</p> <p>ト</p>	<p>的に進める品目(たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちや、にんじん、えだまめ)</p>
	<p>2. 契約取引割合</p> <p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加す</p>	<p>33ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>19ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・4</p>	<p>事業実施地区における当該品目の現状の出荷</p>

	<p>る場合は加算できるものとする。 <u>※3</u>を選択した場合は選択不可</p>	<p><u>ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・2</u> <u>ポイント</u></p>	<p><u>量が全</u> <u>国出荷</u> <u>量の</u> <u>1%以</u> <u>上であ</u> <u>り、か</u> <u>つ、契</u> <u>約取引</u> <u>数量が</u> <u>全国出</u> <u>荷量の</u> <u>0.1%</u> <u>以上の</u> <u>場合は</u> <u>下記の</u> <u>とおり</u> <u>とす</u> <u>る。</u> <u>70ポイ</u> <u>ント以</u> <u>上</u> <u>・・・30</u> <u>ポイン</u> <u>ト</u> <u>55ポイ</u> <u>ント以</u></p>
--	---	---	---

			<u>上</u> <u>・・・25</u> <u>ポイン</u> <u>ト</u> <u>40 ポイ</u> <u>ント以</u> <u>上</u> <u>・・・20</u> <u>ポイン</u> <u>ト</u> <u>25 ポイ</u> <u>ント以</u> <u>上</u> <u>・・・15</u> <u>ポイン</u> <u>ト</u> <u>10 ポイ</u> <u>ント以</u> <u>上</u> <u>・・・</u> <u>10 ポイ</u> <u>ント</u>
	<u>3. 加工・業</u> <u>務用向けの</u> <u>割合</u> <u>総出荷量又</u>	<u>5 ポイント・・・10 ポイ</u> <u>ント</u> <u>4.5 ポイント・・・8 ポ</u> <u>イント</u>	

は総出荷額に占める加工・業務用向け割合が増加する場合は加算できるものとする。 ※2を選択した場合は選択不可	4ポイント・・・6ポイント 3.5ポイント・・・4ポイント 3ポイント・・・2ポイント
--	---

別添4 第2の3 野菜加工施設整備事業関係
審査基準

事業実施主体は1から7までのうちから2つ、成果目標を選択する。ただし、事業実施主体が第1の1の(7)に定める民間事業者の場合は、1又は3のうちから1つ、2又は4から7までのうちから1つ成果目標を選択すること。

	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
1	<ul style="list-style-type: none"> 基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の加工・業務用野菜原料の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 75%以上・・・・・・・・・・8	<ul style="list-style-type: none"> 生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・5ポイント

<u>ポイント</u> <u>50%以上・・・・・・・・・・ 6</u>	<u>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</u>
<u>ポイント</u> <u>25%以上・・・・・・・・・・ 4</u>	
<u>ポイント</u> <u>10%以上・・・・・・・・・・ 2</u>	
<u>ポイント</u> <u>又は</u>	
<u>・当該品目について、加工・業務用原料用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内の出荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。</u>	
<u>50ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>38ポイント以上・・・・・・・・</u>	

	<u>8ポイント</u> <u>27ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>16ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>※2を選択した場合は選択不可</u>	
2	<u>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</u> <u>33ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>26ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>19ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>12ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のと</u>	<u>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</u> <u>48.0%以上・・・・・・・・</u> <u>5ポイント</u> <u>37.3%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>26.5%以上・・・・・・・・</u> <u>3ポイント</u> <u>15.8%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>5.0%以上・・・・・・・・</u> <u>1ポイント</u> <u>又は、</u> <u>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上</u> <u>(事業実施地区における</u>

	<p>おりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加</p> <p>70%以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>55%以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>※1を選択した場合は選択不可</p>	<p>当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p> <p>0.70%以上・・・・・・・・</p> <p>5ポイント</p> <p>0.59%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>0.48%以上・・・・・・・・</p> <p>3ポイント</p> <p>0.37%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>0.26%以上・・・・・・・・</p> <p>1ポイント</p>
3	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用原料用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>4.5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>3.5ポイント以上・・・・・・・・</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用原料用向けの割合</p> <p>60%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>55%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>45%以上・・・・・・・・2ポイント</p>

	<u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>2ポイント</u>	<u>40%以上</u> ・・・・・・・・ <u>1</u> <u>ポイント</u>
<u>4</u>	<u>・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。</u> <u>25ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>10ポイント</u> <u>20ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>8ポイント</u> <u>15ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>6ポイント</u> <u>10ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>2</u> <u>ポイント</u> <u>※3を選択した場合は選択不可</u>	<u>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。</u> <u>49%以上</u> ・・・・・・・・ <u>5</u> <u>ポイント</u> <u>38%以上</u> ・・・・・・・・ <u>4</u> <u>ポイント</u> <u>27%以上</u> ・・・・・・・・ <u>3</u> <u>ポイント</u> <u>16%以上</u> ・・・・・・・・ <u>2</u> <u>ポイント</u> <u>5%以上</u> ・・・・・・・・ <u>1</u> <u>ポイント</u>
<u>5</u>	<u>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</u> <u>15%以上</u> ・・・・・・・・ <u>10</u> <u>ポイント</u> <u>12%以上</u> ・・・・・・・・ <u>8</u> <u>ポイント</u> <u>9%以上</u> ・・・・・・・・ <u>6</u> <u>ポイント</u>	<u>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</u> <u>62.0%以上</u> ・・・・・・・・

	<u>6%以上</u> 4 <u>ポイント</u> <u>3%以上</u> 2 <u>ポイント</u> なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a 当たり収量を4%以上増加。 <u>20%以上</u> 10 <u>ポイント</u> <u>16%以上</u> 8 <u>ポイント</u> <u>12%以上</u> 6 <u>ポイント</u> <u>8%以上</u> 4 <u>ポイント</u> <u>4%以上</u> 2 <u>ポイント</u>	<u>5ポイント</u> <u>47.3%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>32.5%以上</u> <u>3ポイント</u> <u>17.8%以上</u> <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> <u>1ポイント</u>
6	<u>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。</u> <u>21%以上</u> <u>10ポイント</u>	<u>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対</u>

	<u>17%以上</u> <u>8ポイント</u> <u>13%以上</u> <u>6ポイント</u> <u>9%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上</u> <u>2ポイント</u> <u>※7を選択した場合は選択不可</u>	<u>して3.0%以上低い。</u> <u>60.0%以上</u> <u>5ポイント</u> <u>45.8%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>31.5%以上</u> <u>3ポイント</u> <u>17.3%以上</u> <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> <u>1ポイント</u>
7	<u>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</u> <u>41%以上</u> <u>10ポイント</u> <u>31%以上</u> <u>8ポイント</u> <u>21%以上</u> <u>6ポイント</u> <u>11%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上</u> <u>2ポイント</u> <u>※6を選択した場合は選択不可</u>	<u>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</u> <u>24.0%以上</u> <u>5ポイント</u> <u>18.8%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>13.5%以上</u> <u>3ポイント</u> <u>8.3%以上</u> <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> <u>1ポイント</u>

別表1 補助対象経費

第2の1の(1)関係

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<p>・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。</p> <p>・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</p>
システム導入費		<p>・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費</p>	<p>・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書(当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること)やカタログ等を添付すること。</p>
賃金等		<p>・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及</p>	<p>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣</p>

		<u>び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</u>	<u>官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。</u> <u>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</u> <u>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</u> <u>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</u>
事業費	会場借料	<u>・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</u>	
	通信・運搬費	<u>・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</u>	<u>・切手は物品受払簿で管理すること。</u> <u>・電話等の通信費については、基本料を除く。</u>
	借上費	<u>・本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ</u>	<u>・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。</u> <u>ただし、補助対象経費は、本事業を実施するた</u>

	経費	めに必要な期間に係る 経費に限るものとする。
印刷 製本 費	・本事業を実施する ために直接必要な資 料等の印刷費の経費	
資料 購入 費	・本事業を実施する ために直接必要な図 書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、 広く一般に定期購読さ れているものを除く。
消耗 品費	・本事業を実施する ために直接必要な以 下の経費 ・短期間（補助事業 実施期間内）又は一 度の使用によって 消費されその効用 を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低 廉な記録媒体 ・実証試験に用いる 低廉な器具	・消耗品は物品受払簿で 管理すること。
原材 料費	・事業を実施するた めに直接必要な試作 品の開発や試験等に 必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で 管理すること。

	<u>資材費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資材費 	
	<u>情報発信費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	<u>燃料費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代 	
<u>旅費</u>	<u>委員旅費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費 	

	<u>調査等旅費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
<u>謝金</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。
<u>委託費</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業

			<u>の根幹を成す業務の委託は認めない。</u> <u>・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</u>
役務費		<u>・本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費</u>	
雑役務費	手数料	<u>・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</u>	
	租税公課	<u>・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費</u>	

注1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもの

で、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表2 補助対象経費

第2の1の(2)関係

費目	細目	内容	注意点
事業費	リースに要する経費	・事業を実施するために直接必要な農業用機械等、設備のリースに要する経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。
 ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

別表3 施設の補助対象基準 (第2の2関係)

集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントに
---------	--

	<p>については、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外で生産されたものであっても、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するととも

	<p>に、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。</p>
予冷施設	<p>・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。</p>
貯蔵施設	<p>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限</p>

	<p>るものとする。</p>
選別、調製及び包装施設	<p>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</p> <p>・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る。)等を整備することができる。</p>
青果物流通拠点施設	<p>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</p>
残さ等処理施設	
通い	<p>・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原</p>

容器 関連 施設	材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通シ テム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯 施設	

(削る。)

II 大型加工施設整備

第1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の要件を満たすものとする。

1 以下に掲げる団体であって、事業の実施及び会計手続を適正
に行い得る体制を有すること。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 公社

(4) 農業協同組合連合会

(5) 農業協同組合

(6) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織
及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

(7) 民間事業者

(8) 特認団体

(9) コンソーシアム

2 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事
者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

第2 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

第3 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 事業の内容等

1 補助対象とする取組の内容

成果目標の達成に必要なとなる農産物処理加工施設の整備。ただし、国産原材料を取扱い、冷凍加工及び冷凍貯蔵を行う取組に限る。

2 対象地域

(1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

(2) 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 補助率

補助率は、1/2以内とする。

4 面積要件

共通3のとおりとする。

5 成果目標

成果目標は、別紙に定める基準により設定するものとする。ただし、ア又はイのうちから一つ、ウからカのうちから一つ設定するものとする。

6 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

7 採択基準

地方農政局長等は、事業実施計画について本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されているかについて審査を行い、別紙に定める基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

8 施設の補助対象基準

(1) 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

(2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

(3) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(4) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施

主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(5) 地方農政局長等は、第6による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(6) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画

の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(7) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(8) 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とするものとする。

(9) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

(10) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのない

いよう留意するものとする。

(11) 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(12) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第6の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(13) 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(14) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱

を準用するものとする。

9 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(4) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はPFI法の活用を努めるものとする。

(5) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した

施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合には、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

第5 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

(2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計

画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

(4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1) から (3) までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われ

るようにするものとする。

第6 点検評価等

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別紙様式第5号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、農産局長に対し、(2)の検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

(4) 農産局長は、(3)により報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(5) 地方農政局長等は、(4)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(6) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別紙様式第6号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

第7 その他

1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たり、本対策の円滑な実施を図るものとする。

2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱

に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

5 事業実施主体は、関係する主たる地方公共団体と指導・助言等に関する連携関係の構築に努めるものとする。

6 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

別添

採択基準

事業実施主体はア又はイのうちから一つ、ウからカまでのうちから一つ、成果目標を選択する。

	<u>達成すべき成果目標基準及びポイント</u>	<u>成果目標に対する現況値ポイント</u>
ア	<u>・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の冷凍野菜原料の取引数量を10%以上増加。</u> 100%以上・・・・・・・・・・10	<u>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。</u> 協議会を組織して取組

<u>ポイント</u> 75%以上・・・・・・・・・・ 8	<u>んでいる</u> ・・・・・・・・・・ 5ポイン
<u>ポイント</u> 50%以上・・・・・・・・・・ 6	<u>ト</u> ※なお、協議会とは、代表
<u>ポイント</u> 25%以上・・・・・・・・・・ 4	<u>者、組織及び運営について</u> の会則が策定されており、
<u>ポイント</u> 10%以上・・・・・・・・・・ 2	<u>その事業内容が国産原材</u> 料の供給拡大に向けた取
<u>ポイント</u> 又は ・当該品目について、冷凍野菜 原料用向け取引に初めて取り 組む場合等、上記の目標値の算 出が不可能な場合は、当該取引 段階における全出荷量のうち、 協議会内出荷量の割合を5% 以上増加するものとする。な お、本成果目標の設定に当たっ ては、成果目標年度において、 全ての構成員が協議会内の出 荷量を増加させること、かつ、 協議会外への出荷量を含めた 全ての出荷量を現状以上増加 させることを前提とする。 50%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント	<u>組であることとする。</u>

	<u>38%以上・・・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>27%以上・・・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>16%以上・・・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>	
イ	<u>・総出荷量又は総出荷額に占める冷凍野菜原料用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。</u> <u>5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>4.5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3.5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>	<u>・総出荷量又は総出荷額に占める冷凍野菜原料向けの割合</u> <u>60%以上・・・・・・・・5</u> <u>ポイント</u> <u>55%以上・・・・・・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>50%以上・・・・・・・・3</u> <u>ポイント</u> <u>45%以上・・・・・・・・2</u> <u>ポイント</u> <u>40%以上・・・・・・・・1</u> <u>ポイント</u>
ウ	<u>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</u> <u>15%以上・・・・・・・・10</u> <u>ポイント</u>	<u>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における</u>

	12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	全国又は当該都道府県の 平均収量に対して3.0%以 上高い。
	9%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	62.0%以上・・・・・・・・・・
	6%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	5ポイント
	3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	47.3%以上・・・・・・・・・・
	なお、低コスト耐候性ハウスの 整備の場合は、当該品目の10 a 当たり収量を4%以上増加。	4ポイント
	20%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント	32.5%以上・・・・・・・・・・
	16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	3ポイント
	12%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	17.8%以上・・・・・・・・・・
	8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	2ポイント
	4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	3.0%以上・・・・・・・・・・
		1ポイント
エ	・当該品目の生産コスト(単位 面積又は単位収量当たりの費 用合計)又は流通コスト(単位 面積又は単位収量当たりの集 出荷・販売経費(卸売手数料を	・現状の当該品目の生産 コスト(単位面積又は単位 収量当たりの費用合計)又 は流通コスト(単位面積又 は単位収量当たりの集出

	<u>除く。)) を5%以上縮減。</u> <u>21%以上</u> <u>10ポイント</u> <u>17%以上</u> <u>8ポイント</u> <u>13%以上</u> <u>6ポイント</u> <u>9%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上</u> <u>2ポイント</u>	<u>荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</u> <u>60.0%以上</u> <u>5ポイント</u> <u>45.8%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>31.5%以上</u> <u>3ポイント</u> <u>17.3%以上</u> <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> <u>1ポイント</u>
オ	<u>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</u> <u>41%以上</u> <u>10ポイント</u> <u>31%以上</u> <u>8ポイント</u> <u>21%以上</u> <u>6ポイント</u> <u>11%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上</u>	<u>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</u> <u>24.0%以上</u> <u>5ポイント</u> <u>18.8%以上</u> <u>4ポイント</u> <u>13.5%以上</u> <u>3ポイント</u> <u>8.3%以上</u>

	<u>2ポイント</u>	<u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> ・・・・・・・・
		<u>1ポイント</u>
カ	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を<u>5ポイント以上増加</u>。</p> <p><u>33ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>10ポイント</u></p> <p><u>26ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>8ポイント</u></p> <p><u>19ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>6ポイント</u></p> <p><u>12ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>4ポイント</u></p> <p><u>5ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>2ポイント</u></p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を<u>10%以上増加</u></p> <p><u>70%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>10ポイント</u></p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が<u>5.0%以上</u>。</p> <p><u>48.0%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>5ポイント</u></p> <p><u>37.3%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>4ポイント</u></p> <p><u>26.5%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>3ポイント</u></p> <p><u>15.8%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>2ポイント</u></p> <p><u>5.0%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>1ポイント</u></p> <p>又は、</p> <p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の<u>0.26%以上</u> (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p> <p><u>0.70%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>5ポイント</u></p>

55%以上・・・・・・・・・・	0.59%以上・・・・・・・・
8ポイント	4ポイント
40%以上・・・・・・・・・・	0.48%以上・・・・・・・・
6ポイント	3ポイント
25%以上・・・・・・・・・・	0.37%以上・・・・・・・・
4ポイント	2ポイント
10%以上・・・・・・・・・・	0.26%以上・・・・・・・・
2ポイント	1ポイント

(新設)

II 需要拡大支援

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、加工・業務用野菜においてサプライチェーンを構築する産地、流通、実需者等の各段階での需要や、消費者の需要を拡大するために必要な以下の取組を全国的に実施するものとする。

(1) 全国協議会の設置・運営

加工・業務用野菜におけるサプライチェーンの各段階での課題の抽出や改善方策の検討等を行う等、加工・業務用野菜の生産、需要の拡大に向けた事業運営に必要な協議会を開催するものとする。

(2) 機運醸成に向けた取組

加工・業務用野菜の生産、需要等を拡大させるため、生産者、流通事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、先進事例調査や意見交換会等を実施し、幅広く情

報収集を行うとともに、シンポジウムの開催等により加工・業務用野菜の魅力の発信や機運醸成に向けた取組を実施するものとする。

(3) 産地と実需者等マッチング機会の創出

生産者の販路拡大や実需者の仕入れ先確保等に向けて、産地、流通、実需等のサプライチェーンの各段階での取引にかかる現状や課題把握のための検討会や意見交換会等を実施し、プレーヤーを結びつける展示商談会及び個別商談会等を開催するものとする。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

実需者、メーカー、学識経験者等で構成される検討会を開催し、国産加工・業務用野菜を含む野菜の需要拡大に向けた情報収集等を実施する。また、野菜摂取量の見える化機器の活用促進等により、消費者への需要喚起の取組を実施し、機器の設置による消費者の購買行動の変化に関する調査等を行うものとする。

2 補助要件

別表1の事業実施主体の欄に掲げる事業実施主体についての補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本事業の趣旨に即して全国規模での取組を実施する協議会であること。

(2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 事業内容が3の成果目標の達成に結びつく取組であること。

(5) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(6) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業で実施する先進事例調査や意見交換会、展示商談会等において、加工・業務用野菜の需要拡大に資する知見等を収集し、合計2,000名以上に対して情報提供する。

かつ、上記展示商談会等に参加した産地と実需者により、双方のマッチングに向けた取組が15件以上実施されることとする。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法等

農産局長が別に定めるところによる。

5 審査基準

審査基準の評価項目の詳細は別表3のとおりとする。

(1) 有効性【目的・目標の妥当性】

(2) 効率性【事業実施計画の妥当性】

(3) 実現性【事業実施体制の妥当性】

(4) 公益性【国の支援の妥当性】

(5) 事業の実施体制

(6) 適格性

第2 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成するものとし、提出先は、農産局長とする。なお、事業実施計画について、交付決定後に、その他事業ごとに定められた重要な変更がある場合には、事業実施主体は、農産局長に協議を行うものとする。

2 事業実施計画の提出

事業実施主体は、農産局長の求めがあった場合には、交付申請書の提出より前に、別紙様式第1号により事業実施計画を提出するものとする。

3 事業の着手

(1) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じた

あらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(3) 農産局長は、(1)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、別紙様式第3号により、事業完了年度の翌年度の7月末までに農産局長に事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、別紙様式第4号により自己評価を行い、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別紙様式第5号により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

別表1 第1の2関係

<u>事業の区分</u>	<u>事業実施主体</u>	<u>補助対象経費の範囲</u>	<u>補助率</u>
<u>需要拡大支援</u>	<u>民間団体</u>	<u>・備品費</u> <u>・賃金等</u>	<u>定額</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業費</u> <u>会場借料</u> <u>通信・運搬費</u> <u>借上費</u> <u>印刷製本費</u> <u>資料購入費</u> <u>消耗品費</u> <u>情報発信費</u> ・ <u>旅費</u> <u>委員旅費</u> <u>調査等旅費</u> ・ <u>謝金</u> ・ <u>委託費</u> ・ <u>役務費</u> ・ <u>雑役務費</u> <u>手数料</u> <u>租税公課</u> 	
--	--	--	--

(注) 補助対象経費の詳細については、別表2で定めることとする。

別表2 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
----	----	----	-----

<p>備品費</p>		<p>・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<p>・取得価格が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）</p> <p>・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</p> <p>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</p>
------------	--	--	---

<p>賃金等</p>		<p>・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<p>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付 け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房 経 理 課 長 通 知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p>
------------	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</u>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</u>
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>切手は物品受払簿で管理すること。</u> ・<u>電話等の通信費については、基本料を除く。</u>
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。</u> ・<u>ただし、補助対象経費は、</u>

		<u>械・施設、ほ場等の借上げ経費</u>	<u>本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。</u>
	<u>印刷製本費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</u>	
	<u>資料購入費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</u>	<u>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</u>
	<u>消耗品費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な以下の経費</u> <u>・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失</u>	<u>・消耗品は物品受払簿で管理すること。</u>

		<u>う低廉な物品</u> ・ <u>USBメモリ等の低廉な記録媒体</u> ・ <u>実証試験に用いる低廉な器具</u>	
	<u>情報発信費</u>	・ <u>本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費</u>	・ <u>特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。</u>
<u>旅費</u>	<u>委員旅費</u>	・ <u>本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費</u>	
	<u>調査等旅費</u>	・ <u>本事業を実施するために直接必要な事業実施主体等</u>	

		<p>が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</p>	
謝金		<p>・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費</p>	<p>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。</p>
委託費		<p>・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費</p>	<p>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</p>

			<p>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。</p> <p>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</p> <p>・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</p>
--	--	--	---

<u>役務費</u>		<u>・本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費</u>	
<u>雑役務費</u>	<u>手数料</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</u>	
	<u>租税公課</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費</u>	

別表3（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採

採しないものとする。

・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1. 審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・ 目標の妥 当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

効 率 性 【事業実 施計画の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成のための妥 当なスケジュールであ るか。 ・ 予算計画は妥当なも のになっているか。 ・ 目標達成に必要な取 組内容を過不足なく取 り上げているか。 ・ 事業実施計画におけ る取組内容間の関係及 び順序は適切か。 	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
実 現 性 【事業実 施体制の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を的確に遂行す るために必要な実施体 制、事業整備等を有し、 役割分担、責任体制が 明確になっているか。 事業を推進するために 効果的な実施体制とな っているか。 ・ 事業代表者に十分な 管理能力があるか。関 連する取組の経験、実 績を相当程度有してい るか。 ・ 特定の事業実施場所 を選定する事業にあっ 	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

	<p>ては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</p> <p>・事業遂行に係る経理、その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。</p>		
<p>公益性</p> <p>【国の支援の妥当性】</p>	<p>・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。</p> <p>・成果の享受が特定の受益者にとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。</p> <p>・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。</p>	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p> <p>認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>0</p>
<p>事業の実施体制</p>	<p>・生産者、物流事業者、実需者等に対して、指</p>	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p>

	<u>導、連絡調整を行うことができる体制となっているか。</u> <u>・加工・業務用野菜の生産・出荷等に関して十分な知見を有するものになっているか。</u> <u>・加工・業務用野菜の需要及び生産拡大に関する課題の抽出・解決を行う上で、効果的な体制となっているか。</u> <u>・全国的な取組を行うことができる体制となっているか。</u>	<u>一部認められる。</u> <u>認められない。</u>	<u>1</u> <u>0</u>
<u>適格性</u>	<u>・加工・業務用野菜における、生産面、流通面、販売面等での課題解決に向けた取組内容となっているか。</u> <u>・成果を効果的に普及する取組内容となっているか。</u>	<u>十分認められる。</u> <u>概ね認められる。</u> <u>一部認められる。</u> <u>認められない。</u>	<u>5</u> <u>3</u> <u>1</u> <u>0</u>

(削る。)

別紙様式第1号(別記1別紙4のIの第4の1(1)関係)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))事業実施主体計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第4の1(1)の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第1号の事業実施主体計画を添付すること
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

(削る。)

別紙様式第2号（別記1別紙4のIの第4の1（2）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
（都道府県名）
所 在 地
知 事 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物））事業実施主体計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙4のIの第4の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第2号別添1の都道府県計画を添付すること
2 別紙様式第1号の事業実施計画の写し並びに当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

(削る。)

別紙様式第3号(別記1別紙4のIの第4の2の(6)関係)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第4の2の(6)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

<u>事業内容</u>	<u>事業費</u>	<u>着手予定年月</u> <u>且</u>	<u>完了予定年月</u> <u>且</u>	<u>理由</u>

(削る。)

別紙様式第4号(別記1別紙4のIの第5の1の(1)関係)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第5号(別記1別紙4のIの第5の1の(2)関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
(都道府県名)
所 在 地
知 事 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の1の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第5号別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第6号(別記1別紙4のIの第5の2の(1)関係)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の2の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第7号(別記1別紙4のIの第5の2の(2)関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
(都道府県名)
所 在 地
知 事 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の2の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第7号別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第8号(別記1別紙4のIの第2の1の(8)の才関係)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))
(〇〇年度)で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入/支出×100とする。

5 事業実施主体の成果目標

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	割合		

(注) 目標設定に係る根拠資料を添付すること。

6 加工・業務用向け契約取引の推進に関する事項

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	割合		

(注1) 交付等要綱別添1別紙4の1の別表1の3又は4のポイントを加重する場合は記載すること。

(注2) 目標設定に係る根拠資料を添付すること。

(注3) 契約取引数量契約を行う場合は、当該現場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な取引量(原則として、取組主体が所在する郡連合会の平均的な取引量又はこれに準じる取引量とする。)で除して算出した率(%)より、これを替えることができるものとする。

7 事業実施予定場所等

施設名称	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備註
	庄 配 社	㎡		

8 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物・品目名	事業内容 〔区分、種別、種別、能力等〕	現状 (〇〇年度)	取組後							
				事業実施年(〇〇年度)		2年前(〇〇年度)		3年前(〇〇年度)			
				取引量	利用率	取引量	利用率	取引量	利用率		
			㎏	％	㎏	％	㎏	％	㎏	％	

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の取引量及び利用率(施設の取引量/目標年度の取引量)の欄には上段に導入する施設の取組量を、下段に併用する施設全体の取組量を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (〇〇年度)				取組後											
				事業実施年(〇〇年度)				2年前(〇〇年度)				3年前(〇〇年度)			
収入	費用	収支差		収入	費用	収支差	収入	費用	収支差	収入	費用	収支差	収入	費用	収支差
千円	千円	千円	％	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注) 新設施設の場合、取組後は「-」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画(事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	取組の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付		(例) 通常の経営場所 整備コストの業種費

(注) 貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	種別・能力 (出荷量、取引量)	過去3か年の実績						整備年	事業名 (補助事業を適用した場合は)
			3年前(〇〇年度)		2年前(〇〇年度)		前年度(〇〇年度)			
			取引量	利用率	取引量	利用率	取引量	利用率		
			㎏	％	㎏	％	㎏	％		

(注1) 貸付施設と新設施設の併用について割合等を添付すること。

(注2) 「利用率」の欄は、施設の種別・能力(取引量)に対する家畜飼育量の割合を記入すること。

9 事業費

施設名	事業内容 〔工種、施設区分、種別、種別、能力等〕	総事業費 〔円〕					除く(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備註
		国費	県連合会費	市町村費	その他	その他			

(注1) 設計金額、設計書その他地方農政部長等が必要とする書類を添付すること。

(注2) 費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

10 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

(削る。)

11 出荷量及び出荷額の算出し

品目	現状	目標値				
		1年度 (〇年度)	2年度 (〇年度)	3年度 (〇年度)	4年度 (〇年度)	5年度 (〇年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工費	うち加工費	うち加工費	うち加工費	うち加工費	うち加工費
	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目
	円	円	円	円	円	円
	うち加工費	うち加工費	うち加工費	うち加工費	うち加工費	うち加工費
	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目

(注)「うち7品目」の欄は、たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの場合を記載すること。

○添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の核算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の動力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、⑨その他地方農政施策が必要と認める資料等

別紙様式第1号別添2

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)
のうち生産体制合理化実践推進支援)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: _____ 年度

事業実施主体: _____

都道府県名・市町村名: _____

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円		
合 計						

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 事業対象品目・品種における事業者のニーズ分析

--

3 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加 (第3関係)

品 目	総出荷量に占める契約栽培の割合				実業者	備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度		
	%	%	%	%		
合 計					-	-

(2) 対象品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間の縮減 (第3関係)

品 目	総出荷量に占める労働時間の割合				備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度	
	%	%	%	%	
合 計					-

注1：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容
年 月	
年 月	
年 月	

注：通算、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

取組内容	開催時期	具体的な内容及び導入効果	備考
(例)〇〇のリース導入	〇月上旬	〇〇の導入によって～となり、〇〇した際の効果向上につながる。	

注1：適宜、行を追加して記入すること。
 注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

3 作業合理化の詳細

生産工程	導入機械・設備	作業内容	導入状況等

注1：適宜、行を追加して記入すること。
 注2：「生産工程」欄には、耕うん、播種、栽培管理、収穫等、主要な工程を記載すること。
 注3：「導入状況等」欄には、今回機械・設備を導入する場合は「該当あり」、既に導入されている場合は「導入済」、機械化や整備が不要な場合は「該当なし」と記載すること。

4 加工・業務用野菜への転換の取組

品目	水稲等からの転換による野菜の作付面積				備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度	
	ha	ha	ha	ha	
うち7品目	ha	ha	ha	ha	
うち主食用水稲	ha	ha	ha	ha	
合計面積					二

注1：交付事業個別記1別紙4の1の別表2の3又は4、6のポイントを加算する場合は、記載すること。
 注2：適宜、行を追加して記入すること。
 注3：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。
 注4：「うち7品目」欄には、転換による野菜の作付面積のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）の面積を記載すること。
 注5：「うち主食用水稲」欄には、主食用水稲から野菜に転換する面積を記載すること。

4. 農業機械のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	機械管理者	保管・設置場所	備考

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

(2) 導入する機械の規模決定根拠

機械名	リース物件価格	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（取扱価格））を記入すること。
 注2：「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程とその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年月	～	年月	（月）	備考
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	リース借受日から〇年間（※2）				（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）					① （円）	
リース料助成申請額（消費税抜き）					② （円）	
リース諸費用（消費税抜き）					③ （円）	
消費税					④ （円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）					⑤ （円）	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）						
①	リース物件価格 × リース期間 / 対応事業 × 1/2以内					
②	① × (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内					

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。
 注3：複数の機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費 円	負担区分				備考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	円	
合 計						

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。
 注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経費区分	本年度予算額 円	本年度精算額 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
国庫補助金		＝	＝	＝	
自己資金		＝	＝	＝	
その他		＝	＝	＝	
合 計		＝	＝	＝	

(2) 支出の部

経費区分	本年度予算額 円	本年度精算額 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
		＝	＝	＝	
		＝	＝	＝	
合 計		＝	＝	＝	

注1：交付等要綱別記1別紙4の1別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 「農業分野におけるA1データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるA1データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は継続した場合は、チェックをすること。

第7 オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「備考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している（又は整備する見込みである）
- ・整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

（令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、センマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt)、MASSEY FERGUSON、Valtra）、CLAAS、KGA mh、CNH Industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、

Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第1号別添3

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち新素材活用生産資材の導入)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: _____ 年度

事業実施主体: _____

都道府県名・市町村名: _____

第1. 事業実施主体

1. 事業実施主体名及び代表者

2. 事業実施主体の現状

注: 事業実施主体が関係する地域の野菜生産(栽培品目、栽培面積、農家戸数、担い手、機械化、省力化等の栽培技術等)の状況を記載。

3. 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

4. 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費 円	負 担 区 分			補助率 円 定額 (1/2補助)	備 考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円		
(1) 生分解性マルチ導入の取組						
(2) 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信						
(3) 推進事務費						
合 計						

注1: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記載すること。

注2: 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3: 事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は、(1)と(3)若しくは(1)、(2)及び(3)に取り組む場合は25,000千円(ただし、(2)の取組については500千円を上限とする。)、(2)のみ取り組む場合は500千円とする。

2 事業対象品目

事業対象品目 (品種名)	

注: 本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	

注: 本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

5 事業対象品目の生産、マルチの使用及び販売状況

(1) 栽培面積及び生産量

品目名	現状 (年度)		本年度 (年度)		目標 (年度)		備考
	栽培面積 ha	生産量 トン	栽培面積 ha	生産量 トン	栽培面積 ha	生産量 トン	

注1: 本年度の栽培面積及び生産量は、事業実施年度に栽培を計画している面積及び生産量を記入すること。

注2: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) マルチを使用しているほ場面積

品目名	現状 (年度)			本年度 (年度)			目標 (年度)			備考
	マルチ			マルチ			マルチ			
	ha	うち生分解性 ha	%	ha	うち生分解性 ha	%	ha	うち生分解性 ha	%	

注1: 本年度のマルチ及び生分解性マルチを使用しているほ場の面積は、事業実施年度に使用を予定しているほ場面積を記載すること。

注2: マルチ及び生分解性マルチを使用しているほ場面積は、農作業に必要な通路も含めることとし、ほ場の一部でマルチ及び生分解性マルチを使用している場合は、農作業に必要な通路以外は含めないこと。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

(3) 対象品目の販売状況

品目名	現状（年度）			本年度（年度）			目標（年度）			備考
	生食用	加工用	うち冷凍用	生食用	加工用	うち冷凍用	生食用	加工用	うち冷凍用	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

注1：生食用、加工業務用、冷凍用の出荷割合は、出荷量全体に占める割合を記載すること。

注2：本年度の生産用、加工業務用、冷凍用の割合は、業実施年度に予定している割合を記載すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

6. 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第3. 事業の目的及び成果目標

1. 事業の目的

--

注：産地における対象品目の生産・販売等の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

2. 生分解性マルチの導入による省力化等の効果を活かした取組（該当する項目に○印を記入する。）

栽培面積の拡大	他品目の導入	機械化一貫体系の構築	計画的な生産・出荷体制の構築	その他

注：交付等要綱別記1別紙4の第2の1の第2の3の（1）のアを行う場合に記入すること。その他の取組の場合は、具体的な取組内容をその他欄に記載すること。

3. 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加（第3の1の（3）関係）

品目名	総出荷量に占める契約栽培の割合				実業者	備考
	基準年度 （年度）	1年目 （年度）	2年目 （年度）	目標年度 （年度）		
	%	%	%	%		
合 計						二

注1：複数の品目に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：備考欄に主な契約先等を記載すること。

注3：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

(2) 対象品目の10a当たりの労働時間の縮減（第3の1の（3）関係）

品目名	10a当たり労働時間				実業者	備考
	基準年度 （年度）	1年目 （年度）	2年目 （年度）	目標年度 （年度）		
	hr	hr	hr	hr		
合 計						二

注1：複数の品目に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4. 事業内容

1. 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容		備考
	生分解性マルチの導入	生分解性マルチの導入による効果等の情報発信	
年 月			
年 月			
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

2. 取組詳細

(1) 生分解性マルチの導入（詳細は、別添「受益農業従事者別の生分解性マルチ導入事業計画（変更）一覧表」とおり）

品目	実施時期	具体的な内容		備考
		導入農家数	導入ほ場面積	
	年 月		ha	
	年 月			
	年 月			

注1：具体的な内容については、別添「受益農業従事者別の生分解性マルチ導入事業計画」に基づき、導入農家数、導入ほ場面積、導入する生分解性マルチの規格（幅・長さ）、本数等を記載すること。

注2：実績報告の際は、別添「受益農業従事者別の生分解性マルチ導入事業計画（変更）一覧」及びこれに添付する必要書類を添付すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信

取 組 内 容	実施時期	具体的な内容及び導入効果	備考
(例)リーフレット等の作成	年 月	生分解性マルチの導入に関するリーフレットを○部作成、受益地区内の農業従事者に配付	
	年 月		
	年 月		

注：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 事業実施に必要な推進事務費

実施時期	場所	内容
年 月		
年 月		
年 月		

注：遺言、行を追加して記入すること。

第5. 必要経費

1. 経費の区分と負担区分

区 分	事業費	負担区分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 半分解性マルチ導入の取組	円	円	円	円	
(2) 半分解性マルチの導入による効果等の情報発信					
(3) 推進事務費					
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
且 已 費 金		二	二	二	
其 他		二	二	二	
合 計		二	二	二	

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：交付等要綱別記1別紙4の別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：遺言、行を追加して記入すること。

第6. 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第2号別添1

都道府県事業計画書（都道府県計画）
（産地生産基盤パワーアップ事業
（うち国産シェア拡大対策（園芸作物）のうち生産・流通支援））

事業実施年度： 年度

都道府県名： _____

(2) 生産体制合理化実践機械導入

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。
 注2:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。
 注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。
 注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国庫〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

第3 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 円	本年度精算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
国庫補助金		二	二	二	
自己資金		二	二	二	
その他		二	二	二	
合 計		二	二	二	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 円	本年度精算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
出荷作業合理化実践支援					
生産体制合理化実践機械導入		二	二	二	二
新素材活用生産資材の導入		二	二	二	二
合 計		二	二	二	二

注:適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施計画の写し。
- (2) 別紙様式第2号別添2「取組の概要(個表)」
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第5号別添

事業実施状況報告書
産地生産基盤パワーアップ事業
(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち生産・流通支援)

事業実施年度： 年度

事業実施状況報告年度： 年度

目標年度： 年度

都道府県名： _____

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

1 出荷作業合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

2 生産体制合理化実践機械導入

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

(削る。)

3. 新素材活用生産資材の導入

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第2. 添付資料

- (1) 各事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施状況報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち生産・流通支援)に関する
事業評価票(総括表)

1. 出荷作業合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の見解
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事が必要により事業計画で定められた方法では評価が困難な場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

2. 生産体制合理化実践機械導入

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の見解
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事が必要により事業計画で定められた方法では評価が困難な場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

3. 新素材活用生産資材の導入

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の見解
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事が必要により事業計画で定められた方法では評価が困難な場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第1号(別記1別紙4のIIの第5の1の(1)関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))事業実施主体計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIIの第5の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第1号の別添の事業実施主体計画を添付すること
2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

(削る。)

別紙様式第2号（別記1別紙4のⅡの第5の1の（2）関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

<u>事業実施主体名</u> <u>（特認団体名）</u>	<u>代表者氏名</u>	<u>所在地</u>	<u>取組名</u>
<u>特認とする理由</u>			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

(削る。)

別紙様式第3号(別記1別紙4のIの第4の2の(6)関係)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第4の2の(6)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月 且	完了予定年月 且	理由

(削る。)

別紙様式第4号(別記1別紙4のIIの第6の1関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4の第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第1号の別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第5号(別記1別紙4のⅡの第6の2関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のⅡの第6の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1号の別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第6号（別記1別紙4のⅡの第6の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物））
（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物））で取得又は効用が増加した施設等について、当回事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当回事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

(削る。)

別紙様式第1号別添

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち大型加工施設整備)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: _____ 年度

事業実施主体: _____

所在地: _____

1 事業実施主体

エ 事業実施主体名及び代表者

イ 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

ウ 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

2 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために懸念・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる施策について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような効果を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するかを具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がより活用される理由を箇条書きで記載。

3 国産原材料を活用した冷凍野菜生産・供給体制

〔組織名〕	〔所在地〕	生産量	中間事業量	食品製造事業者	その他

〔注1〕 冷凍野菜の原料産地から販売先までの関係組織を記載すること。

〔注2〕 それぞれの組織の位置づけられる段階に○を記載すること。但し、事業実施主体は◎とする。

4 生産・供給計画

対象品目	構成員	現状 (〇年)		目標 (〇年)	
		全園芸数量 (t)		全園芸数量 (t)	
		※国産率 割合 (%)	↑	※国産率 割合 (%)	↑
生産量					
中間事業量					
消費量					

5. 生産・採結のフロー図

--

6. 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備注
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	t	ha	t	

7. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		
<成果目標ア又はイ関連>					
<成果目標ウから力関連>					

8. 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用途の取得状況	備注
	庄 町 社	ha		

9. 施設利用計画等

ア. 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 〔区分、品種、規格、能力等〕	現状 (〇年度)	取組後					
				事業実施年（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
				処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			t	%	t	%	t	%	

〔注1〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。
〔注2〕既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量/目標年度の処理量）の欄には上記に導入する施設の数を、下段に括弧書きで全体施設の数を記入すること。

イ. 施設収支計画

現状 (〇年度)				取組後											
				事業実施年（〇年度）				2年目（〇年度）				3年目（〇年度）			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

〔注〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

9. 施設の実行に関する計画（施設主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）。

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	償還料設定の考え方	施設の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付		(例) 通常の経営場所 整備点検の実施等

〔注〕貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の関連施設の実績状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (坪数、畝数等)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した 施設)
			3年前（〇年度）		2年前（〇年度）		前年度（〇年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

〔注1〕貸付施設と新設施設の区分については割合等を添付すること。

〔注2〕「利用率」の算出は、施設の規模・能力（畝数等）に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (工程、施設区分、構造、機械、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			

〔注1〕設計費額、設計費その他の地方費助成費等が必要と認めらるる額等を添付すること。

〔注2〕費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

12 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	施設名	融資額	償還期間	その他

13 出荷量及び出荷額の算出し。

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (〇年度)	2年目 (〇年度)	3年目 (〇年度)	4年目 (〇年度)	5年目 (〇年度)
		kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①経営設計書、見積書等、事業費の精算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計算書、⑧高純利計画書（既存施設の高純利化の取組を行う場合）、⑨その他地方費助成費が必要と認めらるる資料等

別紙様式第1号(別記1別紙4のIの第4の1(1)関係)

(新設)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)のうちサプライチェーン強靱化支援)事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙4のIの第4の1(1)の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第1号別添1～4の事業実施計画を添付すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

担当者:
所 属:
氏 名:
連絡先:
E-mail:

別紙様式第2号（別記1別紙4のIの第4の1（2）関係）

（新設）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）都道府県計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙様式第2号別添1の都道府県計画を添付すること。
 - 2 別紙様式第1号の事業実施計画の写し並びに当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の2（6）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月 日	完了予定年月 日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙4のIの第5の1（1）関係）

（新設）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出
について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出
します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙4のIの第5の1（2）関係）

（新設）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙4のIの第5の1（2）規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第5号別添に準ずるものとする。）

別紙様式第6号（別記1別紙4のIの第5の2（1）関係）

（新設）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸
作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産
第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（1）の規定に基づき、関係書類を添えて
提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第7号（別記1別紙4のIの第5の2（2）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第7号別添に準ずるものとする。）

（新設）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）
（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物）のうちサプライチェーン強靱化支援）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1. 事業の導入及び取組の経過
2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	3年 目 (年)	改善計 画策 定 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入/支出×100とする。

(新設)

事業実施計画書

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち加工・業務用野菜産地育成推進（サプライチェーン構築支援）実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

2 事業実施主体の現状

注：事業実施主体が関係する地域の野菜生産（栽培品目、栽培面積、農家戸数、担い手、機械化、省力化等の栽培技術等）の状況を記載。

3 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

第2 事業計画総括表
1 事業概要等

区 分	事業費	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	定額	
(2) 産地事例等調査					定額	
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					定額	
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					定額	
合 計					二	

注1: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。
注2: 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。
注3: (1) 生産計画の策定は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	
--------	--

注: 本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	
----------	--

注: 本事業を実施することにより利益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

注: 対象品目の生産・販売等の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

2 成果目標

(1) 事業実施主体の成果目標 (第3の1関係)

具体的な内容	品目	目標数値等				設定の考え方、検証の方法
		基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合 計						

注1: 別紙4の1の第3の1に基づき設定した成果目標を記載。
注2: 適宜、行を追加して記入すること。
注3: 目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 生産計画の策定

(1) 生産計画策定のための協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注: 「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

(2) 生産計画の作成

計画の内容	作成部数	備考

2 産地事例等調査

(1) 産地事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 産地事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

3 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

(1) 実需者ニーズ把握のための調査

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 加工・業務用に適した品種の選定・実証等

ア 栽培試験の実施

試験時期	品 目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 (㎡)	管理責任者	試験内容	備考
年 月						
年 月						
社				ニ	ニ	

注1：「管理責任者」の欄は、実証に係る責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

注2：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 加工・業務用に適した栽培技術の確立に係る実証等

ア 栽培試験の実施

試験時期	品目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 [a]	管理責任者	試験内容	備考
年 月						
年 月						
社				ニ	ニ	

注1:「管理責任者」の欄は、実証に係る責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:「設置場所」の欄は、実証ほ場を設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

(4) 加工・業務用適性検査の実施

検査時期	品目	検査内容等	検査人数	備考
年 月				

注1:品目や品種等ごとに記載すること。

(5) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

4 GAP・トレーサビリティシステムの導入

(1) GAP・トレーサビリティシステムの導入に向けた検討会の開催・運営

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注:「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

(2) GAP・トレーサビリティシステムの実践

ア 実践内容

取組	内容	備考

(3) マニュアル等の作成

マニュアルの内容等	作成部数	備考

(4) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

9 事業完了(予定)年月日 年 月 日

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	
(2) 産地事例等調査					
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					
会社					

注1:「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

（2）支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：交付事業種別記1別紙4の別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：過宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

別紙様式第1号別添2

事業実施計画書

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち加工・業務用野菜産地育成推進（生産体制合理化実支援））実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

（新設）

第1 事業実施主体
1 事業実施主体名及び代表者

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円		
合 計					＝	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、戻税額がない場合には「該当なし」と、戻税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 事業対象品目・品種における実需者のニーズ分析

--

3 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加（第3関係）

品 目	総出荷量に占める契約栽培の割合				実需者	備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度		
	%	%	%	%		
合 計					＝	＝

(2) 対象品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間の削減（第3関係）

品 目	総出荷量に占める労働時間の割合				備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度	
	%	%	%	%	
合 計					＝

注1：複数の品目等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期		取組の内容
年	月	
年	月	
年	月	

注：適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

取組内容	導入時期	具体的な内容及び導入効果	備考
〔例〕〇〇のリース導入	〇月上旬	〇〇の導入によってとなり、〇〇した際の価値向上につながる。	

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

3 作業合理化の詳細

生産工程	導入機械・設備	作業内容	導入状況等

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：「生産工程」欄には、耕うん、播種、栽植管理、収穫等、主要な工程を記載すること。

注3：「導入状況等」欄には、今回機械・設備を導入する場合は「該当あり」、既に導入されている場合は「導入済」、機械化や整備が不要な場合は「該当なし」と記載すること。

4 加工・業務用野菜への転換の取組

品目	水稲等からの転換による野菜の作付面積				備考
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
	ha	ha	ha	ha	
	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	
	うち主食用水稲	うち主食用水稲	うち主食用水稲	うち主食用水稲	
合計面積					二

注1：交付等要綱別記1別紙4の別添2の第2の1(2)の加算4を選択する場合は記載すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注4：「うち7品目」欄には、転換による野菜の作付面積のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）の面積を記載すること。

注5：「うち主食用水稲」欄には、主食用水稲から野菜に転換する面積を記載すること。

4 農業機械のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械名	仕 理 製造会社名 型 式	台数・面積	機械管理者	保管・設置場所	備 考

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

(2) 導入する機械の規模決定根拠

機械名	リース物件価格	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（取扱価格））を記入すること。

注2：「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を法定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年 月	～	年 月	(円) (年)	備 考
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	リース借受日から〇年間（※2）				(円)	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）					(円)	
リース料助成申請額					(円)	
リース諸費用（消費税抜き）					(円)	
消費税					(円)	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）	①-②-③+④+⑤				(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（採用した算式に○を記入すること）。						
	I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内					
	II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内					

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		＝	＝	＝	
自己資金		＝	＝	＝	
その他		＝	＝	＝	
合 計		＝	＝	＝	

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
		＝	＝	＝	
		＝	＝	＝	
合 計		＝	＝	＝	

注1：交付等要綱別記1別紙4の1別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の提出資料を提出すること。

注2：通算、行を追加して記入すること。

第6. 「農業分野におけるA1データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるA1データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7. オープンAPIへの対応

収穫期のリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
 整備している（又は整備する見込みである） 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
 （令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt)、MASSEY FERGUSON (Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH Industrial N.V.(Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAFE、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の農業作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につながることであります。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができませんかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由が変わる場合がございます。

第8. 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(新設)

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)
のうち流通体制合理化整備事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: _____ 年度 _____

事業実施主体: _____

都道府県名: _____ 市町村名: _____

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

2 事業実施担当者

フリガナ

氏名

所属部署

職名

所属先住所

TEL

メールアドレス

3 事業会計担当者

フリガナ

氏名

所属部署

職名

所属先住所

TEL

メールアドレス

4 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる施策等について具体的に記載。

※本事業などのように活用し、どのような効果を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するかを具体的に記載。

※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡単に記載。

5. 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇〇年度）		目標（〇〇年度）		留意
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

6. 事業実施年度の成果目標

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	割合		

〔注〕目標設定に係る詳細資料を添付すること。

7. 加工・業務用向け契約取引の推進に関する事項

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	割合		

〔注1〕交付事業補助金（別添4の別添5の表2の加算又は3の減算する項目は記載すること。）

〔注2〕目標設定に係る詳細資料を添付すること。
〔注3〕契約取引の数量等の取引の進捗は、当該年度で予定する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（例として、取引主体が存在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと算定率とが一致するものとする。

8. 事業実施予定場所等

施設名称	導入予定地	面積	用地の取得状況	備注
	市 町 郡 村	ha		

9. 施設利用計画等

ア. 施設利用計画

施設名	対象作物 品名	事業内容 （収刈、播種、選別、加工等）	現状 （〇〇年度）	目標値					
				事業実施年（〇〇年度）		2年目（〇〇年度）		3年目（〇〇年度）	
				処理量	処理率	処理量	処理率	処理量	処理率
			kg	%	kg	%	kg	%	

〔注1〕新設施設の場合、現状値は「-」と記載。

〔注2〕既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設後の処理量÷目標年度の処理量）の項には上段に導入する施設の数を、下段に施設数まで全体施設の数を記入すること。

イ. 施設収支計画

現状 （〇〇年度）				取組後											
				事業実施年（〇〇年度）				2年目（〇〇年度）				3年目（〇〇年度）			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

〔注〕新設施設の場合、現状値は「-」と記載。

ウ. 施設の貸付に関する計画（事業実施年度以外の年に貸付することを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		（例） 〇〇産地組合	（例） 年間通じて貸付		（例） 産地の専営課 賠償責任の受託者

〔注〕貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の関連施設の整備状況

対象物件名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	進捗率 (補助事業を活用した 割合)
			3年前(〇年度)		2年前(〇年度)		前年度(〇年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			㎥	%	㎥	%	㎥	%		

〔注1〕既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
 〔注2〕「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (「工程、施設区分、構造、規格、能力等」)	総事業費 (円)	来(予定)年月日				費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
			国費	補助金等	商社等	その他		

〔注1〕設計金額、設計費その他地方農政局長等が必要とする書類を添付すること。
 〔注2〕費用対効果分析に当たっては、共通7に定める方法で行うこと。

12 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 △±円	うち上限事業費対象事業費△		上限事業費対象事業費△ (上限事業費対象事業内容)	備考
		円	円		
				上限事業費対象の単位当たり事業費 円/ha・m等	
				上限事業費 円/ha・m等	

〔注1〕施設名は、共通7に定める施設とする。
 〔注2〕上限事業費対象事業費△の欄は、共通7に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。
 〔注3〕上限事業費対象事業費△の欄の下段「上限事業費」は、納入する施設の共通7に定める上限事業費を記入する。
 〔注4〕上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、運搬費を記入する場合は、荷役、荷積、出荷に係る設備を含むものとする。
 〔注5〕上限事業費対象事業費助の欄は、補助対象の事業費、消費税、設計費等とする。
 〔注6〕上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

13 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

14 出荷量及び出荷額の要通し

品目	現状	取組後				
		1年目 (〇年度)	2年目 (〇年度)	3年目 (〇年度)	4年目 (〇年度)	5年目 (〇年度)
	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥
	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費
	円	円	円	円	円	円
	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費	うち加工事業費

〔注1〕交付事業補助記1別紙4の別添2の第2の2の作業目標ら又は加算3を選択する場合は、内数について記載すること。

①添付書類

- ①経営設計書、単価書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の種別算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配管図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、⑨その他地方農政局長が必要と認める資料等

(新設)

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)
のうち野菜加工施設整備事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: _____ 年度 _____

事業実施主体: _____

都道府県名: _____ 市町村名: _____

1. 事業実施主体

ア 事業実施主体名及び代表者

イ 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
〒Eト
メールアドレス

ウ 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
〒Eト
メールアドレス

2. 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために困難・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような実を期待するかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するかを具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

3. 国産原材料を活用した加工・業務用野菜生産・供給体制

(組織名)	(所在地)	生産量	中間事業費	食品製造業費等	その他

〔注1〕加工・業務用野菜の原料産地から販売先までの関係組織を記載すること。

〔注2〕それぞれの組織の位置づけられる段階に○を記載すること。但し、事業実施主体は◎とする。

4. 生産・供給計画

対象品目	構成品	現状 (〇年度)		目標 (〇年度)	
		全販売数量 (t)		全販売数量 (t)	
		既存加工・資源削減計 数量 (t)	t	既存加工・資源削減計 数量 (t)	t
生産量		▲	t	▲	t
中間生産量					
製造量					

5. 生産・供給のフロー図

6. 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状 (〇年度)		目標 (〇年度)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

7. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の表え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	増減又は割合		

8. 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	業種	用途の取得状況	備考
	市 町 村	福祉		

9. 施設利用計画等

ア. 施設利用計画

施設名	対象者 物名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規模、能力等)	現状 (〇年度)	取組後					
				事業実施年 (〇年度)		2年度 (〇年度)		3年度 (〇年度)	
			処用量	処用量	利用率	処用量	利用率	処用量	利用率
			㎏	㎏	%	㎏	%	㎏	%

〔注1〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

〔注2〕既存施設と併せて使用する場合は、取組後の処用量及び利用率(施設の処用量/目標年度の処用量)の欄には上記に導入する施設の処用量、下段に併置させて全体施設の処用量を記入すること。

イ. 施設収支計画

現状 (〇年度)				取組後											
				事業実施年 (〇年度)				2年度 (〇年度)				3年度 (〇年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

〔注〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

ウ. 施設の貸付に関する計画 (取組主体以外の者に貸付することを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	貸付事業戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の表え方	管理の取組区分
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通して貸付		(例) 通常の収支箇所 整備点検の実施等

〔注〕貸付対象者が法人又は任意事業団の場合は、規約等を添付すること。

10. 既存の関連施設の整備状況

対象者物名	施設名	規模・能力 (処用量、処用量)	過去3カ年の実績						取組年	事業名 (補助事業を活用した 場合)
			3年前 (〇年度)		2年前 (〇年度)		前年度 (〇年度)			
			処用量	利用率	処用量	利用率	処用量	利用率		

〔注1〕既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

〔注2〕「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処用量)に対する実績処用量の割合を記入すること。

11. 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規模、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			

〔注1〕設計金額、設計費その他の地方費取組費等が必要となる費目を添付すること。

〔注2〕費用対効果分析にかかわっては、表通りに定める方法で行うこと。

12. 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

13 出荷量及び出荷額の見直し

対象作物名	現状	取組後				
		1年度 (○年度)	2年度 (○年度)	3年度 (○年度)	4年度 (○年度)	5年度 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の動力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局長が必要と認める資料等

別紙様式第2号別添1

都道府県事業計画書（都道府県計画）
 （産地生産基盤パワーアップ事業
 （うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援））

事業実施年度： _____ 年度

都道府県名： _____

(新設)

第1 本事業と都道府県の園芸作物生産振興方針との整合性

--

第2 事業計画総括表

1 総括表

事業名	事業費	負担区分			備考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
加工・業務用野菜産地育成推進					
サプライチェーン構築支援					
生産体制合理化実践支援					
流通体制合理化整備事業					
野菜加工施設整備事業					
合計					

2 事業概要等

(1) 加工・業務用野菜産地育成推進のうちサプライチェーン構築支援

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
		合計					

注1: 「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。

注2: 「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3: 事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

注4: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(2) 加工・業務用野菜産地育成推進のうち生産体制合理化実践支援

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事業費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
		合計					

注1:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。

注2:「ポイント」欄は、別途の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(3) 流通体制合理化整備事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事業費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
		合計					

注1:「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。

注2:「ポイント」欄は、別途の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(4) 野菜加工施設整備事業

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
		合計					

注1:「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。
 注2:「ポイント」欄は、別途の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。
 注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。
 注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

第3 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
サプライチェーン構築支援 生産体制合理化実践支援 流通体制合理化整備事業 野菜加工施設整備事業	円	円	円	円	
合 計					

注:適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施計画の写し
- (2) 別紙様式第2号別添2「取組の概要(個表)」
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める資料

取組の概要（個票）

事業名	サプライチェーン構築支援・生産体制合理化実践支援			
事業実施主体名		ポイント		整理番号
事業費	円 （ うち国庫補助： 円 自己資金： 円 その他： 円 ）			
対象品目				
成果目標				
取組内容				
事業目的との整合性、事業効果				
事業要件				
事業実施主体の適格性等				
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性
	1. サプライチェーン構築支援			
2. 生産体制合理化実践支援				
備考				

注1:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。
 注2:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。
 注3:「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

(新設)

(新設)

事業実施状況報告書

産地生産基盤パワーアップ事業

(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)

事業実施年度: _____ 年度

事業実施状況報告年度: _____ 年度

目標年度: _____ 年度

都道府県名: _____

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

3 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

4 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施状況報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)に関する
事業評価表(総括表)

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事(市長)より事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合、代替として使用した事業計画の検証方法及び評価結果のみなす資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事(市長)より事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合、代替として使用した事業計画の検証方法及び評価結果のみなす資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

(新設)

3. 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成率③ %			

注：都道府県知事及び関係する事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果の区分を資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

4. 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成率③ %			

注：都道府県知事及び関係する事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果の区分を資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第1号（別記1別紙4のⅡの第2の1関係）

（新設）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

申 請 者 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施計画の提出について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第2の1に基づき、関係書類を添えて提出する。

注：関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

別紙様式第2号（別記1別紙4のⅡの第2の3（1）関係）

（新設）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

申 請 者 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の交付決定前着手届の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別
記1別紙4のⅡの第2の3（1）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手した
いので届け出ます。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生
じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合におい
ても、意義がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わ
ないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別紙様式第3号（別記1別紙4のIIの第3の1関係）

（新設）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施状況報告

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIIの第3の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添の実施状況報告書を添付すること。

別紙様式第4号（別記1別紙4のⅡの第3の2（1）関係）

（新設）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第3の2（1）に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添を添付すること。

別紙様式第5号（別記1別紙4のⅡの第3の2（2）関係）

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援事業評価票

事業評価担当課〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費（円） 〇〇〇円 （うち国費 〇〇〇円）	総合評価	
				A : 計画以上の成果が見られる	B : 計画どおりの成果が見られる
				C : 計画どおりの成果が見られない	
				総合所見	
評価観点ごとの所見					
a. 成果目標が達成されているか					
b. 計画に即した取組が行われたか					
c. 予算の執行が適正に行われたか、また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

1. 「評価観点ごとの所見」欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
2. 「総合評価」欄には、「評価観点ごとの所見」欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
3. 「総合所見」欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
4. 「事業内容」欄は、事業表地状況報告書に準ずる。
5. 「事業費」欄は決算額を記入する。

（新設）

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち需要拡大支援

事業実施計画書

事業実施年度： _____ 年度

申請者名： _____

(新設)

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業概要	事業費 円	負担区分		備考
		国庫補助金 円	事業実施主体 円	
(1) 全国協議会の設置・運営				
(2) 機運醸成に向けた取組				
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組				
合 計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 算出の基礎

区分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
	うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円	円	増		減	
					うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円	円
(1) 全国協議会の設置・運営								
(2) 機運醸成に向けた取組								
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出								
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組								

注：実施要領別表2の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類

- (1) 団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部に委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の経緯

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

開催時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

エ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加予定人数・対象	備考
年 月				

(3) 産地と実業者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ 商談予定件数

参加予定商談会等	参加予定生産者数	参加予定実業者数	商談予定件数	備考

注：事業実施報告においては、商談の議事録（表紙）、出席者名簿を添付すること。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査等に係る機器の 設置予定	調査予定人数	備考
年 月					

2. 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組
(年度)				
月				
月				

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3. 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事業内容	金額	内訳	備考 (経費の必要性と当該事業の関連性等)
1. 全国協会の設置・運営			
費目			
2. 機運醸成に向けた取組			
費目			
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出			
費目			
4. 消費者への需要喚起に向けた取組			
費目			
合計			

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4. 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	

共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
業務従事者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別記様式第3号別添

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち需要拡大支援

事業実施報告書

事業実施年度： _____ 年度

申請者名： _____

(新設)

第1 事業計画総括表

1 事業概要表

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営				
(2) 機運醸成に向けた取組				
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組				
合 計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを返額した場合には「取組額〇〇円うち返金〇〇円」と、返額がない場合には「該当なし」と、戻税額が明らかでない場合には「未税額」と記入すること。

2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	設定した事後評価の検証方法	事業実施による効果	取組時期

第2 事業の目的

--

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ. 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

ウ. 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア. 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ. 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ. 先進事例調査等の実施

開催時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

エ. 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加人数・対象	備考
年 月				

(3) 産地と実業者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

※：出席する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、変更ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

※：出席する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開催時期	内容等	実業者・生産者名	参加人数・対象	備考
年 月				

オ 商談件数

参加した商談会名	生産者名	実業者名	現在の状況	備考

注1：産地録（寄附）、出席者名簿を添付すること。

注2：現状の状況には、商談中もしくは契約完了を記載すること。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査等に係る機器の設置	調査人数	備考
年 月					

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組
(年度)				
月				
月				

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3. 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事業内容	金額	内訳	備考 （経費の必要性と当該事業の関連性等）
1. 全国協議会の設置・運営			
費目			
2. 機運醸成に向けた取組			
費目			
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出			
費目			
4. 消費者への需要喚起に向けた取組			
費目			
合計			

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4. 事業実施体制

申請者 （事業代表者）	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	

共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
業務従事者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

別記様式第4号別添

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
	成果目標の達成状況
	事後評価の検証方法
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

成果目標の具体的な内容	
	成果目標の達成状況
	事後評価の検証方法
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注：「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。
 なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第3 都道府県事業実施方針の基準

(新設)

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第3 都道府県事業実施方針の基準

本要綱第4第2号ウの別記2に定める基準は、1に掲げる趣旨に即しており、かつ、2及び3に掲げる事項が定められていることとする。

1～3 (略)

第4 産地パワーアップ計画の基準

本要綱第4第2号エの別記2に定める基準は、次のとおりとする。

1～5 (略)

第5 事業の内容等

1・2 (略)

3 実施期間

(1) 産地パワーアップ計画の実施期間は3年以内とする。

(2) 取組主体事業計画の実施期間は2年以内とする。

ただし、鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、(1)及び(2)ともに5年以内とする。

4 上限額

産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体事業計画の1年度当たりの補助金等の上限額は1事業当たり20億円とする。

第6 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の1及び2に掲げる場合の取組に係る目標年度は、それぞれ、当該1及び2に定めるところによるものとする。

本要綱第4第2項第3号の別記2に定める基準は、1に掲げる趣旨に即しており、かつ、2及び3に掲げる事項が定められていることとする。

1～3 (略)

第4 産地パワーアップ計画の基準

本要綱第4第2項第4号の別記2に定める基準は、次のとおりとする。

1～5 (略)

第5 事業の内容等

1・2 (略)

(新設)

(新設)

第6 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の1から3までに掲げる場合又は取組に係る目標年度は、それぞれ、当該1から3までに定めるところによるものとする。

- 1・2 (略)
(削る。)

第17 評価結果の配分基準への反映

1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成率の過去5か年の平均値に基づき共通8及び共通9の配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。

- 2 (略)

別紙2

生産基盤強化対策の事業内容等

I 基金事業

- 1～5 (略)

6 全国的な土づくりの展開

(1) 助成対象となる取組の範囲

全国的な土づくりの展開に係る堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための以下の取組とする。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

ア～ウ (略)

- (2) (略)

- 1・2 (略)

3 鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の取組については、令和5年度とする。

第17 評価結果の配分基準への反映

1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成度の平均値に基づき共通8及び共通9の配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。

- 2 (略)

別紙2

生産基盤強化対策の事業内容等

I 基金事業

- 1～5 (略)

6 全国的な土づくりの展開

(1) 助成対象となる取組の範囲

全国的な土づくりの展開に係る堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材及び緑肥（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための以下の取組とする。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

ア～ウ (略)

- (2) (略)

(3) 補助率

定額。ただし、堆肥等の農地施用に要する機械（以下「堆肥散布機械等」という。）のリース導入を行う場合にあつては、リース導入する堆肥散布機械等のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。（堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円）を乗じた額と堆肥散布機械等のリース導入に係る費用を加算した額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。また、取組主体計画を2カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。）

(4) 助成対象経費

助成対象経費は別表2に掲げるもののうち以下のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア (略)

イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費（保管場所の借上費を含む。）及び散布費（堆肥散布機械等のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）

ウ (略)

(5) 事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) バイオ炭については、家畜ふん尿、木材、草本、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のもので十分に炭化したものとする。また、その入手・使用に当たって

(3) 補助率

定額。ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合にあつては、リース導入する堆肥散布機械のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。（堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円）を乗じた額と堆肥散布機械のリース導入に係る費用を加算した額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。また、取組主体計画を2カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。）

(4) 助成対象経費

助成対象経費は別表2に掲げるもののうち以下のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア (略)

イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費（保管場所の借上費を含む。）及び散布費（堆肥散布機械のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）

ウ (略)

(5) 事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

(ア)～(エ) (略)

(新設)

は法令違反や不適切な手続がないものとする。

イ～エ (略)

オ (1) のイの土壌分析は、(1) のアの実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、当該実証ほにおいて実証の前後に実施するものとする。なお、(1) のイの取組については、(1) のアとは別の取組主体が実施することも可能とするが、この場合、当該取組主体は(1) のイの取組に加え、(1) のウの取組を行うものとする。

カ・キ (略)

ク (4) のイの堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度に発注したものについても対象とする。

II 整備事業 (略)

別表 1

生産基盤強化対策における果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額

別紙 2 の I の 2 の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

1 果樹

補助対象経費	補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり 本数)	補助対象とする 植栽密度の 下限 (10a 当たり 本数)	補助率 (定額補助は 10a 当たり単 価)
1 次の(1)～(5)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根			

イ～エ (略)

オ (1) のイの土壌分析は、(1) のアの実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、当該実証ほにおいて実証の前後に実施するものとする。なお、(1) のイの取組については、(1) のアとは別の取組主体が実施することも可能とするが、この場合、当該取組主体は(1) のイの取組に加え、(1) のエの取組を行うものとする。

カ・キ (略)

(新設)

II 整備事業 (略)

別表 1

生産基盤強化対策における果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額

別紙 2 の I の 2 の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

1 果樹

補助対象経費	補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり 本数)	補助対象とする 植栽密度の 下限 (10a 当たり 本数)	補助率 (定額補助は 10a 当たり単 価)
1 次の(1)～(5)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根			

費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
(1) 省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、 <u>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1</u> に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする。	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)		
(略)		(略)	(略)	(略)

2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長、畜産局長通知）別紙6のⅡの第4の1に準ずるものとする。

補助対象経費	10aあたり単価
--------	----------

費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
(1) 省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、 <u>持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官通知）の別表2</u> に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする。	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)		
(略)		(略)	(略)	(略)

2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙5のⅡの第4の1に準ずるものとする。

補助対象経費	10aあたり単価
--------	----------

1 ~ 7 (略)	(略)
8 有機栽培への <u>転換に必要な資材の導入</u>	100,000円
9 輸出向け栽培体系への <u>転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析</u>	50,000円

3 (略)

別表2 生産基盤強化対策（基金事業）における助成対象経費

費目	対象メニュー	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)
借上費	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、堆肥等の輸送、保管に直接必要なもののレンタル経費、 <u>堆肥散布機械等のリース・レンタル経費並びに実証に係るほ場借上費とする。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別添参考様式2-1号（別記2別紙様式第4号関係）

(略)

2 事業計画

1 ~ 7 (略)	(略)
8 有機栽培への転換	100,000円
9 輸出向け栽培体系への転換	50,000円

3 (略)

別表2 生産基盤強化対策（基金事業）における助成対象経費

費目	対象メニュー	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)
借上費	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、堆肥等の輸送、保管に直接必要なもののレンタル経費、 <u>堆肥等の散布に直接必要なもののリース・レンタル経費並びに実証に係るほ場借上費とする。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別添参考様式2-1号（別記2別紙様式第4号関係）

(略)

2 事業計画

(1) 総括表
(略)
(削る。)

(削る。)

(2) (略)

(別添1)

ア 基金事業
内訳

a 整備事業														
No.	地区名 支庁名	対象 地域 No.	事業 種別 年度	事業 年度	取組 年度	取組 目標	取組 内容 (主目、副目、補正、補正、地方等)	事業 内容 (内)	終了 年月日	事業 期間 の経緯	取組 内容 の達成 状況	取組 主体 の名称	備考	自治体 の取組 状況
関係事業長(製造所長、農産所)														
計														

b 生産支援事業
(略)

(注3) 整備事業の「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。生産支援事業の「取組目標」欄には、産地

(1) 総括表
(略)

(注3) 鹿児島県及び沖縄県の分みつ糖の計画の場合は、下表を作成し、本表は削ること。

(1) 総括表(分みつ糖の計画の場合 <鹿児島県及び沖縄県限定>)

a 整備事業														
No.	地区名 支庁名	対象 地域 No.	事業 種別 年度	事業 年度	取組 年度	取組 目標	取組 内容 (主目、副目、補正、補正、地方等)	事業 内容 (内)	終了 年月日	事業 期間 の経緯	取組 内容 の達成 状況	取組 主体 の名称	備考	自治体 の取組 状況
関係事業長(製造所長、農産所)														
計														

(注1) 令和5年度以後の国費欄の額は、同額を補償するものではないことを了承の上、作成すること。

(注2) 鹿児島県及び沖縄県以外は、本表は削ること。

(2) (略)

(別添1)

ア 基金事業
内訳

a 整備事業														
No.	地区名 支庁名	対象 地域 No.	事業 種別 年度	事業 年度	取組 年度	取組 目標	取組 内容 (主目、副目、補正、補正、地方等)	事業 内容 (内)	終了 年月日	事業 期間 の経緯	取組 内容 の達成 状況	取組 主体 の名称	備考	自治体 の取組 状況
関係事業長(製造所長、農産所)														
計														

b 生産支援事業
(略)

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(略)

(別添2)

イ 整備事業

(略)

No.	地区名	取組 事業名	対象作物 名	取組 種別	事業 実施 年度	目標 設定	取組目標	事業内容 (工費、施設費、農具、燃料、肥料等)			事業費 (円)	完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の名称	地域協議会 の名称	推進計画 の名称	備考	目標の 実現可能性
								農機具	施設費	その他										
取組事業費(推進計画、取組村)																				
計																				
取組事業費(推進計画、取組村)																				
計																				
合計																				

(略)

(注3) 「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準 において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。

(略)

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書(収益性向上タイプ)
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度
 都道府県・市町村名 〇〇
 取組主体名 〇〇
 代表者 〇〇

(略)

(別添2)

イ 整備事業

(略)

No.	地区名	取組 事業名	対象作物 名	取組 種別	事業 実施 年度	目標 設定	取組目標	事業内容 (工費、施設費、農具、燃料、肥料等)			事業費 (円)	完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の名称	地域協議会 の名称	推進計画 の名称	備考	目標の 実現可能性
								農機具	施設費	その他										
取組事業費(推進計画、取組村)																				
計																				
取組事業費(推進計画、取組村)																				
計																				
合計																				

(略)

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の 達成に直接的につながる取組を記載すること。

(略)

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書(収益性向上タイプ)
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度
 都道府県・市町村名 〇〇
 地域農業再生協議会等名 〇〇
 代表者 〇〇

事業区分	事業費 (円)	事業内容																備考	
		〇 (西暦〇) 年度				〇 (西暦〇) 年度				〇 (西暦〇) 年度				〇 (西暦〇) 年度					
		国費	県費	市町村費	その他	国費	県費	市町村費	その他	国費	県費	市町村費	その他	国費	県費	市町村費	その他		
総合事業	整備事業																		
	中実支費事業																		
	〔〇〕-1 生産基盤																		
	〔〇〕-2 生産基盤																		
	〔〇〕-3 生産基盤																		
	〔〇〕-4 生産基盤																		
	〔〇〕-5 生産基盤																		
	〔〇〕-6 生産基盤																		
	〔〇〕-7 生産基盤																		
	〔〇〕-8 生産基盤																		
	〔〇〕-9 生産基盤																		
	〔〇〕-10 生産基盤																		
	〔〇〕-11 生産基盤																		
	〔〇〕-12 生産基盤																		
	〔〇〕-13 生産基盤																		
	〔〇〕-14 生産基盤																		
	〔〇〕-15 生産基盤																		
	〔〇〕-16 生産基盤																		
	〔〇〕-17 生産基盤																		
	〔〇〕-18 生産基盤																		
	〔〇〕-19 生産基盤																		
	〔〇〕-20 生産基盤																		
	〔〇〕-21 生産基盤																		
	〔〇〕-22 生産基盤																		
	〔〇〕-23 生産基盤																		
	〔〇〕-24 生産基盤																		
	〔〇〕-25 生産基盤																		
	〔〇〕-26 生産基盤																		
	〔〇〕-27 生産基盤																		
	〔〇〕-28 生産基盤																		
	〔〇〕-29 生産基盤																		
	〔〇〕-30 生産基盤																		
	〔〇〕-31 生産基盤																		
	〔〇〕-32 生産基盤																		
	〔〇〕-33 生産基盤																		
	〔〇〕-34 生産基盤																		
	〔〇〕-35 生産基盤																		
	〔〇〕-36 生産基盤																		
	〔〇〕-37 生産基盤																		
	〔〇〕-38 生産基盤																		
	〔〇〕-39 生産基盤																		
	〔〇〕-40 生産基盤																		
	〔〇〕-41 生産基盤																		
	〔〇〕-42 生産基盤																		
	〔〇〕-43 生産基盤																		
	〔〇〕-44 生産基盤																		
	〔〇〕-45 生産基盤																		
	〔〇〕-46 生産基盤																		
	〔〇〕-47 生産基盤																		
	〔〇〕-48 生産基盤																		
	〔〇〕-49 生産基盤																		
	〔〇〕-50 生産基盤																		
	〔〇〕-51 生産基盤																		
	〔〇〕-52 生産基盤																		
	〔〇〕-53 生産基盤																		
	〔〇〕-54 生産基盤																		
	〔〇〕-55 生産基盤																		
	〔〇〕-56 生産基盤																		
	〔〇〕-57 生産基盤																		
	〔〇〕-58 生産基盤																		
	〔〇〕-59 生産基盤																		
	〔〇〕-60 生産基盤																		
	〔〇〕-61 生産基盤																		
	〔〇〕-62 生産基盤																		
	〔〇〕-63 生産基盤																		
	〔〇〕-64 生産基盤																		
	〔〇〕-65 生産基盤																		
	〔〇〕-66 生産基盤																		
	〔〇〕-67 生産基盤																		
	〔〇〕-68 生産基盤																		
	〔〇〕-69 生産基盤																		
	〔〇〕-70 生産基盤																		
	〔〇〕-71 生産基盤																		
	〔〇〕-72 生産基盤																		
	〔〇〕-73 生産基盤																		
	〔〇〕-74 生産基盤																		
	〔〇〕-75 生産基盤																		
	〔〇〕-76 生産基盤																		
	〔〇〕-77 生産基盤																		
	〔〇〕-78 生産基盤																		
	〔〇〕-79 生産基盤																		
	〔〇〕-80 生産基盤																		
	〔〇〕-81 生産基盤																		
	〔〇〕-82 生産基盤																		
	〔〇〕-83 生産基盤																		
	〔〇〕-84 生産基盤																		
	〔〇〕-85 生産基盤																		
	〔〇〕-86 生産基盤																		
	〔〇〕-87 生産基盤																		
	〔〇〕-88 生産基盤																		
	〔〇〕-89 生産基盤																		
	〔〇〕-90 生産基盤																		
	〔〇〕-91 生産基盤																		
	〔〇〕-92 生産基盤																		
	〔〇〕-93 生産基盤																		
	〔〇〕-94 生産基盤																		
	〔〇〕-95 生産基盤																		
	〔〇〕-96 生産基盤																		
	〔〇〕-97 生産基盤																		
	〔〇〕-98 生産基盤																		
	〔〇〕-99 生産基盤																		
	〔〇〕-100 生産基盤																		
	〔〇〕-101 生産基盤																		
	〔〇〕-102 生産基盤																		
	〔〇〕-103 生産基盤																		
	〔〇〕-104 生産基盤																		
	〔〇〕-105 生産基盤																		
	〔〇〕-106 生産基盤																		
	〔〇〕-107 生産基盤																		
	〔〇〕-108 生産基盤																		
	〔〇〕-109 生産基盤																		
	〔〇〕-110 生産基盤																		
	〔〇〕-111 生産基盤																		
	〔〇〕-112 生産基盤																		
	〔〇〕-113 生産基盤																		
	〔〇〕-114 生産基盤																		
	〔〇〕-115 生産基盤																		
	〔〇〕-116 生産基盤																		
	〔〇〕-117 生産基盤																		

共通 2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表 1 及び 2 のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	

共通 2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表 1 及び 2 のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	

(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 都道府県知事（国直接採択事業の場合は市 区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制 の構築等のために特に必要と認める施設等 は、<u>農業振興地域（農業振興地域の整備に関 する法律第6条第1項の規定により指定され た地域とする。以下同じ。）</u>及び生産緑地以 外にも設置できるものとする。 ・ (略)
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷 体制の構築等のために特に必要と認める施設 等は、<u>農用地区域及び生産緑地以外にも設置 できるものとする。</u> ・ (略)
(略)	(略)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、<u>農業振興地域及び生産緑地内</u>で生産されたものに限るものとする。 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 都道府県知事（国直接採択事業の場合は<u>市区町村長</u>）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、<u>農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）</u>以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、<u>農業振興地域内</u>で生産されたものに限るものとする。 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、<u>農用地区域及び生産緑地</u>以外にも設置

	は、 <u>農業振興地域及び生産緑地</u> 以外にも設置できるものとする。
	・ (略)
(略)	(略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	(略)
青果物流通拠点施設	・ 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、 <u>農業振興地域及び生産緑地</u>

	できるものとする。なお、当該施設等は、 <u>農用地区域及び生産緑地</u> 以外で生産されたものであっても、 <u>農用地区域及び生産緑地</u> と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。
	・ (略)
(略)	(略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	(略)
青果物流通拠点施設	・ 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、 <u>農業振興地域</u> 以外にも設置

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事（<u>国直接採択事業の場合は市区町村長</u>）が特に必要と認める場合にあつては、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。ただし、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>と一体的に産地を形成するものに限ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略)
高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（<u>国直接採択事業の場合は市区町村長</u>）が特に必要と認める場合にあつては、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。</p>

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、<u>農用地区域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。ただし、<u>農用地区域及び生産緑地</u>と一体的に産地を形成するものに限ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略)
高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、<u>農用地区域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。</p>

(略)

共通 3

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～キ (略)

共通 6

収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

別記 2 の第 19 の 4 の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

- 1 地方農政局長等との妥当性協議を終えた都道府県事業計画のうち、複数年計画の取組主体事業計画については、継続事業

(略)

共通 3

産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア 産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～キ (略)

共通 6

収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

別記 2 の第 19 の 4 の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

- 1 地方農政局長等に承認を受けた都道府県事業計画のうち、複数年計画として承認を受けた取組主体事業計画については、

の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。

2～6 (略)

共通 8

整備事業における配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2のとおりとする。

メニュー	施設等	類別															
(略)	(略)																
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	(略)																
	農産物処理加工施設	G1	G2	<u>G4</u>	G5	G6	G7	G8	G9	<u>G10</u>							
	(略)																
(略)	(略)																

(注) (略)

メニュー	産地基幹施設等	類別															
(略)	(略)																
集出荷貯蔵施設等再編利用（注）2	(略)	b1															
	農産物処理加工施設	<u>b1</u>															
	(略)																
(略)	(略)																

(注) 1～3 (略)

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対

継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。

2～6 (略)

共通 8

整備事業における配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2のとおりとする。

メニュー	施設等	類別															
(略)	(略)																
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	(略)																
	農産物処理加工施設	G1	G2	<u>G3</u>	G5	G6	G7	G8	G9								
	(略)																
(略)	(略)																

(注) (略)

メニュー	産地基幹施設等	類別															
(略)	(略)																
集出荷貯蔵施設等再編利用（注）2	(略)																
	農産物処理加工施設	<u>b2</u>															
	(略)																
(略)	(略)																

(注) 1～3 (略)

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対

する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また、複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

なお、別記2の事業を実施する場合、表中の事業実施主体を取組主体と読み替えるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合又は受益者が全て新規就農者の場合は、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。 ・（略） ・（略） ・・・・5ポイント			
土地利用型作物 （稲（新規需要米を除く））	（略） A7	・以下の <u>いずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者</u> （ <u>（1）から（4）までの認定等を受けている農業者の合計</u> ）の割合を1ポイント以上増加 （1）有機JAS認定 （2） <u>特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証</u> （3） <u>環境負荷低減事業活動実施計画</u> （4） <u>特定環境負荷低減事業活動実施計画</u>	（略）

する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

なお、別記2の事業を実施する場合、表中の事業実施主体を取組主体と読み替えるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合は、 <u>各都道府県1事業実施計画</u> に限り、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。 ・（略） ・（略） ・・・・5ポイント			
土地利用型作物 （稲（新規需要米を除く））	（略） A7	・ <u>事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）</u> の割合を1ポイント以上増加	（略）

		50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を 選択した場合は、類別A6の成果目標を選択 することはできない。	
(略)	(略)		
土地利用	(略)		
型作物	(略)	(略)	(略)
(麦)	B10	・麦類の新品種の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対 して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント ※「新品种」とは、平成20年以 降に育成された麦類の品種(麦	・麦類の新品種の作付面積が全体の作付 面積に占める割合に対して2.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・ 4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 4.0%以上・・・・・・・・ 2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント

		50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を 選択した場合は、類別A6の成果目標を選択 することはできない。	
(略)	(略)		
土地利用	(略)		
型作物	(略)	(略)	(略)
(麦)	B10	・麦類の新品種(今まで作付き られていなかった従来品種は除 く)の作付面積が全体の作付面 積に占める割合に対して5ポイ ント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント	・麦類の新品種(今まで作付されてい なかった従来品種を除く)の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対して 2.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・ 4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 4.0%以上・・・・・・・・ 2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント

		類の品種を作付けたことがある 場合にあっては、直近において 作付けされた品種より後に育成 されたものに限る。)をいう。	
土地利用 型作物 (豆類)	(略) C7	(略) ・豆類の新品種の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対 して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント ※「新品種」とは、平成20年以 降に育成された豆類の品種をい う。	(略) ・豆類の新品種の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対 して5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント
	(略)	(略)	(略)

		※「新品種」とは、 <u>独立行政法 人や都道府県農試において、平 成20年以降に育成された麦類の 品種をいう。</u>	
土地利用 型作物 (豆類)	(略) C7	(略) ・豆類の新品種(今まで作付さ れていなかった従来品種は除 く)の作付面積が全体の作付面 積に占める割合に対して5ポイ ント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント ※「新品種」とは、 <u>独立行政法 人や都道府県農試において、平 成20年以降に育成された豆類の 品種をいう。</u>	(略) ・豆類の新品種(今まで作付さ れていなかった従来品種は除 く)の作付面積が全体の作付面 積に占める割合に対して5.0% 以上。 15.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント
	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
畑作物・ 地域特産 物(甘味 資源作 物)	(略)	(略)	(略)
	(削 る。)	(削る。)	(削る。)
	G3	(略)	(略)
	G4	(略)	(略)
	G5	(略)	
	G6	(略)	(略)
	G7	(略)	(略)
	(削 る。)	(削る。)	(削る。)

(略)	(略)	(略)	(略)
畑作物・ 地域特産 物(甘味 資源作 物)	(略)	(略)	(略)
	G3	・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。 3.0%上・・・・・・・・・・ 5ポイント 2.5%上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.0%上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.5%上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	G4	(略)	(略)
	G5	(略)	(略)
	G6	(略)	(略)
	G7	(略)	(略)
	G8	(略)	(略)
	G9	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6 ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・

					5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント	3ポイント
					3%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
						1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	G8	(略)	(略)	G10	(略)	(略)
	G9	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合を2ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合が3%以上 15%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1 ポイント ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合が2%以上 10%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3 ポイント	G11	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント (新設)	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1 ポイント (新設)

	<u>9ポイント以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・2ポイ</u> <u>ント</u> <u>6ポイント以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・1ポイ</u> <u>ント</u> <u>3ポイント以上・・・2</u> <u>ポイント</u> <u>※ただし、栽培面積のうち、現</u> <u>状のたい肥等有機物の活用面積</u> <u>割合が50%以上の地域にあって</u> <u>は1ポイント以上増加</u> <u>7.5ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>6.0ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4.5ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3.0ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>1.5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>				
G10	<u>・労働生産性を2%以上向上。</u> <u>(労働生産性＝生産量又は販売</u> <u>額÷労働時間)</u> <u>10%以上・・・10</u>	<u>・労働生産性が過去（複数年平</u> <u>均）と比較して1%以上高い。</u> <u>(労働生産性＝生産量又は販売</u> <u>額÷労働時間)</u>	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)

		ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8	5%以上・・・・・・・・・・
		ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6	5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・
		ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4	4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・
		ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2	3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・
		ポイント	2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・
			1ポイント
(略)	(略)	(略)	(略)
環境保全型農業	N2	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（（1）から（4）までの認定等を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>（1）有機JAS認定</p> <p>（2）特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証</p> <p>（3）環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（4）特定環境負荷低減事業活</p>	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
環境保全型農業	N2	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に<u>取り組む農業者（有機JAS認定又は特別栽培農産物 その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）</u>の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・</p>	(略)

	<p style="text-align: center;"><u>動実施計画</u></p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p>			<p>4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p>	
--	---	--	--	---	--

		10ポイント以上・・・・・・・・	
		4ポイント	
		1ポイント以上・・・・・・・・	
		2ポイント	
(略)	(略)	(略)	(略)
共通	P1	生産コスト(※1)又は集出荷 コスト(※2)を <u>6%</u> 以上削 減。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※1) 単位面積又は重量当 たりの全生産コストとする。 (※2) 共同利用施設の運営コ ストとする。 ※成果目標に別記2の第4の5 の(1)のアの②を設定する場 合に選択できるものとする。	(略)
	P2	販売額又は所得額(※)を <u>6%</u> 以上増加。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※) 原則、単位面積当たりの	(略)

		10ポイント以上・・・・・・・・	
		4ポイント	
		1ポイント以上・・・・・・・・	
		2ポイント	
(略)	(略)	(略)	(略)
共通	P1	生産コスト(※1)又は集出荷 コスト(※2)を <u>10%</u> 以上削 減。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※1) 単位面積又は重量当 たりの全生産コストとする。 (※2) 共同利用施設の運営コ ストとする。 ※成果目標に別記2の第4の5 のアの(1)の②を設定する場 合に選択できるものとする。	(略)
	P2	販売額又は所得額(※)を <u>10%</u> 以上増加。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※) 原則、単位面積当たりの	(略)

	<p>販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。</p> <p>※成果目標に別記2の第4の5の（1）のアの②を設定する場合に選択できるものとする。</p>			<p>販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。</p> <p>※成果目標に別記2の第4の5のアの（1）の②を設定する場合に選択できるものとする。</p>	
P3	<p>労働生産性を6%以上向上。 10%以上削減・・・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・・・ 6ポイント ※成果目標に別記2の第4の5の（1）のアの⑥を設定する場合に選択できるものとする。</p>	<p>労働生産性について、都道府県 平均値より2%以上上回る場 合。 10%以上上回る・・・・・・・・・・ 5ポイント 6%以上上回る・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上上回る・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>	P3	<p>労働生産性を10%以上向上。 10%以上削減・・・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・・・ 6ポイント ※成果目標に別記2の第4の5のアの（1）の⑥を設定する場合に選択できるものとする。</p>	<p>労働生産性について、都道府県 平均値より2%以上上回る場 合。 10%以上上回る・・・・・・・・・・ 5ポイント 6%以上上回る・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上上回る・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>

P4	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合。 30%以上・・・・・・・・
	30ポイント以上・・・・・・・・	5ポイント
	10ポイント	25%以上・・・・・・・・
	25ポイント以上・・・・・・・・	4ポイント
	8ポイント	20%以上・・・・・・・・
	20ポイント以上・・・・・・・・	3ポイント
	6ポイント	15%以上・・・・・・・・
	15ポイント以上・・・・・・・・	2ポイント
	4ポイント	5%以上・・・・・・・・
	5ポイント以上・・・・・・・・	1ポイント
	2ポイント	※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。
	※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。	
	※一つの取組において本成果目標を選択した場合は、類別N1の成果目標を選択することはできない。	

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容
(略)
(略)

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容
(略)
(略)

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
<p>○重点品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>※これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。</p> <p>ただし、「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。</p>	<p>○重点品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>※これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。</p> <p>ただし、<u>以下の</u>「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。</p>
(略)	(略)
・ (略)	・ (略)
<p>○都道府県加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算・・・1～2ポイント <p>(各都道府県において加算するポイントの合計は、年間2ポイント(北海道にあつては3ポイント)に別記2の第17の1の加算ポイントを増減したポイントを上限とする。)</p>	<p>○都道府県加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算・・・1～2ポイント <p>(都道府県加算ポイントは、各都道府県において加算するポイントの合計は、年間2ポイント(北海道にあつては3ポイント)に別記2の第17の1の加算ポイントを増減したポイントを上限とする。)</p>

附 則

- 1 この改正は、令和5年12月6日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。